

(写)

小議発第168号

平成27年2月16日

小金井市議会議員 様

小金井市議会議長

篠原ひろし

平成27年第1回小金井市議会定例会の招集について（通知）

本日付けで告示をした旨市長から通知がありましたので通知します。

なお、下記の案件が送付されておりますので送付します。

記

平成27年度施政方針

- | | |
|--------|--------------------------------|
| 報告第1号 | 専決処分の報告について |
| 諮問第1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 議案第1号 | 平成26年度小金井市一般会計補正予算（第8回） |
| 議案第2号 | 平成26年度小金井市国民健康保険特別会計補正予算（第6回） |
| 議案第3号 | 平成26年度小金井市下水道事業特別会計補正予算（第2回） |
| 議案第4号 | 平成26年度小金井市介護保険特別会計補正予算（第4回） |
| 議案第5号 | 平成26年度小金井市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回） |
| 議案第6号 | 平成27年度小金井市一般会計予算 |
| 議案第7号 | 平成27年度小金井市国民健康保険特別会計予算 |
| 議案第8号 | 平成27年度小金井市下水道事業特別会計予算 |
| 議案第9号 | 平成27年度小金井市介護保険特別会計予算 |
| 議案第10号 | 平成27年度小金井市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 議案第11号 | 固定資産評価員の選任に関し同意を求めることについて |
| 議案第12号 | 小金井市行政手続条例の一部を改正する条例 |
| 議案第13号 | 特別職の給与に関する条例の特例に関する条例 |

議案第14号	小金井市教育委員会事務局等職員給与条例の特例に関する条例
議案第15号	小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
議案第16号	教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例
議案第17号	教育長の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
議案第18号	小金井市教育委員会事務局等職員給与条例等の一部を改正する条例
議案第19号	小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例
議案第20号	小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例
議案第21号	小金井市立保育園における延長保育に関する条例の一部を改正する条例
議案第22号	小金井市愛育手当条例の一部を改正する条例
議案第23号	小金井市下水道条例の一部を改正する条例
その他	工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

なお、

- 小金井市土地開発公社の経営状況について
- 小金井市介護福祉条例の一部を改正する条例

は、市長から送付され次第、後日送付します。

議 長 報 告

1 東京都市議会議長会定例総会について

平成26年11月19日(水)東京自治会館において開催された。

会議の概要は、会長挨拶の後、議事に入り、次の報告事項及び協議事項を承認した。

(1) 報告事項

ア 会務報告

イ 第206回東京都都市計画審議会の会議結果について

ウ 平成26年度日中友好交流事業について

エ 東京都区市町村振興協会第1回臨時評議員会の会議結果について

オ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会第1回顧問会議結果について

カ 東京市町村総合事務組合議会第2回定例会の会議結果について

キ 関東市議会議長会支部長会議及び第1回理事会の会議結果について

ク 全国市議会議長会第197回理事会及び第97回評議員会の会議結果について

(2) 協議事項

ア 平成27年度東京都市議会議長会事業計画(案)について

イ 平成27年度東京都市議会議長会歳入歳出予算(案)について

ウ 平成27年度東京都市議会議長会関係役員(案)について

エ 平成26年度東京都市議会議員研修会について

(3) その他

ア 市制施行周年行事参加へのお礼【府中市・昭島市・国分寺市】

2 全国市議会議長会地方財政委員会について

平成26年11月19日(水)全国都市会館において開催された。

会議の概要は、委員長挨拶の後、総務省自治財政局財政課長から「平成27年度地方財政の課題について」の説明があり、続いて総務省自治税務局企画課長から「平成27年度地方税制の課題について」の説明があった。

事務局による事務報告の後、次の協議事項について決定した。

(1) 要望書(案)について

ア 平成27年度地方税財政対策に関する要望

イ 東日本大震災に関する要望

(2) 要望活動について

(3) 今後の運営について

ア 日 時 平成27年2月12日(木)

3 東京都三多摩地区消防運営協議会第二部会について

平成27年1月20日(火)東京自治会館において開催された。

会議の概要は、第二部会長及び会長挨拶の後、議事に入り、次の議題について協議した。

- (1) 平成27年度消防委託事務について
平成27年度消防委託事務の管理に要する経費の負担について了承された。
詳細は、資料1のとおり
- (2) 役員の改選について
- (3) 平成27年度通常総会日程等について
ア 日 時 平成27年5月22日(金) 午後2時
イ 場 所 東京自治会館
- (4) その他
受託地区における平成26年中の災害状況及び当庁の主な施策について

4 議員の派遣について

地方自治法第100条第13項及び小金井市議会会議規則第120条第1項の規定に基づき、緊急を要すると認め、議長において次のとおり議員の派遣を決定し、議員を派遣した。

- (1) 小金井市議会基本条例策定代表者会議作業部会
ア 目的 議会基本条例策定に向けた協議を行うため
イ 場 所 小金井市役所
ウ 期 日 平成27年1月21日(水)及び平成27年2月13日(金)
エ 議 員 湯沢綾子議員、岸田正義議員、片山薫議員、林倫子議員、小林正樹議員、百瀬和浩議員、水上洋志議員、五十嵐京子議員
- (2) 小金井市議会基本条例策定代表者会議作業部会
ア 目的 議会基本条例策定に向けた協議を行うため
イ 場 所 小金井市役所
ウ 期 日 平成27年2月13日(金)
エ 議 員 中山克己議員、鈴木成夫議員、白井亨議員、田頭祐子議員、遠藤百合子議員、渡辺ふき子議員、斎藤康夫議員、紀由紀子議員、板倉真也議員
- (3) ごみ非常事態宣言・ごみ減量啓発キャンペーン
ア 目的 ごみ非常事態宣言の周知、ごみ減量の協力の呼びかけ及びごみ減量啓発グッズを配布するため
イ 場 所 武蔵小金井駅、東小金井駅、新小金井駅の各駅頭
ウ 期 日 平成27年2月13日(金)及び平成27年2月16日(月)
エ 議 員 全議員

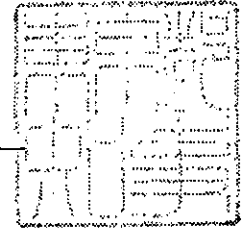


26総防管第2164号
平成26年12月26日

東京都三多摩地区消防運営協議会
会長 青梅市長 竹内俊夫 様

東京都知事

舛添 要



平成27年度消防委託事務の管理に要する経費の負担
及びその見積額について

標記のことについて、消防事務の委託に関する規約（昭和35年4月1日
東京都告示第479号の5外）第2条第2項及び消防事務の委託に関する付属
協定書第5条第1項の規定により、平成9年12月25日付9総災応
第1659号による合意書に基づく平成27年度消防委託事務の管理に要する
経費の負担及びその見積額について、別紙1及び別紙2のとおり提示いたし
ますので、よろしくお取り計らい願います。

平成27年度消防委託事務の管理に要する経費の負担について

平成27年度の消防委託事務の管理に要する経費の負担については、別添合意書に基づき、下記のとおり協定を締結するものとする。

記

1 東京都及び委託市町村の負担割合

消防委託事務の管理に要する経費は、消防事務を委託している市町村（以下「委託市町村」という。）が、2によって算出した額を負担することとする。

2 委託市町村の負担額

委託市町村の負担する額は、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第11条の規定により算出する当該委託市町村の平成27年度の基準財政需要額（同法附則第6条の3の規定の適用を行わずに算定するものとする。）の消防費のうち、常備消防費（水利費を除く。以下「基準財政需要額」という。）の100パーセントに相当する額とする。

3 納付時期等

納付時期及び額については、次のとおりとする。

納付時期	納付する額	備考
平成27年4月、7月及び10月	「2 委託市町村の負担額」に基づき算出した基準財政需要額の見積額の各4分の1	平成27年度基準財政需要額の確定前における概算納付
平成28年1月	当該委託市町村の平成27年度基準財政需要額の決定に基づき確定した負担額から、すでに納付した額を控除した額	平成27年度基準財政需要額の確定後における納付

4 協定期期

平成27年4月1日とする。

平成27年度消防委託事務の管理に要する経費負担額の見積額

市町村名	人口 A	補正係数 B	補正後の数値 (A×B) C	平成27年度 消防費基準財政需要額 C×11,200円(単位費用) D (単位:千円)	各市町村負担額 (D×0.8909199) [平成27年度委託事務分] E (単位:千円)	摘要
八王子市	580,053	1.012	587,014	6,574,557	5,857,404	
立川市	179,668	1.050	188,651	2,112,891	1,882,417	
武蔵野市	138,734	1.131	156,908	1,757,370	1,565,676	
三鷹市	186,083	1.058	196,876	2,205,011	1,964,488	
青梅市	139,339	1.007	140,314	1,571,517	1,400,096	
府中市	255,506	1.016	259,594	2,907,453	2,590,308	
昭島市	112,297	1.111	124,762	1,397,334	1,244,913	
調布市	223,593	1.030	230,301	2,579,371	2,298,013	
町田市	427,016	1.014	432,994	4,849,533	4,320,545	
小金井市	118,852	1.162	138,106	1,546,787	1,378,063	
小平市	187,035	1.059	198,070	2,218,384	1,976,402	
日野市	180,052	1.040	187,254	2,097,245	1,868,477	
東村山市	153,557	1.090	167,377	1,874,622	1,670,138	
国分寺市	120,650	1.170	141,161	1,581,003	1,408,547	
国立市	75,510	1.245	94,010	1,052,912	938,060	
福生市	59,796	1.237	73,968	828,442	738,075	
狛江市	78,751	1.241	97,730	1,094,576	975,180	
東大和市	83,068	1.204	100,014	1,120,157	997,970	
清瀬市	74,104	1.237	91,667	1,026,670	914,681	
東久留米市	116,546	1.137	132,513	1,484,146	1,322,255	
武蔵村山市	70,053	1.177	82,452	923,462	822,731	
多摩市	147,648	1.094	161,527	1,809,102	1,611,765	
羽村市	57,032	1.225	69,864	782,477	697,124	
あきる野市	80,868	1.103	89,197	999,006	890,034	
西東京市	196,511	1.056	207,516	2,324,179	2,070,657	
瑞穂町	33,497	1.361	45,589	510,597	454,901	
日の出町	16,650	1.508	25,108	281,210	250,536	
檜原村	2,558	2.596	6,641	74,379	66,266	
奥多摩町	6,045	2.224	13,444	150,573	134,148	
合	4,101,072		4,440,622	49,734,966	44,309,870	

備考 1 各市町村の人口は、平成22年国勢調査人口とする。
 2 平成27年度の補正係数は、平成26年度消防費基準財政需要額に基づき、各市町村の数値を使用した予想数値である。
 3 平成27年度の単位費用は、平成26年度消防費基準財政需要額に基づき、各市町村の数値を使用した予想数値である。
 4 平成27年度の委託割合は、平成26年度消防費基準財政需要額に基づき予想数値である。



合 意 書

東京都と東京都三多摩地区消防運営協議会は、消防事務受委託の経費の負担について、下記のとおり合意する。

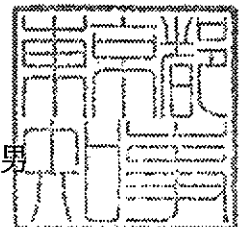
記

- 1 平成10年度から、消防事務受委託の経費の算定方式を「各市町村の当該年度の基準財政需要額の100パーセント方式」に変更し、経費の額を地方交付税法（昭和25年法律第211号）第11条の規定により算定する各市町村の当該年度の基準財政需要額の消防費のうち常備消防費（水利費を除く。）（以下「基準財政需要額」という。）の100パーセントに相当する額とする。
- 2 ただし、各市町村の財政状況等を考慮して、次のとおり経過措置を講ずる。
 - (1) 平成10年度及び平成11年度は当該年度の基準財政需要額の98パーセントに相当する額とし、平成12年度及び平成13年度は当該年度の基準財政需要額の99パーセントに相当する額とし、平成14年度から当該年度の基準財政需要額の100パーセントに相当する額とする。
 - (2) 平成11年度から平成14年度までは、上記(1)により算定した額が前年度の基準財政需要額を上回る場合は、当該上回った額の2分の1に相当する額を減額する。
 - (3) なお、平成10年度は上記(1)にかかわらず、平成9年度の基準財政需要額の100パーセントに相当する額とする。

平成9年12月25日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都

知 事 青 島 幸 男



東京都立川市錦町三丁目2番26号

東京都三多摩地区消防運営協議会

会 長 立 川 市 長 青 木





覚 書

東京都（以下「甲」という。）と東京都三多摩地区消防運営協議会（以下「乙」という。）とが消防事務受委託の経費の負担について取り交わした合意書（平成9年12月25日付9総災応第1659号）1の項の解釈について、甲と乙との間において下記のとおり覚書を取り交わす。

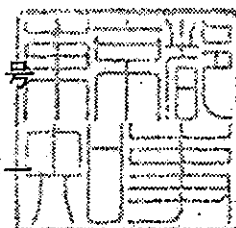
記

平成26年度から平成28年度までの間における合意書1の項に規定する「地方交付税法（昭和25年法律第211号）第11条の規定により算定する各市町村の当該年度の基準財政需要額」とは、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第5号）による改正後の地方交付税法附則第6条の3の規定の適用を行わずに同法第11条の規定により算定した場合における各市町村の当該年度の基準財政需要額に相当する額とする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年6月2日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
甲 東京都
代表者 東京都知事 舛添 要一



東京都青梅市東青梅一丁目11番地の1
乙 東京都三多摩地区消防運営協議会
代表者 会長 青梅市長 竹内 俊夫



一部事務組合議会等活動状況報告

- 1 昭和病院企業団議会
選出議員 小林正樹議員 関根優司議員

- 2 湖南衛生組合議会
選出議員 鈴木成夫議員 田頭祐子議員

- 3 東京都十一市競輪事業組合議会
選出議員 中根三枝議員 渡辺大三議員

- 4 東京都六市競艇事業組合議会
選出議員 中根三枝議員 渡辺大三議員

※ 今回の一部事務組合議会等活動状況報告は、平成26年11月8日から平成27年2月2日までに開催された各議会の報告である。

昭和病院企業団議会活動状況報告

1 企業団議会開催状況

平成26年11月21日（金） 平成26年第2回定例会

2 会議の概要

平成26年11月21日（金） 平成26年第2回定例会

行政報告4件のほか議案4件を審議した。

(1) 行政報告

- 1 平成26年度 公立昭和病院取扱患者実績について
- 2 平成26年度 昭和病院企業団病院事業会計収支概況について
- 3 平成25年度 公立昭和病院新中期計画の点検・評価について
- 4 武蔵村山市からの申出について

以上4件については、いずれも了承した。

(2) 議案

議案第13号 東京都市公平委員会の共同設置からの脱退等について

議案第14号 昭和病院企業団情報公開条例

議案第15号 昭和病院企業団個人情報保護条例

以上3件については、慎重審議の結果、いずれも原案のとおり可決することと決定した。

議案第16号 平成25年度昭和病院組合病院事業決算の認定について

慎重審議の結果、認定することと決定した。

湖南衛生組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

平成26年11月11日（火） 平成26年第2回定例会

2 会議の概要

平成26年11月11日（火） 平成26年第2回定例会

議案1件を審議した。

議案第6号 平成25年度湖南衛生組合歳入歳出決算の認定について
慎重審議の結果、認定することと決定した。

東京都十一市競輪事業組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

平成26年11月20日（木） 平成26年第2回定例会

2 会議の概要

平成26年11月20日（木） 平成26年第2回定例会

議案4件を審議した。

第8号議案 東京都十一市競輪事業組合財政状況の公表に関する条例

第9号議案 東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増減及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更について

第10号議案 平成26年度東京都十一市競輪事業組合一般会計補正予算（第1号）

以上3件は、慎重審議の結果、いずれも原案のとおり可決することと決定した。

第11号議案 平成25年度東京都十一市競輪事業組合一般会計歳入歳出決算の認定について

慎重審議の結果、認定することと決定した。

東京都六市競艇事業組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

平成26年11月20日（木） 平成26年第2回定例会

2 会議の概要

平成26年11月20日（木） 平成26年第2回定例会

議案4件を審議した。

第1号認定 平成25年度東京都六市競艇事業組合一般会計歳入歳出決算について

慎重審議の結果、認定することと決定した。

第11号議案 平成26年度東京都六市競艇事業組合一般会計補正予算(第1号)について

第12号議案 東京都六市競艇事業組合財政状況の公表に関する条例

第13号議案 東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増減及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更について

以上3件については、慎重審議の結果、いずれも原案のとおり可決することと決定した。

平成27年度

施政方針

平成27年2月23日

小金井市長

箱葉孝考

目 次

1	はじめに	1
2	市政を取り巻く情勢	2
3	平成27年度市政運営基本方針とその施策	3
4	平成27年度予算案について	11
5	むすび	12

1 はじめに

平成27年第1回市議会定例会の開会に当たり、平成27年度の市政運営方針及び予算の概要につきまして、所信の一端を申し述べ、市民の皆様並びに市議会議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は、平成23年12月に市長に復帰し、本年が今任期最後の年となります。これまで、多くの皆様のご支援やご協力の下、市政の課題解決に全身全霊を傾け、まい進してまいりました。本市の最重要課題である可燃ごみの処理については、日野市のご理解の下、国分寺市と共に協力して新可燃ごみ処理施設の整備事業を進めており、平成31年度中の稼働を目指し、全力で取り組んでおります。

また、平成26年度における可燃ごみの処理については、稲城市、狛江市、府中市及び国立市で構成される多摩川衛生組合を始め、国分寺市、昭島市、更に青梅市、福生市、羽村市及び瑞穂町で構成される西多摩衛生組合にもご支援をいただき、市内で発生する可燃ごみの全量が処理できる見通しとなっております。施設周辺にお住まいの皆様並びに関係者の皆様に深く感謝を申し上げます。あわせまして、多摩地域25市1町、400万人から排出される廃棄物の最終処分場の運営について、多大なるご理解とご協力をいただいている日の出町の皆様に、心より感謝を申し上げます。

さて、東日本大震災から4年が経過しようとしており、復興、復旧が急がれる中、昨年1年を振り返りますと、広島市を襲った集中豪雨による土砂災害や御嶽山の噴火、長野県北部で発生した地震等、大規模な自然災害が相次いで発生しました。被害に遭われた方々には、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

一方、明るいニュースも数多くありました。青色発光ダイオードの開発により、赤崎勇教授、天野浩教授、中村修二教授の3氏がノーベル物理学賞を受賞されております。そして、本市においても、素晴らしい活躍をされた方々がいらっしゃいます。例えば、卓越した業績を残した世界の映画人に贈られるアカデミー名誉賞を、本市の名誉市民でありますスタジオジブリの宮崎駿監督が受賞されました。また、日本の文化の向上発達に関し特に功績顕著な方々を顕彰する文化功労者として、小説家の黒井千次氏が選ばれました。お二人の輝かしい功績は、市民にとって誇りであり、今後の更なるご活躍を願ってやみません。さらに、韓国で開催された第17回アジア競技大会セパタクロードダブル種目で、市内在住の寺本進選手と青木沙和選手が銅メダルを獲得されました。スポーツ競技に対するひたむきな姿は人々に夢や感動を与えてくれま

す。そのため、スポーツを通じて一人でも多くの市民に今後とも活躍してほしいと願っております。

昨年5月には市民一人ひとりの体力や環境に合わせた健康づくりの新たな取組として、開催日に15分以上継続してスポーツなどを行った市民の参加率を、同じ規模の自治体同士で競い合う「チャレンジデー」を実施しました。対戦相手の福岡県大牟田市には敗れてしまいましたが、3万人を超える市民の皆様の参加を得ることができたことは、有意義であったと感じており、本年も挑戦する予定です。この取組を契機に、市民のスポーツの習慣化やスポーツ人口を拡大し、健康増進へとつなげていくことを目指します。

また、昨年4月には、生涯学習の新しい拠点であり、市民の憩いの場でもあります「きたまちセンター」が貫井北町に開館しました。イベントや学習会等、様々な活動が活発に行われており、引き続き市民協働を基調とした本市の新しいサービス提供の場として形作ってまいります。

このような明るい話題を、平成27年度も皆様にお届けしていくために、これまで以上に職員自らが持てる力を発揮し、失敗を恐れず果敢にチャレンジするとともに、全庁一丸となって市民サービスの維持・向上に尽力いたします。

2 市政を取り巻く情勢

昨年12月に行われた衆議院の解散総選挙は、いわゆる「アベノミクス」を問う選挙と位置付けられておりましたが、自民党・公明党の連立与党が大勝し、引き続き経済最優先で政権運営を行うこととなりました。第3次安倍内閣による平成27年度予算案は、経済対策・平成26年度補正予算や平成27年度税制改正と併せ、経済再生と財政再建の両立を実現する予算となっております。一般会計総額は前年度に比べて0.5%増の9兆6千342億円で過去最大となりました。中でも社会保障費は消費税増収分を活用した充実・安定化を図り、初めて3兆1千億円を突破しました。国債発行額は前年度から4兆円を超える大幅な減額となり、国・地方を合わせた赤字を半減させるという財政健全化目標の達成を見込んでおります。一方で、地方交付税は減額となりましたが、国の重要課題である「地方創生」の実現に向けて今年度の補正予算と合わせて1兆円を超える規模の歳出枠が創設されました。本市においても国の動向を注視し、適切に対応してまいります。

東京都においては、来年度予算案を「東京を『世界一の都市』へと飛躍させる予算」と位置付け、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた施策や、

福祉・雇用対策に重点的に配分されております。一般会計の総額は前年度に比べて4.3%増の6兆9,520億円となりました。歳入面では、堅調な企業収益や消費税率の引上げの影響などから、都税収入が前年度に比べて7.5%の増となり、歳出面では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた施設整備や災害対策、インフラ整備などを着実に進めるため、投資的経費が9.6%の増となりました。一方で、施策の見直しによる都政改革の推進と、中長期を見据えた財源措置により、戦略的かつ安定的な政策展開を支える財政基盤を構築するという方向での予算編成となっております。

続きまして、本市の財政状況です。平成25年度決算の一般会計における歳入総額は392億5,300万円余りで前年度対比3.5%の増となり、これに対する歳出総額は380億2,500万円余りで前年度対比4.2%の増となりました。具体的な財政指標に目を向けますと、人件費比率は前年度対比2.0ポイント減の16.6%となり、人件費総体は、前年度から5億100万円余りの減となっております。一方、経常収支比率は前年度対比2.3ポイント減の96.7%となりましたが、昨年度と同様に多摩26市中最下位でもありますので、改善に向けて引き続き努力してまいります。

今後の財政状況については、雇用情勢の厳しさが残り、市税収入の増加があまり見込まれない状況に加え、多額の財源を必要とする重要課題が山積しており、危機的な財源不足が依然として続いております。しかしながら、市民福祉の更なる向上を図るためには、健全な財政運営は欠かすことができないということを肝に銘じ、限られた財源を効果的に活用する等、全庁を挙げて効率的な経営の推進に努めてまいります。

3 平成27年度市政運営基本方針とその施策

それでは、冒頭でも申し上げましたとおり、市政の最重要課題である可燃ごみの処理についてご説明いたします。

平成24年4月に日野市長に可燃ごみの共同処理を申し入れ、その後、関係市間での協議を経て、平成26年1月16日には、日野市、国分寺市及び本市で可燃ごみの共同処理を行うことなどを約した覚書を締結し、この覚書に基づき、新可燃ごみ処理施設の設置に必要なごみ処理施設建設基本設計書を策定し、現在は環境影響評価調査を実施しております。また、本年7月1日に設立する予定の「浅川清流環境組合」の組合規約についても、先の平成26年第4回市議会定例会で全会一致でご議決を賜っており、今後は、組合設立に必要な事務手続を経て、日野市、国分寺市と協力して「浅

川清流環境組合」を設立し、新可燃ごみ処理施設の平成31年度中の稼働に向け全力で取り組んでまいります。

あわせて、本市としましては、改めて与えられた役割の重大さを認識し、責任を誠実に果たしていく所存です。

現在も、日野市におかれましては、地元の皆様へのご説明を重ねている状況とお聞きしております。本市においても、市民の皆様並びに市議会議員各位のご理解、ご協力を切にお願い申し上げます。

また、新可燃ごみ処理施設の稼働は平成31年度中を予定しているため、引き続き、本市の可燃ごみは、多摩地域の各団体に広域支援をお願いしなければなりません。

本年度についても、市民の皆様が、安心して生活を送れるよう、本市から発生する可燃ごみの全量のご支援をいただけるよう全力で取り組んでまいりますので、市民の皆様には、引き続きごみの減量にご理解・ご協力をお願い申し上げます。

それでは、以下、平成27年度の市政運営の概要について、第4次基本構想・前期基本計画の施策の大綱に沿って、ご説明いたします。

第1に、「みどりあふれる快適で人にやさしいまち（環境と都市基盤）」について申し上げます。

環境と都市基盤は、日々の暮らしや様々な地域での活動の礎となるものであることから、みどり豊かな自然環境と利便性が高い水準で調和した、快適で人にやさしいまちづくりを進めてまいります。

まず、公園の整備については、これまで実施した公園利用実態調査の分析を進めるとともに、分析結果やアンケートから見えてくる公園利用者の声を反映できるよう整備修繕計画の策定に向けて取り組めます。

都市公園については、緑のネットワークの拠点となっており、都市環境の改善や防災機能、景観形成機能に加え、地域コミュニティ形成の場など多様な役割を果たしております。そのため、小長久保公園や貫井けやき公園の用地取得に向けて事業の推進を図るとともに、栗山公園において利用者の安全性を図るため、大型遊具周辺を芝生化いたします。

また、平成27年度から「第2次環境基本計画」及び「地球温暖化対策地域推進計画改訂版」の計画期間に入りますので、広く市民に周知すると同時に、「第2次環境基本計画」の計画目標達成に向けた取組や、「地球温暖化対策地域推進計画」に定めたエネルギー削減目標達成に向けた種々の施策などに積極的に取り組んでまいります。

次に、まちづくりの分野においては、昨年8月に行った武蔵小金井駅南口第2地区市街地再開発事業に係る都市計画決定を経て、引き続き武蔵小金井駅南口第2地区市街地再開発準備組合に対し必要な支援を行い、適切な遂行を図ります。さらに、高架化が完成したことから、駅北口も含めた武蔵小金井駅周辺の一体的なまちづくりについても継続して支援してまいります。

東小金井駅北口土地区画整理事業については、皆様のご協力により、着実に事業を進めており、平成26年度から駅前交通広場の整備工事に着手しました。今後も東部地区の中心としての発展を目指し、引き続き整備を進めてまいります。

また、災害時の特定緊急輸送道路沿道の建築物については、義務化されている耐震診断のめどが立ちますので、耐震補強設計や耐震改修の着手も見込み、体制を整備いたします。

一方、下水道については、安定したサービス供給と適切な維持管理を実施していくため、「公共下水道長寿命化計画」を策定します。さらに、避難所におけるマンホールトイレの設置を進め、災害時の下水道機能を確保いたします。

このほか、安全で快適な市民生活と円滑な交通の確保及び防災機能の向上を図るため、引き続き都市計画道路の拡幅整備等、計画的な道路整備と改良に取り組むとともに、予防保全の観点から、老朽化の進んでいる橋りょうの長寿命化修繕計画を策定し、市民の安全・安心の確保に向けて引き続き力を入れてまいります。

第2に、「ふれあいと活力のあるまち（地域と経済）」について申し上げます。

近年、少子高齢化の進行などにより、人々の社会的孤立が問題となっていることから、地域とのつながりの重要性が増してきております。市民活動が活発である本市の特性をいかして、地域とのつながりの促進を図る取組を引き続き実施していくとともに、大規模災害に備え、災害に強い安全・安心な地域づくりを進めてまいります。また、まちづくりの進捗によって生み出されるにぎわいをいかし、今後の産業振興の方針を検討いたします。

まず、市民協働の推進においては、市民協働支援センター準備室との更なる連携を図るとともに、平成24年度から開始した市内NPO法人への市職員派遣研修を今後も積み重ねることにより、市職員全体の協働意識のボトムアップを図るなど、平成23年3月に市民協働のあり方等検討委員会からいただいた答申の趣旨を踏まえ、引き続き協働の推進を図ってまいります。

防災・防犯の分野においては、将来、発生が懸念されている多摩直下地震や立川断

層帯地震等の大規模災害の発生に対する市民の不安が増し、地域防災力の向上がより一層求められております。

このようなことから、平成26年度末までに修正する「地域防災計画」を推進し、今後は、修正した計画を踏まえ、事業継続計画を策定することにより、事業継続体制を確保するとともに、防災関係機関との連携や自主防災組織を始めとした地域住民による防災力の強化に引き続き努めてまいります。こうした地域防災において中核となる消防団は、災害に強いまちづくりの実現に欠かせない組織であり、団員と団員を支えているご家族並びに地域の皆様には、心から感謝申し上げます。

また、復興増税を活用した事業として、住民に災害情報を伝達するため、防災行政無線のデジタル化工事を新たに進めてまいります。

さらに、市民自らが犯罪の被害に遭わないようにするという意識を持ち、個人から地域へ防犯の輪を広げることも重要であると考えます。このため、多くの人が地域に目を向けることにより防犯効果を高め、また共通の活動を通して地域コミュニティを醸成するため、引き続き標語・ポスターコンクールを実施し、「こきんちゃんあいさつ運動」の普及に努めてまいります。あわせて、子どもたちが登下校や地域での危険を感じたときに一時的に緊急避難できる「カンガルーのポケット」の登録促進を引き続き図るなど、子どもたちの安全確保の取組を推進いたします。

産業の分野については、本市はこれまで、「産業振興プラン」のもと、商店街振興モデル地区事業や商業イベント支援を始めとした個性が光る商業活動の推進、ベンチャー・SOHO事務所である東小金井事業創造センター整備を始めとした産業育成支援の推進、また、都立小金井公園を始め、野川周辺の都立公園といった自然豊かな観光資源をいかした回遊性のあるまちなか観光の推進等、産業振興に努めてまいりました。

近年の市の状況としまして、高架下の整備が進む東小金井駅については、昨年開業した「nonowa東小金井」に加え、武蔵境駅間とをつなぐ高架下回遊歩行空間「ののみち」が誕生し、各種の店舗開業や様々なイベントが開催されるなど、ますますのにぎわいが生まれております。

さらに、去る2月19日には、武蔵小金井駅高架下の一部に「nonowa武蔵小金井」が開業しましたので、同駅周辺においても地域と連携したにぎわいの創出が図られることを強く期待しております。

これら市内の産業環境の変化を産業振興施策に反映するため、「産業振興プラン」の改定を行い、更に小金井のまちが元気になるよう、市内産業の活性化を図ります。

続きまして、農業の分野については、農地は、食料生産のための貴重な資源である

と同時に、防災、景観形成や食育など多面的な機能を有しております。平成23年3月に見直した「農業振興計画」に基づき、農家の経営基盤強化を図るため、認定・認証農業者経営改善計画支援事業を引き続き実施し、農業経営の安定化を支援するとともに、都市農業を守ってまいります。

第3に、「豊かな人間性と次世代の夢を育むまち（文化と教育）」について申し上げます。

文化と教育は、暮らしの豊かさを示すものであり、また、地域の将来につながるものです。学校における教育活動及び学習環境を更に高めるとともに、歴史的文化遺産の保全と継承、生涯学習や文化・芸術の振興などを推進いたします。

まず、「名勝小金井（サクラ）復活プロジェクト」の関野橋・梶野橋間の連続したヤマザクラ並木整備を引き続き行い、市民団体、東京都と連携を図りながら、モデル区間並みの景観を形成してまいります。

次に、指定管理者の2期目となります市民交流センターについては、ネーミングライツを導入し、「小金井 宮地楽器ホール」という愛称に決定しました。施設に対する市民の愛着が深まるよう、市民との連携を更に強め、文化芸術を通じてそのにぎわいや発展を支える役割を果たすよう努めます。

本市の友好都市である三宅村については、昨年新たに三宅村と調布市を結ぶ航空路線が誕生するとともに、船も新造され、本市との往来がより快適で便利なものとなりました。2月に全島避難から帰島10周年の節目を迎えた本年は、パートナーとして継続した交流を図り、引き続き友好関係を深めてまいります。

国際交流の取組では、開催を予定していた中東和平に関する講座について、イスラエル・パレスチナ自治政府間の情勢を鑑み、残念ながら平成26年度は開催を見送ることとなりましたので、今後再開できるよう努めます。

一方、日本語スピーチコンテストやこども国際交流フットサル大会については、引き続き実施し、国籍や世代を超えた交流を進めてまいります。

男女共同参画については、「（仮称）第5次男女共同参画行動計画」策定に向け、市民意識調査、市職員意識調査等を実施いたします。誰もが互いに人権を尊重し、認め合い支え合いながら、個性と能力を十分に発揮することができ、一人ひとりが輝いて生きることができる社会の実現に向け、男女共同参画のさらなる推進を図ってまいります。

加えて、生涯学習の計画的な推進と市民ニーズを踏まえた支援及び活動の場の充実

並びに人間性豊かな学び合いの地域づくりを充実するため、「第3次生涯学習推進計画」を策定します。

一方、教育の分野においては、国の法改正を踏まえて、市長である私と教育委員会で構成される「総合教育会議」の設置などを始めとした地方教育行政制度の改革に適切に対応し、教育委員会と連携して教育行政を推進いたします。

未来を担う子どもたちを健やかに育むためには、児童・生徒の自尊感情を高めつつ、「生きる力」を更に伸ばすことを目指し、「確かな学力」の育成に向けた様々な取組を進めていくことが大切であると考えております。そのために、「学力向上」を重点課題ととらえ、教員の資質向上と、地域の教育資源を活用した授業改善に取り組みます。そして、家庭、地域の高い教育力を活用しながら、授業研究や補充的な学習などに取り組むことで、学校教育の一層の充実を図ってまいります。

また、近年社会問題となっている不登校や非行といった問題行動等の背景には、学業や友人関係の悩みなどの心の問題とともに、家庭の状況など、児童・生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡み合っていると考えられております。

学校にはこれまでスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を配置してまいりました。しかしながら、悩み等を抱えながらどこにもつながっていない児童、生徒及び保護者の存在や複雑かつ多種多様化した課題を抱える児童・生徒の増加などから、これまで以上に児童・生徒一人ひとりの状況に合わせた個々の支援と教育相談の一層の推進が求められております。

これらの課題に対応するために、市や学校における教育相談の取組に係る広報の充実を図るとともに、更に手厚い指導・支援体制づくりに向け、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー事業を充実し、教育相談体制の強化を図ってまいります。

このほか、学校施設に関しては、安全・安心な学校づくりを目的として、災害時に避難路を確保するため、ガラス飛散防止のフィルムを張るなど非構造部材の耐震化に引き続き取り組みます。

さて、本年は戦後70年の節目の年です。戦争の悲惨な記憶を風化させることなく後世に伝え、命の尊さについて改めて考え、未来を担う子どもたちに平和を引き継いでいくことを目的とし、小金井平和の日条例を制定いたしました。平和の日を中心に記念行事を実施し、平和意識の高揚を図ってまいります。3月7日に、平和の日制定記念式典を開催しますので、多くの方に参加いただくようお願い申し上げます。

第4に、「誰もが安心して暮らせる思いやりのあるまち（福祉と健康）」について申

上げます。

高齢者・子ども・障がいのある方を始め、市民一人ひとりが健やかに安心して暮らせる思いやりのあるまちづくりを推進いたします。

まず、子ども・子育て支援については、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度を見据えて、平成26年度末までに策定する、子どもと子育て家庭に関する総合計画である「のびゆくこどもプラン 小金井」を推進してまいります。

保育事業については、認可保育所及び認証保育所の新規開設、既存の認可保育所の定員増、認証保育所から認可保育所への移行による定員増などを予定しており、加えて、新制度の下、新たな市の認可事業として、小規模保育施設等を開設します。今後、計画的な待機児童の解消及び保育サービスの拡充に努めていくこととします。

学童保育所については、みなみ学童保育所の建替工事を実施し、施設の老朽化や増加する入所希望者への対応を図ってまいります。また、市民サービスの充実を図るための総合的な見直しとして、4月からあかね学童保育所、さわらび学童保育所、まえはら学童保育所、みどり学童保育所の運営委託を開始します。

このほか、地域における子どもの居場所として、自然との触れ合いや異年齢交流ができる冒険遊び場事業を実施いたします。

今後も、関連事業の着実な推進を図り、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与してまいります。

続きまして、地域の福祉活動を推進する拠点である福祉会館の整備については、「福祉会館建設計画」に基づき新施設建設のための設計等を実施し、平成28年度工事開始、平成30年度竣工のスケジュールのもと、建設の準備を進めます。

また、生活困窮者自立支援法の施行により、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行います。

さらに、これまで東京都が実施していた市民後見人養成事業について、市区町村が一貫した養成・支援体制を行うことになりましたので、適切な措置を講じてまいります。

一方、「第6期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画」の初年度となりますので、地域包括ケアシステムの構築や高齢者の生活を支援するサービスの充実のほか、今後増加が予測される認知症高齢者に適切に対応するため、早期診断・対応等、本人、家族への支援を実施する体制を構築してまいります。

障がい者福祉については、障がいのある人もない人も、誰もが互いに人格と個性を

尊重し支え合って共生する社会を目指し、障がいのある方の自立と社会参加の支援等に取り組んでいることから、身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対して、補聴器の購入費用の一部を助成し、健全な発達を支援いたします。また、聴覚障がい者の災害時におけるコミュニケーションに関する障壁をなくすため、「ビブス」というベスト型のゼッケンを作成し、聴覚障がいについての理解促進を図ります。

健康・医療分野においては、特定健診データを活用しながら、疾病別予防教室に加え、若年層向け健康教室、老年期のいきいき健康教室を実施するなど、生活習慣病の予防及び改善に重点を置いた健康づくりに取り組み、健康寿命の延伸を目指します。

乳幼児健康診査においては、未受診者の把握について取組の強化を図ってまいります。さらに、「食育コーディネーター」の選任を行い、食育に関する関係機関等との連携を促進いたします。

最後に、これら4つの柱を推進するための「計画の推進」について申し上げます。

まず、「第4次基本構想・前期基本計画」の最終年度となりますので、各施策の着実な推進を図りつつ、将来像「みどりが萌える・子どもが育つ・きずなを結ぶ 小金井市」の実現に向けて、平成28年度から始まる5か年の後期基本計画と中期財政計画を策定いたします。

次に、第3次行財政改革大綱に係る取組については、先の市議会でご議決をいただいた集会施設4会館の有料化を始め、がん検診費用の一部有料化や、本市では初めての取組となりますネーミングライツの導入により新たな財源確保を図るなど着実な歩みを進めてまいりました。

今後は、行財政改革の指針となる新たな大綱の策定において、先入観や前例にとらわれることなく、市長就任以来、一貫して取り組んでまいりました改革の実現に向け、力を尽くしてまいります。

さらには、厳しい財政状況が続くことが予想される中、市民の期待に応え、山積する行政課題に対し、限られた財源を有効に活用し、かつ、少数精鋭により最大の効果を上げるような行政運営が求められております。そこで、市の抱える行政課題に的確に対応し得る人材を育てていくことを目指し、「第2次人材育成基本方針」に基づき、職員の仕事に対するモチベーションを高めるとともに、人材育成に係る各種取組を推進いたします。

加えて、公共施設の整備については、持続可能な行財政運営の下で、継続的に時代の変化に対応した公共サービスを提供できるよう、「公共施設等総合管理計画」の策定

に取り組むこととし、国からの策定要請にしっかりと応えてまいります。

そして、本市において最たる公共施設整備事業となる新庁舎建設については、社会情勢等を勘案しつつ、あらゆる方策について引き続き検討を進めます。

また、本市の歳入の基幹である市税等の納付については、市税及び国民健康保険税の収納率を高めるとともに、国民健康保険税の収納業務を、保険年金課から納税課に移管し、滞納相談の窓口を一本化するなど市民の利便性を向上してまいります。

このほか、市の情報発信ツールのひとつであるホームページについては、平成12年度から運用を開始しましたが、利用される方の利便性を向上させることを目的にリニューアルをし、今まで以上に市の魅力や正確な情報発信に努めてまいります。

なお、社会保障・税番号制度については、円滑かつ確実に導入するとともに、更なる市民サービスの向上や行政事務の効率化を推進いたします。

4 平成27年度予算案について

平成27年度の予算案は、歳入面では、市税及び地方消費税交付金等の一定の増収を見込んだものの、それに伴い、普通交付税の不交付が見込まれることから臨時財政対策債の発行を取りやめております。さらに、財政調整基金が枯渇する状況にもありますので、取崩額を抑制し、次年度以降の財政運営に配慮するとともに、後年度負担の軽減に努めました。一方、歳出面では、公債費が特例債償還額の減等により2億500万円余りの減となったほか、人件費については、引き続き管理職手当である特別調整額を減額するとともに、行財政改革の一層の推進を図るため、新たに市長である私と副市長、教育長の給料を減額することに加え、時間外勤務のさらなる抑制や定年退職者数の減等により1億2,400万円余りの減としました。その結果、人件費比率は1.4ポイント減の16.3%となりました。しかしながら、待機児童の解消への取組、新可燃ごみ処理施設の整備及び社会保障費の自然増等により、扶助費、補助費等とともに大幅な増となり、非常に厳しい予算編成となりました。

そのため、これまで以上に徹底したコスト意識の下、実施計画に掲載された政策的経費を含めた見直しを図りつつ、限られた行財政資源を効果的かつ効率的に活用し、より一層の市民サービスの充実、増進に力を注ぎました。その結果、安全・安心に子育て・子育てのできるまちづくりを進める予算とし、一般会計の総額は、373億4,000万円となり、平成26年度当初予算と比較いたしますと、21億9,000万円、6.2%の増となりました。

また、特別会計については、国民健康保険事業、介護保険事業につきまして、増加

する保険給付費等に対応し、円滑な財政運営を確保することが必要であることから、保険税及び保険料の改定を行わせていただきます。

詳しい内容については、各会計別予算案の中でご説明させていただきます。

5 むすび

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、海外からのお客様へのおもてなしをテーマに、昨年10月、小金井市民交流センターで^{ますぞえよういち}舩添要一東京都知事とシンポジウムを行いました。また、東京都では日本を訪れる外国人が安心して滞在できる環境を整えるため、「外国人おもてなし語学ボランティア」トライアル講座を本市の「マロンホール」でも開催しております。市民一人ひとりの小さなきっかけや心掛けで、外国の方に対して気持ちを十分に伝えることもでき、手助けできることもありますので、こうした「おもてなしの心」を盛り上げていきたいと考えております。そのため、外国の旅行者が滞在中、安心して快適に過ごしていただけるよう、東京都が検討を進めている語学ボランティアやピクトグラムという絵文字を使用した案内表示・標識の普及など多言語対応の推進に向けて、東京都などの動向を十分踏まえながら、対応を検討してまいります。

本市は、野川やはげ、都立公園、大学の研究所等、豊かな自然、歴史、文化や、様々な才能や技術をお持ちの方々など、たくさんの魅力にあふれております。この数々の魅力は、先人たち、先輩方から受け継いだ貴重な財産であり、かけがえのない宝物と考えております。この魅力を市民の皆様と協力しながら、市内外へ積極的に発信するシティープロモーションに引き続き取り組むとともに、市を宣伝する観光大使などの方策についても検討してまいります。「先人木を植え、後人涼を楽しむ」という私の好きな言葉がありますが、先人の残した数々の魅力に感謝し、将来の小金井市のため、市民並びに市議会議員の皆様と一緒に、先人たちから受け継いだ木に水を注ぎ、更に大きく豊かに育てるとともに新たな木も植えてまいりたいと考えております。私も与えられた任期中、職員の先頭に立ち全力で職責を全うすることをお誓いいたします。

市民の皆様並びに市議会議員各位には、より一層のご理解、ご協力をお願いするとともに、本定例会に提案しております平成27年度予算案を始め、各種案件につきましては、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げ、私の施政方針とさせていただきます。

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づく平成14年12月19日議会議決「委任専決事項の指定について」により、和解及び損害賠償額の決定について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年2月23日提出

小金井市長 稲葉孝彦

委任専決事項に係る専決処分報告書

番号	専決処分年月日	和解事件の概要	和解の相手方	和解の条件	
				損害賠償額	その他の条件
1	平成26年2月19日	<p>日時：平成25年4月5日（金）午後3時5分頃</p> <p>場所：小金井市貫井南町四丁目14番 貫井けやき公園内</p> <p>事件概要：児童が雲梯から落ち、ラバーが剥がれ金属部分が露出した足場に右すねをぶつけて負傷した。</p>	<p>小金井市 A氏 親権者 B氏</p>	6,680円	相手方は、市に対して今後、本件に係る損害賠償請求等を行わない。
2	平成26年3月18日	<p>日時：平成26年3月6日（木）午後2時55分頃</p> <p>場所：小金井市緑町五丁目6番30号先路上</p> <p>事件概要：教育委員会事務局職員が業務中に自転車を運転している際に、信号待ちで停車している乗用車のドアミラーと接触し、破損させた。</p>	<p>中央区 A株式会社</p>	87,727円	同上
3	平成26年6月23日	<p>日時：平成23年2月17日（木）午後7時40分頃</p> <p>場所：小金井市前原町三丁目 市道第140号線（質屋坂下付近）</p> <p>事件概要：市道を歩行していた者が転倒し怪我を負った。現場は、市の道路工事に先行してガス事業者が工事を施工した箇所であったため、市、ガス事業者及びガス工事請負者が損害賠償を負担した。</p>	<p>小金井市 C氏</p>	450,000円	同上
4	平成26年7月10日	<p>日時：平成25年5月4日（土）午後4時頃</p> <p>場所：小金井市中町二丁目21番25号 市道第32号線</p> <p>事件概要：市道を歩行していた者が段差のある境界票につまづき転倒し、左膝蓋骨を骨折した。</p>	<p>小金井市 D氏</p>	307,829円	同上
5	平成26年12月9日	<p>日時：平成26年4月14日（月）発覚</p> <p>場所：小金井市内</p> <p>事件概要：市民の所有する土地において、防火水槽の埋設物が発見された。当該防火水槽の設置者は、当時、小金井町であったことから、現在の所有者は小金井市であるため、本件の撤去費用の一部を負担した。</p>	<p>小金井市 E氏</p>	947,887円	同上

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、本市議会の意見を求める。

住 所 小金井市桜町一丁目14番22号

氏 名 島 山 正 誠

生年月日 昭和23年2月18日

職 業 弁 護 士

平成27年2月23日提出

小金井市長 稲 葉 孝 彦

諮問第1号資料

人権擁護委員候補被推薦者調書

氏 名 はたけ やま まさ あき
 晶 山 正 誠

学 歴
(最終卒業校)

昭和46年6月

東京大学法学部卒業

経 歴

昭和56年4月～現在
平成元年4月～23年3月

弁護士登録
千代田区建築審査会委員

賞 罰

な し

議案第1号

平成26年度

小金井市

一般会計補正予算

(第8回)

平成26年度小金井市一般会計補正予算（第8回）

平成26年度小金井市の一般会計の補正予算（第8回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ49,321千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,432,562千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定に基づき翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成27年2月23日提出

東京都小金井市長 稲葉孝彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		千円 20,136,110	千円 307,709	千円 20,443,819
	1. 市 民 税	10,790,551	307,709	11,098,260
2 地 方 譲 与 税		162,000	△7,000	155,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	47,000	1,000	48,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	115,000	△8,000	107,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金		1,434,000	130,000	1,564,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	1,434,000	130,000	1,564,000
7 自 動 車 取 得 税 交 付 金		50,000	1,000	51,000
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	50,000	1,000	51,000
9 地 方 交 付 税		87,895	12,541	100,436
	1 地 方 交 付 税	87,895	12,541	100,436
11 分 担 金 及 び 負 担 金		290,546	4,883	295,429
	1 負 担 金	290,546	4,883	295,429
12 使 用 料 及 び 手 数 料		917,941	2,074	920,015
	1 使 用 料	412,152	2,074	414,226
13 国 庫 支 出 金		5,471,407	△190,166	5,281,241
	1 国 庫 負 担 金	4,332,996	30,590	4,363,586
	2 国 庫 補 助 金	1,110,521	△220,756	889,765
14 都 支 出 金		5,313,132	△247,094	5,066,038
	1 都 負 担 金	1,384,570	14,675	1,399,245
	2 都 補 助 金	3,161,463	△86,521	3,074,942
	3 委 託 金	767,099	△175,248	591,851
16 寄 附 金		19,472	54,994	74,466
	1 寄 附 金	19,472	54,994	74,466
17 繰 入 金		1,093,192	△7,600	1,085,592
	1 基 金 繰 入 金	1,088,453	△7,600	1,080,853
19 諸 収 入		237,651	31,638	269,289
	5 雑 入	196,919	31,638	228,557
20 市 債		518,200	△142,300	375,900
	1 市 債	518,200	△142,300	375,900
歳 入 合 計		37,481,883	△49,321	37,432,562

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		千円 385,260	千円 △4,906	千円 380,354
	1 議 会 費	385,260	△4,906	380,354
2 総 務 費		3,946,591	504,290	4,450,881
	1 総 務 管 理 費	3,124,523	566,981	3,691,504
	2 徴 税 費	502,549	△37,013	465,536
	3 戸籍住民基本台帳費	196,402	△15,335	181,067
	4 選 挙 費	78,816	△1,800	77,016
	5 統 計 調 査 費	8,650	△2,175	6,475
	6 監 査 委 員 費	35,651	△6,368	29,283
3 民 生 費		16,886,766	△104,767	16,781,999
	1 社 会 福 祉 費	6,873,000	26,575	6,899,575
	2 児 童 福 祉 費	6,766,771	△134,799	6,631,972
	3 生 活 保 護 費	3,215,723	4,613	3,220,336
	4 国 民 年 金 費	31,272	△1,156	30,116
4 衛 生 費		4,008,798	126,625	4,135,423
	1 保 健 衛 生 費	970,326	13,869	984,195
	2 清 掃 費	3,038,472	112,756	3,151,228
5 労 働 費		150,304	△12,580	137,724
	1 労 働 諸 費	150,304	△12,580	137,724
6 農 林 水 産 業 費		50,722	449	51,171
	1 農 業 費	50,722	449	51,171
7 商 工 費		177,325	△5,193	172,132
	1 商 工 費	177,325	△5,193	172,132
8 土 木 費		3,478,758	△336,193	3,142,565
	1 土 木 管 理 費	188,923	7,967	196,890
	2 道 路 橋 り よ う 費	913,050	△165,676	747,374
	4 都 市 計 画 費	2,368,484	△178,484	2,190,000
9 消 防 費		1,564,850	△58,610	1,506,240
	1 消 防 費	1,564,850	△58,610	1,506,240

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教 育 費		千円 3,758,658	千円 △139,810	千円 3,618,848
	1 教 育 総 務 費	991,710	13,985	1,005,695
	2 小 学 校 費	946,682	△36,226	910,456
	3 中 学 校 費	680,175	△22,783	657,392
	4 社 会 教 育 費	808,370	△72,138	736,232
	5 保 健 体 育 費	331,721	△22,648	309,073
11 公 債 費		2,953,853	△13,089	2,940,764
	1 公 債 費	2,953,853	△13,089	2,940,764
12 諸 支 出 金		67,178	△14,720	52,458
	2 開 発 公 社 費	67,177	△14,720	52,457
13 予 備 費		52,820	9,183	62,003
	1 予 備 費	52,820	9,183	62,003
歳 出 合 計		37,481,883	△49,321	37,432,562

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	1 農業費	被災農業者経営体育成支援事業補助金	千円 2,897
8 土木費	2 道路橋りょう費	都道134号線用地取得に伴う物件補償費	8,717
8 土木費	4 都市計画費	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計助成金	30,863

第3表 地方債補正

変更

番号	起債の目的	限度額		備考
		補正前	補正後	
1	東小金井駅北口土地区画整理事業	千円 206,000	千円 154,000	起債の方法、利率及び償還の方法は、予算に定めたとおりとする（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。
2	都市計画道路3・4・12号線整備事業	10,400	7,400	
3	貫井けやき公園用地取得事業	25,700	24,500	
4	第二小学校トイレ改修事業	8,800	0	
5	東小学校トイレ改修事業	6,400	0	
6	前原小学校トイレ改修事業	8,900	0	
7	南小学校トイレ改修事業	8,800	0	
8	第一中学校屋内運動場改修事業	53,200	0	
	合計	518,200	375,900	

議案第1号資料1

平成26年度

小金井市

一般会計

補正予算事項別明細書

(第8回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1市 税		千円 20,136,110	千円 307,709	千円 20,443,819
	1市 民 税	10,790,551	307,709	11,098,260
2地方譲与税		162,000	△7,000	155,000
	1地方揮発油譲与税	47,000	1,000	48,000
	2自動車重量譲与税	115,000	△8,000	107,000
6地方消費税金		1,434,000	130,000	1,564,000
	1地方消費税交付金	1,434,000	130,000	1,564,000
7自動車取得税金		50,000	1,000	51,000
	1自動車取得税交付金	50,000	1,000	51,000
9地方交付税		87,895	12,541	100,436
	1地方交付税	87,895	12,541	100,436
11分担金及び金		290,546	4,883	295,429
	1負担金	290,546	4,883	295,429
12使用料及び料		917,941	2,074	920,015
	1使用料	412,152	2,074	414,226
13国庫支出金		5,471,407	△190,166	5,281,241
	1国庫負担金	4,332,996	30,590	4,363,586
	2国庫補助金	1,110,521	△220,756	889,765
14都支出金		5,313,132	△247,094	5,066,038
	1都負担金	1,384,570	14,675	1,399,245
	2都補助金	3,161,463	△86,521	3,074,942
	3委託金	767,099	△175,248	591,851
16寄附金		19,472	54,994	74,466
	1寄附金	19,472	54,994	74,466
17繰入金		1,093,192	△7,600	1,085,592
	1基金繰入金	1,088,453	△7,600	1,080,853
19諸収入		237,651	31,638	269,289
	5雑収入	196,919	31,638	228,557
20市債		518,200	△142,300	375,900
	1市債	518,200	△142,300	375,900
歳入合計		37,481,883	△49,321	37,432,562

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		千円 385,260	千円 △4,906	千円 380,354
	1 議 会 費	385,260	△4,906	380,354
2 総 務 費		3,946,591	504,290	4,450,881
	1 総 務 管 理 費	3,124,523	566,981	3,691,504
	2 徴 税 費	502,549	△37,013	465,536
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	196,402	△15,335	181,067
	4 選 挙 費	78,816	△1,800	77,016
	5 統 計 調 査 費	8,650	△2,175	6,475
	6 監 査 委 員 費	35,651	△6,368	29,283
3 民 生 費		16,886,766	△104,767	16,781,999
	1 社 会 福 祉 費	6,873,000	26,575	6,899,575
	2 児 童 福 祉 費	6,766,771	△134,799	6,631,972
	3 生 活 保 護 費	3,215,723	4,613	3,220,336
	4 国 民 年 金 費	31,272	△1,156	30,116
4 衛 生 費		4,008,798	126,625	4,135,423
	1 保 健 衛 生 費	970,326	13,869	984,195
	2 清 掃 費	3,038,472	112,756	3,151,228
5 労 働 費		150,304	△12,580	137,724
	1 労 働 諸 費	150,304	△12,580	137,724
6 農 林 水 産 業 費		50,722	449	51,171
	1 農 業 費	50,722	449	51,171
7 商 工 費		177,325	△5,193	172,132
	1 商 工 費	177,325	△5,193	172,132
8 土 木 費		3,478,758	△336,193	3,142,565
	1 土 木 管 理 費	188,923	7,967	196,890
	2 道 路 橋 り ょ う 費	913,050	△165,676	747,374
	4 都 市 計 画 費	2,368,484	△178,484	2,190,000
9 消 防 費		1,564,850	△58,610	1,506,240
	1 消 防 費	1,564,850	△58,610	1,506,240

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			△4,906
			△4,906
△3,338		△568	508,196
△1,163		△568	568,712
			△37,013
			△15,335
			△1,800
△2,175			
			△6,368
△158,035		82,719	△29,451
△77,510		53,573	50,512
△72,784		8,466	△70,481
△7,741		20,680	△8,326
			△1,156
4,733		△7,920	129,812
2,213			11,656
2,520		△7,920	118,156
△12,580			
△12,580			
			449
			449
			△5,193
			△5,193
△245,372	△56,200	433	△35,054
△7,140		432	14,675
△158,545			△7,131
△79,687	△56,200	1	△42,598
304			△58,914
304			△58,914

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		千円 3,758,658	千円 △139,810	千円 3,618,848
	1 教育総務費	991,710	13,985	1,005,695
	2 小学校費	946,682	△36,226	910,456
	3 中学校費	680,175	△22,783	657,392
	4 社会教育費	808,370	△72,138	736,232
	5 保健体育費	331,721	△22,648	309,073
11 公債費		2,953,853	△13,089	2,940,764
	1 公債費	2,953,853	△13,089	2,940,764
12 諸支出金		67,178	△14,720	52,458
	2 開発公社費	67,177	△14,720	52,457
13 予備費		52,820	9,183	62,003
	1 予備費	52,820	9,183	62,003
歳出合計		37,481,883	△49,321	37,432,562

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国都支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
△22,972	△86,100		△30,738
△16,334			30,319
726	△32,900		△4,052
304	△53,200		30,113
△7,668			△64,470
			△22,648
			△13,089
			△13,089
			△14,720
			△14,720
			9,183
			9,183
△437,260	△142,300	74,664	455,575

2 歳入

款 1 市 税

項 1 市 民 税

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
2 法 人	千円 589,623	千円 307,709	千円 897,332	1 現年課税分	千円 307,709

款 2 地方譲与税

項 1 地方揮発油譲与税

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 地方揮発油 譲与税	千円 47,000	千円 1,000	千円 48,000	1 地方揮発油譲与税	千円 1,000

款 2 地方譲与税

項 2 自動車重量譲与税

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 自動車重量 譲与税	千円 115,000	△ 千円 8,000	千円 107,000	1 自動車重量譲与税	千円 △ 8,000

款 6 地方消費税交付金

項 1 地方消費税交付金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 地方消費税 交付金	千円 1,434,000	千円 130,000	千円 1,564,000	1 地方消費税交付金	千円 130,000

説	明	千円
1 現年度分	(市民税課)	307,709

説	明	千円
1 地方揮発油譲与税 (地方揮発油譲与税法第1条)	(財政課)	1,000

説	明	千円
1 自動車重量譲与税 (自動車重量譲与税法第1条)	(財政課) △	8,000

説	明	千円
1 地方消費税交付金 (地方税法第72条の115)	(財政課)	130,000

款 7 自動車取得税交付金

項 1 自動車取得税交付金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 自動車取得税交付金	千円 50,000	千円 1,000	千円 51,000	1 自動車取得税交付金	千円 1,000

款 9 地方交付税

項 1 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 地方交付税	千円 87,895	千円 12,541	千円 100,436	1 地方交付税	千円 12,541

款 11 分担金及び負担金

項 1 負担金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 民生費負担金	千円 282,100	千円 5,503	千円 287,603	1 社会福祉費負担金	千円 △ 889
				2 児童福祉費負担金	6,392
2 衛生費負担金	3,146	△ 620	2,526	1 清掃費負担金	△ 620

款 12 使用料及び手数料

項 1 使用料

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
2 民生使用料	千円 125,650	千円 2,074	千円 127,724	1 民生使用料	千円 2,074

説	明	千円
1 自動車取得税交付金 (地方税法第143条)	(財 政 課)	1,000

説	明	千円
1 普通交付税 (地方交付税法)	(財 政 課)	12,541

説	明	千円
1 老人施設措置費負担金 (老人福祉法第28条)	(介 護 福 祉 課)	△ 889
1 保育所運営費保護者負担金 (児童福祉法第56条)	(保 育 課)	6,392
1 二枚橋衛生組合解散に伴う承継事務負担金 (二枚橋衛生組合の解散に伴う協定書第8項及び第10項) 承継事務経費負担金	(ごみ対策課)	△ 620 (△ 620)

説	明	千円
1 学童保育育成料 (小金井市学童保育所条例第9条)	(児 童 青 少 年 課)	2,074

款 13 国庫支出金

項 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 民生費国庫負担金	千円 4,330,416	千円 30,590	千円 4,361,006	1 社会福祉費負担金	千円 35,512
				2 児童福祉費負担金	△ 4,922

款 13 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 民生費国庫補助金	千円 545,683	△ 149,663	千円 396,020	1 社会福祉費補助金	千円 △ 129,965
				2 児童福祉費補助金	△ 19,698
3 土木費国庫補助金	470,790	△ 56,093	414,697	1 都市計画費補助金	△ 56,093

説	明	千円
1 国民健康保険基盤安定負担金 (国民健康保険法附則第24条第2項)	(保険年金課)	1,133
2 障害者医療費負担金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第95条)	(自立生活支援課)	5,710
3 障害者自立支援給付費負担金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第95条)	(自立生活支援課)	28,669
1 児童措置費負担金 (児童福祉法第53条) 母子生活支援施設措置費	(子育て支援課) (△)	△ 4,922 4,922)

説	明	千円
1 セーフティネット支援対策等事業費補助金 (セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱)	(地域福祉課)	△ 13,695
5 臨時福祉給付金給付事業費補助金 (平成25年度臨時福祉給付金給付事業費補助金交付要綱)	(地域福祉課)	△ 100,000
6 臨時福祉給付金給付事務費補助金 (平成25年度臨時福祉給付金給付事務費補助金交付要綱)	(地域福祉課)	△ 16,270
1 母子家庭等対策総合支援事業費補助金 (母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱)	(子育て支援課)	△ 936
3 次世代育成支援対策施設整備交付金 (次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱)	(児童青少年課)	△ 13,421
4 子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金 (平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金交付要綱)	(子育て支援課)	△ 10,000
5 子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金 (平成25年度子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金交付要綱)	(子育て支援課)	△ 12,735
6 保育緊急確保事業費補助金 (保育緊急確保事業費補助金交付要綱)	(子育て支援課)	17,394
1 社会資本整備総合交付金 (社会資本整備総合交付金交付要綱) まちづくり推進課 区画整理課	() (△) (△)	△ 56,093 1,093) 55,000)

款 13 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
4 教育費国庫補助金	千円 66,736	△ 千円 16,822	千円 49,914	1 小学校費補助金	△ 千円 488
				3 幼稚園就園奨励費補助金	△ 千円 16,334
6 がんばる地域交付金	0	1,822	1,822	1 がんばる地域交付金	1,822

款 14 都支出金

項 1 都負担金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 民生費都負担金	千円 1,383,076	千円 14,675	千円 1,397,751	1 社会福祉費負担金	千円 17,136
				2 児童福祉費負担金	△ 千円 2,461

説	明	千円
2 学校施設環境改善交付金 (学校施設環境改善交付金交付要綱)	(庶務課)	△ 488
1 幼稚園就園奨励費補助金 (幼稚園就園奨励費補助金交付要綱)	(学務課)	△ 16,334
1 がんばる地域交付金 (がんばる地域交付金(地域活性化・効果実感臨時交付金)制度要綱)	(企画政策課)	1,822

説	明	千円
2 民生委員児童委員及び民生委員協議会経費負担金 (民生委員法第26条、民生委員・児童委員及び民生委員協議会に関する経費の都負担金交付要綱)	(地域福祉課)	△ 1,858
4 国民健康保険基盤安定負担金 (国民健康保険法第72条の3第2項及び法附則第24条第3項)	(保険年金課)	5,837
5 障害者自立支援給付費負担金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第94条)	(自立生活支援課)	14,334
6 障害者医療費負担金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第94条)	(自立生活支援課)	2,855
7 後期高齢者医療保険基盤安定負担金 (高齢者の医療の確保に関する法律第99条)	(保険年金課)	△ 4,032
1 児童措置費負担金 (児童福祉法第55条) 母子生活支援施設措置費	(子育て支援課)	△ 2,461 (△ 2,461)

款 14 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 総務費都補助金	千円 900,111	千円 4,240	千円 904,351	1 市町村総合交付金	千円 4,240
2 民生費都補助金	1,678,513	△ 53,837	1,624,676	1 社会福祉費補助金	△ 7,934
				2 児童福祉費補助金	△ 45,903
4 労働費都補助金	135,966	△ 12,580	123,386	1 労働諸費補助金	△ 12,580

説	明	千円
1 市町村総合交付金 (東京都市町村総合交付金交付要綱)	(企画政策課)	4,240
8 障害者施策推進区市町村包括補助事業補助金 (障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱)	(自立生活支援課)	△ 6,856
13 住まい対策拡充等支援事業補助金 (東京都緊急雇用創出事業臨時特例補助金(住まい対策拡充等支援分)交付要綱)	(地域福祉課)	3,273
14 重度訪問介護等の利用促進に係る区市町村支援事業費補助金 (重度訪問介護等の利用促進に係る区市町村支援事業費補助金交付要綱)	(自立生活支援課)	△ 4,351
1 ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業補助金 (ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業補助要綱)	(子育て支援課)	△ 225
5 学童クラブ運営費補助金 (学童クラブ(放課後児童健全育成事業)運営費補助要綱)	(児童青少年課)	5,413
10 子ども家庭支援区市町村包括補助事業補助金 (子供家庭支援区市町村包括補助事業補助要綱)	(子育て支援課)	△ 1,323
11 待機児解消区市町村支援事業補助金 (待機児解消区市町村支援事業補助要綱)	(保育課)	△ 32,338
15 子育てひろば事業補助金 (子育てひろば事業補助要綱)	(児童青少年課)	△ 1,001
16 児童館環境整備事業補助金 (児童館環境整備事業補助要綱)	(児童青少年課)	△ 13,421
17 子ども・子育て支援新制度対応システム構築費等補助金 (子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等事業補助要綱)	(子育て支援課)	△ 2,413
18 子育て短期支援事業補助金 (子育て短期支援事業補助要綱)	(子育て支援課)	△ 252
19 養育支援訪問事業補助金 (養育支援訪問事業補助要綱)	(子育て支援課)	△ 503
20 ファミリー・サポート・センター事業補助金 (ファミリー・サポート・センター事業補助要綱)	(子育て支援課)	△ 867
21 保育所緊急整備事業補助金 (保育所緊急整備事業補助要綱)	(保育課)	△ 8,310
24 保育所賃借料・改修費補助金 (賃貸物件による保育所整備事業補助金)	(保育課)	8,458
29 利用者支援事業補助金 (保育緊急確保利用者支援事業補助要綱)	(保育課)	879
1 緊急雇用創出事業臨時特例補助金 (東京都緊急雇用創出事業臨時特例補助金交付要綱)	(経済課)	△ 12,580

款 14 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
7 土木費都補助金	千円 237,383	△ 千円 24,344	千円 213,039	1 道路橋りょう費補助金	△ 千円 750
				2 都市計画費補助金	△ 千円 23,594

款 14 都支出金

項 3 委託金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 総務費委託金	千円 247,312	△ 千円 2,175	千円 245,137	4 統計調査費委託金	△ 千円 2,175
4 土木費委託金	477,156	△ 173,073	304,083	2 道路橋りょう費委託金	△ 173,073

款 16 寄附金

項 1 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2 土木費寄附金	千円 4,119	千円 432	千円 4,551	1 コミュニティバス運行事業寄附金	千円 432
3 民生費寄附金	12,969	54,362	67,331	1 地域福祉事業寄附金	54,362
4 総務費寄附金	0	200	200	1 がんばれ小金井寄附金	200

説	明	千円
1 都市再生地籍調査事業補助金 (国土調査法第9条)	(道路管理課) △	750
3 東小金井駅北口土地区画整理事業補助金 (東京都土地区画整理事業助成規程)	(区画整理課) △	22,500
4 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金 (東京都緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付要綱)	(まちづくり推進) △	1,094

説	明	千円
8 経済センサス基礎調査及び商業統計調査委託金 (統計法、経済センサス基礎調査規則)	(総務課) △	2,175
1. 新みちづくり・まちづくりパートナー事業委託金 (道路法第24条) 都道134号線	(都市計画課) △	164,343 (△ 164,343)
3 主要地方道15号線整備事業委託金 (道路法第24条)	(都市計画課) △	592
4 玉川上水人道橋整備事業に伴う歩道橋撤去委託金 (道路法第24条)	(道路管理課) △	8,138

説	明	千円
1 コミュニティバス運行事業寄附金	(交通対策課)	432
1 地域福祉事業寄附金	(地域福祉課)	54,362
1 がんばれ小金井寄附金	(企画政策課)	200

款 17 繰入金

項 1 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3 環境基金繰入金	千円 134,000	△ 千円 7,600	千円 126,400	1 環境基金繰入金	千円 △ 7,600

款 19 諸収入

項 5 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2 弁償金	千円 11,638	千円 21,372	千円 33,010	1 弁償金	千円 21,372
6 雑入	185,177	10,266	195,443	1 雑入	10,266

款 20 市債

項 1 市債

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 土木債	千円 242,100	△ 千円 56,200	千円 185,900	1 都市計画債	千円 △ 56,200
2 教育債	86,100	△ 86,100	0	1 小学校債	△ 32,900

説	明	千円
1 環境基金繰入金	(ごみ対策課) △	7,600

説	明	千円
1 弁償金	(地域福祉課)	21,372
14 可燃・不燃ごみ有価物売却収入	(ごみ対策課)	5,697
38 オータムジャンボ宝くじ区市町村交付金	(財政課) △	3,184
46 イメージキャラクター商品化権使用許諾料	(経済課) △	682
63 貫井南町苗圃用地使用料	(環境政策課)	1,830
75 再商品合理化拠出金	(ごみ対策課)	6,304
77 ごみ・リサイクルカレンダー広告掲載料	(ごみ対策課)	300
78 滄浪泉園内お供え金	(環境政策課)	1

説	明	千円
1 東小金井駅北口土地区画整理事業債	(財政課) △	52,000
2 都市計画道路3・4・12号線整備事業債	(財政課) △	3,000
3 貫井けやき公園用地取得事業債	(財政課) △	1,200
1 第二小学校トイレ改修事業債	(財政課) △	8,800
2 東小学校トイレ改修事業債	(財政課) △	6,400
3 前原小学校トイレ改修事業債	(財政課) △	8,900
4 南小学校トイレ改修事業債	(財政課) △	8,800

款 20 市 債

項 1 市 債

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
2 教 育 債	千円	千円	千円	2 中 学 校 債	千円 △ 53,200

説	明	千円
1 第一中学校屋内運動場改修事業債	(財 政 課) △	53,200

3 歳 出

款 1 議 会 費

項 1 議 会 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 議 会 費	385,260	△ 4,906	380,354			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 4,906			
△ 4,906	2 給料	△ 2,437	1 職員人件費その他 (職員課) △ 4,906
	3 職員手当等	△ 1,528	2 給料 (△ 2,437)
	4 共済費	△ 948	一般職給料 (△ 2,437)
	9 旅費	7	3 職員手当等 (△ 1,528)
			4 共済費 (△ 948)
			9 旅費 (7)
			普通旅費 7

款 2 総務費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	1,449,381	23,123	1,472,504			
2 文書管理費	423,316	△ 9,249	414,067	△ 2,413		
				△ 2,413		
3 広報広聴費	56,278	△ 568	55,710			△ 568
						△ 568
6 会計管理費	5,512	164	5,676			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
23,123			
23,123	2 給料	△ 17	1 職員人件費その他 () 23,123
	3 職員手当等	38,630	(1) 職員課関係経費 42,215
	4 共済費	△ 15,607	2 給 料 (10,790)
	9 旅費	117	特別職給料 △ 3,987
			一般職給料 14,777
			3 職員手当等 (42,750)
			4 共 済 費 (△ 11,458)
			9 旅 費 (133)
			普通旅費 133
			(2) 職員課関係経費(再任用職員) △ 19,092
			2 給 料 (△ 10,807)
			再任用職員給料 △ 10,807
			3 職員手当等 (△ 4,120)
			4 共 済 費 (△ 4,149)
			9 旅 費 (△ 16)
			普通旅費 △ 16
△ 6,836			
△ 5,475	12 役務費 6 その他の役務費	△ 1,080 △ 1,080	4 内部情報システムに要する経 費 (情報システム課) △ 5,475
	13 委託料	△ 4,613	12 役 務 費 (△ 1,080)
	14 使用料及び賃借料	△ 3,556	回線使用料 △ 1,080
			13 委 託 料 (△ 839)
			内部情報システム修正委託料 △ 839
			14 使用料及び賃借料 (△ 3,556)
			内部情報パーソナルコンピュータ・プリン タ借上料(平成26年度導入分) △ 3,556
△ 1,361			6 基幹系システムに要する経費(情報システム課) △ 3,774
			13 委 託 料 (△ 3,774)
			基幹系システム修正委託料(障害者総合支 援法改正対応分) △ 1,361
			基幹系システム修正委託料(子ども・子育 て支援新制度対応分) △ 2,413
	14 使用料及び賃借料	△ 568	4 イメージキャラクター広報活 動に要する経費 () △ 568
			(2) 経済課関係経費 △ 568
			14 使用料及び賃借料 (△ 568)
			イメージキャラクター商品化権使用許諾料 △ 568
164			
164	12 役務費 5 手数料	164 164	1 出納事務に要する経費 (会 計 課) 164
			12 役 務 費 (164)
			銀行振込手数料 164

款 2 総務費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
7 財産管理費	336,124	△ 23,290	312,834			
10 市民文化費	295,594	0	295,594	1,250		
11 財政調整基金費	420,291	510,000	930,291			
13 庁舎建設基金費	131	100,000	100,131			
14 庁舎建設費	33,199	△ 33,199	0			

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
△ 23,290				
△ 21,715	14 使用料及び賃借料	△ 23,290	1 財産管理に要する経費 (管 財 課)	△ 21,715
			14 使用料及び賃借料	(△ 21,715)
			第二庁舎借上料	△ 21,715
△ 1,575			2 車両管理に要する経費 (管 財 課)	△ 1,575
			14 使用料及び賃借料	(△ 1,575)
			駐車場借上料	△ 1,575
△ 1,250				
510,000				
510,000	25 積立金	510,000	1 財政調整基金積立金 (財 政 課)	510,000
			25 積立金	(510,000)
			財政調整基金積立金 (積立元金)	510,000
100,000				
100,000	25 積立金	100,000	1 庁舎建設基金積立金 (管 財 課)	100,000
			25 積立金	(100,000)
			庁舎建設基金積立金 (積立元金)	100,000
△ 33,199				
△ 33,199	8 報償費	△ 124	1 新庁舎建設に要する経費 (企 画 政 策 課)	△ 33,199
	11 需用費	△ 3	8 報 償 費	(△ 124)
	1 消耗品費	△ 3	新庁舎設計者選定委員会委員謝礼	△ 124
	12 役務費	△ 10	11 需 用 費	(△ 3)
	1 郵便料	△ 10	消耗品費	△ 3
	13 委託料	△ 33,062	12 役 務 費	(△ 10)
			郵 便 料	△ 10
			13 委 託 料	(△ 33,062)
			新庁舎設計者選定委員会会議録作成委託料	△ 111
			新庁舎建設基本設計委託料	△ 32,951

款 2 総務費

項 2 徴税费

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 税務総務費	361,942	△ 37,013	324,929			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 37,013			
△ 37,013	2 給料	△ 23,424	1 職員人件費その他 (職員課) △ 37,013
	3 職員手当等	△ 5,418	2 給料 (△ 23,424)
	4 共済費	△ 8,222	一般職給料 △ 23,424
	9 旅費	51	3 職員手当等 (△ 5,418)
			4 共済費 (△ 8,222)
			9 旅費 (51)
			普通旅費 51

款 2 総務費

項 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 戸籍住民基本台帳費	196,402	△ 15,335	181,067			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 15,335			
△ 15,335	2 給料	△ 5,770	1 職員人件費その他 (職員課) △ 15,335
	3 職員手当等	△ 7,359	2 給料 (△ 5,770)
	4 共済費	△ 2,230	一般職給料 △ 5,770
	9 旅費	24	3 職員手当等 (△ 7,359)
			4 共済費 (△ 2,230)
			9 旅費 (24)
			普通旅費 24

款 2 総務費

項 4 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 選挙管理委員会費	40,163	△ 1,800	38,363			

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
△ 1,800				
△ 1,800	2 給料	△ 506	1 職員人件費その他	(職員課) △ 1,800
	3 職員手当等	△ 1,144	2 給 料	(△ 506)
	4 共済費	△ 170	一般職給料	△ 506
	9 旅費	20	3 職員手当等	(△ 1,144)
			4 共 済 費	(△ 170)
			9 旅 費	(20)
			普通旅費	20

款 2 総務費

項 5 統計調査費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 経済統計調査費	7,630	△ 2,175	5,455	△ 2,175		
				△ 2,175		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	1 報酬	△ 2,175	1 経済統計調査に要する経費 () △ 2,175
			(2) 経済センサス基礎調査及び商業統計調査 費 (総務課) △ 2,175
			1 報 酬 (△ 2,175)
			経済センサス基礎調査及び商業統計調査調 査員報酬 △ 2,175

款 2 総務費

項 6 監査委員費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 監査委員費	35,651	△ 6,368	29,283			

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
△ 6,368				
△ 6,368	2 給料	△ 2,579	1 職員人件費その他	(職員課) △ 6,368
	3 職員手当等	△ 2,808	2 給 料	(△ 2,579)
	4 共済費	△ 985	一般職給料	△ 2,579
	9 旅費	4	3 職員手当等	(△ 2,808)
			4 共 済 費	(△ 985)
			9 旅 費	(4)
			普通旅費	4

款 3 民生費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 社会福祉総務費	801,637	△ 3,017	798,620	4,026		
				△ 1,858		
				8,565		
				△ 2,681		
2 障害者福祉費	1,507,152	56,512	1,563,664	31,796		
				1,035		
				△ 1,049		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 7,043			
△ 11,338	1 報酬	△ 1,751	1 職員人件費その他 (職員課) △ 11,338
	2 給料	△ 6,224	2 給 料 (△ 6,224)
	3 職員手当等	△ 2,909	一般職給料 △ 6,224
	4 共済費	△ 2,318	3 職員手当等 (△ 2,909)
	8 報償費	△ 1,858	4 共 済 費 (△ 2,318)
△ 1,751	9 旅費	113	9 旅 費 (113)
	19 負担金補助及び交付金	867	普通旅費 113
	20 扶助費	8,739	2 社会福祉委員に要する経費 (地域福祉課) △ 1,751
867	23 償還金利子及び割引料	2,324	1 報 酬 (△ 1,751)
			社会福祉委員報酬 △ 1,751
			3 民生委員等に要する経費 (地域福祉課) △ 1,858
2,855			8 報 償 費 (△ 1,858)
			民生委員活動費 委員 △ 1,858
			5 社会福祉協議会に要する経費 (地域福祉課) 867
			19 負担金補助及び交付金 (867)
			社会福祉協議会運営補助金 867
			21 自立支援医療・更生医療給付に要する経費 (自立生活支援課) 11,420
			20 扶 助 費 (11,420)
			更生医療給付 11,420
			24 住宅手当緊急特別措置事業に要する経費 (地域福祉課) △ 2,681
			20 扶 助 費 (△ 2,681)
			住宅手当 △ 2,681
2,324			30 返還金・還付金 () 2,324
			(1) 地域福祉課関係経費 2,324
			23 償還金利子及び割引料 (2,324)
			平成25年度地域福祉推進区市町村包括補助事業都補助金返還金 2,324
24,716			
346	13 委託料	△ 2,293	5 身体障害者(児)補装具給付に要する経費 (自立生活支援課) 1,381
	19 負担金補助及び交付金	△ 5,987	20 扶 助 費 (1,381)
	20 扶助費	64,792	補装具費給付 1,381
△ 1,244			21 精神障害者配食サービス事業に要する経費 (自立生活支援課) △ 2,293

款 3 民生費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 障害者福祉費				16,807		
				20,810		
				△ 5,807		
4 高齢者福祉費	537,316	△ 1,733	535,583			△ 889
						△ 889
8 国民健康保険事業費	1,359,211	96,107	1,455,318	6,970		
				6,970		
9 介護保険事業費	1,161,397	△ 52,397	1,109,000			
10 地域福祉基金費	13,007	54,462	67,469			54,462
						54,462

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
18,857			13 委託料 (△ 2,293) 精神障害者配食サービス委託料 △ 2,293
6,937			24 介護給付に要する経費 (自立生活支援課) 35,664
△ 180			20 扶助費 (35,664) 介護給付費 35,664
			25 訓練等給付に要する経費 (自立生活支援課) 27,747
			20 扶助費 (27,747) 訓練等給付費 27,747
			29 障害者自立支援法移行支援事業に要する経費 (自立生活支援課) △ 5,987
			19 負担金補助及び交付金 (△ 5,987) 障害者日中活動系サービス推進事業補助金 △ 5,987
△ 844			
△ 190	8 報償費	△ 654	3 老人施設措置に要する経費 (介護福祉課) △ 1,079
△ 654	20 扶助費	△ 1,079	20 扶助費 (△ 1,079) 入所援護費 養護老人ホーム △ 1,079
			7 敬老会及び老人保健福祉週間事業に要する経費 (介護福祉課) △ 654
			8 報償費 (△ 654) 高齢者記念品 △ 654
89,137			
89,137	28 繰出金	96,107	1 国民健康保険特別会計繰出金 (財政課) 96,107
			28 繰出金 (96,107) 保険基盤安定分繰出金 9,295 職員給与費等繰出金 △ 3,188 その他繰出金 90,000
△ 52,397			
△ 52,397	28 繰出金	△ 52,397	1 介護保険特別会計繰出金 (財政課) △ 52,397
			28 繰出金 (△ 52,397) 介護給付費繰出金 △ 44,439 地域支援事業(介護予防)繰出金 △ 230 職員給与費等繰出金 △ 6,419 要介護認定事務費繰出金 △ 1,309
	25 積立金	54,462	1 地域福祉基金積立金 (地域福祉課) 54,462

款 3 民生費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
10 地域福祉基金費						
11 後期高齢者医療費	999,217	△ 7,089	992,128	△ 4,032		
				△ 4,032		
12 臨時福祉給付金給付費	294,287	△ 116,270	178,017	△ 116,270		
				△ 116,270		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
			25 積立金 (54,462) 地域福祉基金積立金(積立元金) 54,462
△ 3,057			
△ 3,057	28 繰出金	△ 7,089	1 後期高齢者医療特別会計繰出金 (財政課) △ 7,089
			28 繰出金 (△ 7,089) 療養給付費繰出金 12,802 保険基盤安定繰出金 △ 5,375 保険料軽減措置繰出金 △ 14,516
	12 役務費 1 郵便料	△ 3,175 △ 3,175	1 臨時福祉給付金給付に要する経費 () △ 116,270
	13 委託料	△ 13,095	(3) 市民税課関係経費 △ 632 12 役務費 (△ 632) 郵便料 △ 632
	19 負担金補助及び交付金	△ 100,000	(4) 地域福祉課関係経費 △ 115,638 12 役務費 (△ 2,543) 郵便料 △ 2,543 13 委託料 (△ 13,095) 契約差金(臨時福祉給付金給付事務委託料他1件) △ 13,095 19 負担金補助及び交付金 (△ 100,000) 臨時福祉給付金 △ 100,000

款 3 民生費

項 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 児童福祉総務費	3,826,669	△ 57,306	3,769,363	△ 24,303		△ 6,099
				5,086		
				△ 33,117		△ 6,099
2 児童措置費	1,371,210	△ 9,750	1,361,460	△ 3,525		
				△ 7,383		
3 児童福祉施設費	85,796	0	85,796	△ 25,150		
4 保育園費	998,069	△ 37,330	960,739			12,491
						12,338
5 学童保育所費	141,373	△ 4,472	136,901	5,413		2,074
						868
6 母子福祉費	39,237	△ 3,206	36,031	△ 2,484		
				△ 1,548		
				△ 936		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 26,904			
△ 8,692	2 給料	△ 4,622	1 職員人件費その他 (職員課) △ 3,606
	3 職員手当等	2,423	2 給 料 (△ 4,622) 一般職給料 △ 4,622
	4 共済費	△ 1,434	3 職員手当等 (2,423)
	9 旅費	27	4 共 済 費 (△ 1,434)
	19 負担金補助及び交付金	△ 53,700	9 旅 費 (27) 普通旅費 27
△ 14,484			8 民間保育所助成に要する経費 (保育課) △ 53,700
			19 負担金補助及び交付金 (△ 53,700) 民間保育所改修費等補助金 △ 60,841 民間保育所賃借料等補助金 7,141
△ 6,225			
△ 2,367	20 扶助費	△ 9,750	4 母子生活支援施設入所措置に要する経費 (子育て支援課) △ 9,750
			20 扶 助 費 (△ 9,750) 母子生活支援施設措置費 △ 9,750
25,150			
△ 49,821			
△ 49,668	2 給料	△ 25,401	1 職員人件費その他 (職員課) △ 37,330
	3 職員手当等	△ 3,295	2 給 料 (△ 25,401) 一般職給料 △ 25,401
	4 共済費	△ 8,657	3 職員手当等 (△ 3,295)
	9 旅費	23	4 共 済 費 (△ 8,657)
			9 旅 費 (23) 普通旅費 23
△ 11,959			
△ 5,340	13 委託料	△ 4,472	1 学童保育所維持管理に要する経費 (児童青少年課) △ 4,472
			13 委 託 料 (△ 4,472) みなみ学童保育所建替工事設計委託料 △ 4,472
△ 722			
△ 411	13 委託料	△ 1,959	1 ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業に要する経費 (子育て支援課) △ 1,959
	19 負担金補助及び交付金	△ 1,247	13 委 託 料 (△ 1,959) ホームヘルパー派遣委託料 △ 1,959
△ 311			4 母子家庭等自立支援給付金事業に要する経費 (子育て支援課) △ 1,247

款 3 民生費

項 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
6 母子福祉費						
8 子育て世帯臨時特 例給付金給付費	137,908	△ 22,735	115,173	△ 22,735		
				△ 22,735		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
			19 負担金補助及び交付金 (△ 1,247) 母子家庭等高等技能訓練促進費 △ 1,247
	1 報酬	△ 865	
	12 役務費 1 郵便料	△ 1,785 △ 1,785	1 子育て世帯臨時特例給付金給 付に要する経費 () △ 22,735
	13 委託料	△ 10,085	(3) 子育て支援課関係経費 △ 22,735
	19 負担金補助及び交 付金	△ 10,000	1 報 酬 (△ 865) 子育て世帯臨時特例給付金業務非常勤嘱託 職員報酬 △ 865 12 役 務 費 (△ 1,785) 郵 便 料 △ 1,785 13 委 託 料 (△ 10,085) 子育て世帯臨時特例給付金給付事務委託料 △ 9,120 子育て世帯臨時特例給付金申請書等封入封 緘作業委託料 △ 965 19 負担金補助及び交付金 (△ 10,000) 子育て世帯臨時特例給付金 △ 10,000

款 3 民生費

項 3 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 生活保護総務費	181,679	4,613	186,292	△ 7,741 66		
2 扶 助 費	3,029,224	0	3,029,224			20,680

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
12,354			
4,547	2 給料	2,672	1 職員人件費その他 (職員課) 4,613
	3 職員手当等	1,290	2 給 料 (2,672) 一般職給料 2,672
	4 共済費	608	3 職員手当等 (1,290)
	9 旅費	43	4 共 済 費 (608) 9 旅 費 (43) 普通旅費 43
△ 20,680			

款 3 民生費

項 4 国民年金費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 国民年金総務費	31,272	△ 1,156	30,116			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 1,156			
△ 1,156	2 給料	△ 310	1 職員人件費その他 (職員課) △ 1,156
	3 職員手当等	△ 761	2 給料 (△ 310)
	4 共済費	△ 91	一般職給料 (△ 310)
	9 旅費	6	3 職員手当等 (△ 761)
			4 共済費 (△ 91)
			9 旅費 (6)
			普通旅費 6

款 4 衛生費

項 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 保健衛生総務費	687,226	5,785	693,011	2,213 664		
3 予防接種費	236,691	8,084	244,775			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
3,572			
△ 1,021	2 給料	△ 705	1 職員人件費その他 (職員課) △ 357
	3 職員手当等	977	2 給 料 (△ 705) 一般職給料 △ 705
	4 共済費	△ 683	3 職員手当等 (977)
	9 旅費	54	4 共 済 費 (△ 683)
	13 委託料	6,142	9 旅 費 (54) 普通旅費 54
6,142			4 妊婦健康診査に要する経費 (健康課) 6,142
			13 委 託 料 (6,142) 妊婦健康診査委託料 6,142
8,084			
4,214	13 委託料	8,084	9 ヒブワクチン接種に要する経費 (健康課) 4,214
			13 委 託 料 (4,214) ヒブワクチン個別接種委託料 4,214
3,870			11 小児用肺炎球菌ワクチン接種に要する経費 (健康課) 3,870
			13 委 託 料 (3,870) 小児用肺炎球菌ワクチン個別接種委託料 3,870

款 4 衛生費

項 2 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 清掃総務費	298,933	18,509	317,442			△ 620
						△ 620
2 塵芥処理費	2,322,093	△ 5,753	2,316,340	2,520		△ 7,300
						△ 7,600
4 環境基金費	400,482	100,000	500,482			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
19,129			
19,437	2 給料	10,841	1 職員人件費その他 (職員課) 19,437
	3 職員手当等	5,642	2 給料 (10,841)
	4 共済費	2,928	一般職給料 (10,841)
	9 旅費	26	3 職員手当等 (5,642)
	15 工事請負費	△ 928	4 共済費 (2,928)
△ 308			9 旅費 (26)
			普通旅費 26
			6 二枚橋衛生組合の解散に伴う 承継事務に要する経費 (ごみ対策課) △ 928
			15 工事請負費 (△ 928)
			地下水観測井戸撤去工事
△ 973			
1,847	19 負担金補助及び交付金	△ 5,753	7 可燃ごみ共同処理事業に要する経費 (ごみ対策課) △ 5,753
			19 負担金補助及び交付金 (△ 5,753)
			可燃ごみ共同処理事業負担金 △ 5,753
100,000			
100,000	25 積立金	100,000	1 環境基金積立金 (ごみ対策課) 100,000
			25 積立金 (100,000)
			環境基金積立金 (積立元金) 100,000

款 5 労 働 費

項 1 労 働 諸 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 労 働 諸 費	150,304	△ 12,580	137,724	△ 12,580		
				△ 12,580		

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
	13 委託料	△ 12,580	3 緊急雇用創出事業に要する経費 () △ 12,580 (1) 経済課関係経費 △ 3,629 13 委託料 (△ 3,629) 契約差金 (商業・工業基礎調査事業委託料) △ 3,629 (2) 環境政策課関係経費 △ 8,951 13 委託料 (△ 8,951) 契約差金 (公園等利用実態調査委託料) △ 8,951

款 6 農林水産業費

項 1 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 農業総務費	7,895	449	8,344			

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
449				
449	2 給料	12	1 職員人件費その他 ()	449
	3 職員手当等	426	(1) 職員課関係経費	449
	4 共済費	△ 2	2 給 料 ()	12
	9 旅費	13	一般職給料	12
			3 職員手当等 ()	426
			4 共 済 費 (△)	2
			9 旅 費 ()	13
			普通旅費	13

款 7 商 工 費

項 1 商 工 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 商工総務費	69,795	3,418	73,213			
2 商工振興費	98,871	△ 8,611	90,260			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
3,418			
3,418	2 給料	103	1 職員人件費その他 (職員課) 3,418
	3 職員手当等	3,402	2 給 料 (103)
	4 共済費	△ 145	一般職給料 103
	9 旅費	58	3 職員手当等 (3,402)
			4 共 済 費 (△ 145)
			9 旅 費 (58)
			普通旅費 58
△ 8,611			
△ 8,611	11 需用費	△ 821	1 商工振興に要する経費 (経 済 課) △ 8,611
	6 光熱水費	△ 821	11 需 用 費 (△ 821)
	19 負担金補助及び交付金	△ 7,790	光 熱 水 費 △ 821
			19 負担金補助及び交付金 (△ 7,790)
			農工大・多摩小金井ベンチャーポート入居者賃料補助金 △ 7,790

款 8 土 木 費

項 1 土 木 管 理 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 土木総務費	188,923	7,967	196,890	△ 7,140		432
				△ 7,140		

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
14,675				
15,107	2 給料	4,601	1 職員人件費その他 (職員課)	7,967
	3 職員手当等	2,149	2 給 料	(4,601)
	4 共済費	1,171	一般職給料	4,601
	9 旅費	46	3 職員手当等	(2,149)
			4 共 済 費	(1,171)
			9 旅 費	(46)
			普通旅費	46

款 8 土 木 費

項 2 道路橋りょう費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 道路橋りょう総務費	102,033	△ 2,321	99,712	△ 750		
				△ 750		
3 道路新設改良費	425,610	△ 161,371	264,239	△ 157,795		
				△ 156,834		
6 交通安全対策費	226,852	△ 1,984	224,868	△ 961		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 1,571			
△ 1,323	2 給料	△ 43	1 職員人件費その他 (職員課) △ 1,323
	3 職員手当等	△ 1,088	2 給 料 (△ 43)
	4 共済費	△ 305	一般職給料 △ 43
	9 旅費	113	3 職員手当等 (△ 1,088)
	13 委託料	△ 998	4 共 済 費 (△ 305)
△ 248			9 旅 費 (113)
			普通旅費 113
			4 都市再生地籍調査事業に要する経費 (道路管理課) △ 998
			13 委 託 料 (△ 998)
			契約差金 (都市再生地籍調査委託料) △ 998
△ 3,576			
△ 1,088	1 報酬	△ 2,382	1 道路新設改良に要する経費 (道路管理課) △ 1,088
	12 役務費	△ 1,776	(1) 道路管理課関係経費 △ 1,088
	5 手数料	△ 1,776	15 工事請負費 (△ 1,088)
	13 委託料	△ 6,098	契約差金 (市道146号線道路補修工事)
	15 工事請負費	△ 1,088	2 都道134号線整備に要する経費 () △ 156,834
	17 公有財産購入費	△ 150,027	(1) 都市計画課関係経費 △ 151,803
			12 役 務 費 (△ 1,776)
			都道134号線収用申請手数料 △ 1,776
			17 公有財産購入費 (△ 150,027)
			都道134号線用地取得費 △ 150,027
			(2) 道路管理課関係経費 △ 5,031
			13 委 託 料 (△ 5,031)
			契約差金 (都道134号線測量設計委託料) △ 5,031
△ 2,488			3 主要地方道15号線整備に要する経費 () △ 3,449
			(1) 都市計画課関係経費 △ 3,449
			1 報 酬 (△ 2,382)
			用地取得専門業務非常勤嘱託職員報酬 △ 2,382
			13 委 託 料 (△ 1,067)
			主要地方道15号線物件調査・補償説明委託料 △ 467
			主要地方道15号線測量委託料 △ 600
△ 1,984			
△ 1,984	13 委託料	△ 790	3 自転車対策に要する経費 (交通対策課) △ 1,984
	14 使用料及び賃借料	△ 1,194	13 委 託 料 (△ 790)

款 8 土 木 費

項 2 道路橋りょう費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
6 交通安全対策費	千円	千円	千円	千円	千円	千円

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
			契約差金（東小金井駅高架下（西側）自転車駐車場ゲート保守管理委託料）	△ 790
			14 使用料及び賃借料	(△ 1,194)
			自転車駐車場・保管所土地等借上料	△ 1,194

款 8 土 木 費

項 4 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 都市計画総務費	523,181	△ 12,982	510,199	△ 2,187		
				△ 2,187		
2 土地区画整理費	1,170,714	△ 153,708	1,017,006	△ 77,500	△ 52,000	
				△ 77,500	△ 52,000	
3 街路事業費	26,944	△ 5,086	21,858		△ 3,000	
					△ 3,000	
4 公共下水道費	417,611	△ 5,687	411,924			
5 公園緑地費	229,991	△ 1,022	228,969		△ 1,200	

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 10,795			
△ 10,795	2 給料	△ 4,065	1 職員人件費その他 (職員課) △ 10,795
	3 職員手当等	△ 5,621	2 給 料 (△ 4,065)
	4 共済費	△ 1,206	一般職給料 (△ 4,065)
	9 旅費	97	3 職員手当等 (△ 5,621)
	19 負担金補助及び交付金	△ 2,187	4 共 済 費 (△ 1,206)
			9 旅 費 (97)
			普通旅費 97
			11 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化助成に要する経費 (まちづくり推進) △ 2,187
			19 負担金補助及び交付金 (△ 2,187)
			特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成金 △ 2,187
△ 24,208			
△ 24,208	13 委託料	△ 153,708	1 土地区画整理事業に要する経費 (区画整理課) △ 153,708
			13 委 託 料 (△ 153,708)
			東小金井駅北口土地区画整理事業委託料 △ 153,708
△ 2,086			
614	1 報酬	△ 2,386	1 都市計画道路3・4・12号線整備に要する経費 () △ 2,386
	15 工事請負費	△ 2,700	(1) 都市計画課関係経費 △ 2,386
			1 報 酬 (△ 2,386)
			用地取得専門業務非常勤嘱託職員報酬 △ 2,386
△ 2,700			2 都市計画道路3・4・8号線整備に要する経費 (道路管理課) △ 2,700
			(1) 道路管理課関係経費 △ 2,700
			15 工事請負費 (△ 2,700)
			都市計画道路3・4・8号線事業予定地管理に伴う整備工事
△ 5,687			
△ 5,687	28 繰出金	△ 5,687	1 下水道事業特別会計繰出金 (財政課) △ 5,687
			28 繰 出 金 (△ 5,687)
			下水道事業特別会計繰出金 △ 5,687
178			
△ 1,022	15 工事請負費	△ 1,022	9 緑地の整備に要する経費 (環境政策課) △ 1,022
			15 工事請負費 (△ 1,022)
			契約差金 ((仮称) 下山谷の森整備工事)

款 8 土 木 費

項 4 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
7 みどりと公園基金 費	42	1	43			1
						1

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	25 積立金	1	1 みどりと公園基金積立金 (環 境 政 策 課) 1
			25 積 立 金 (1) みどりと公園基金積立金 (積立元金) 1

款 9 消 防 費

項 1 消 防 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 常備消防費	1,432,399	△ 54,332	1,378,067			
2 非常備消防費	81,106	△ 1,098	80,008			
3 災害対策費	51,345	△ 3,180	48,165	304		
				304		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 54,332			
△ 54,332	13 委託料	△ 54,332	1 消防事務委託に要する経費 (地域安全課) △ 54,332
			13 委託料 (△ 54,332) 消防事務都委託金 △ 54,332
△ 1,098			
△ 1,098	1 報酬	△ 1,098	2 消防団活動に要する経費 (地域安全課) △ 1,098
			1 報 酬 (△ 1,098) 団員報酬 △ 1,098
△ 3,484			
△ 3,484	13 委託料	△ 2,354	1 災害対策に要する経費 (地域安全課) △ 3,180
	19 負担金補助及び交付金	△ 826	13 委託料 (△ 2,354) 契約差金 (防災行政無線デジタル化工事設計委託料) △ 2,354 19 負担金補助及び交付金 (△ 826) 防災行政無線電波利用料負担金 △ 826

款 10 教育費

項 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 事務局費	775,479	13,985	789,464	△ 16,334		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
30,319			
13,985	2 給料	8,289	1 職員人件費その他 () 13,985
	3 職員手当等	12,761	(1) 庶務課関係経費 14,000
	4 共済費	△ 7,126	2 給 料 (8,289)
	9 旅費	61	一般職給料 8,289
			3 職員手当等 (12,439)
			4 共 済 費 (△ 6,794)
			9 旅 費 (66)
			普通旅費 66
			(2) 庶務課関係経費 (再任用職員) △ 15
			3 職員手当等 (322)
			4 共 済 費 (△ 332)
			9 旅 費 (△ 5)
			普通旅費 △ 5

款 10 教育費

項 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 学校管理費	491,704	△ 28,975	462,729			
4 学校建設費	120,674	△ 7,251	113,423	726	△ 32,900	
				726	△ 32,900	

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 28,975			
△ 28,975	2 給料	△ 16,272	1 職員人件費その他 (庶務課) △ 28,975
	3 職員手当等	△ 6,886	2 給 料 (△ 16,272)
	4 共済費	△ 5,835	一般職給料 △ 16,272
	9 旅費	18	3 職員手当等 (△ 6,886)
			4 共 済 費 (△ 5,835)
			9 旅 費 (18)
			普通旅費 18
24,923			
24,923	15 工事請負費	△ 7,251	1 学校施設整備に要する経費 (庶務課) △ 7,251
			15 工事請負費 (△ 7,251)
			契約差金 (前原小学校トイレ改修工事他3件)

款 10 教育費

項 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 学校管理費	234,915	△ 2,766	232,149			
4 学校建設費	181,194	△ 20,017	161,177	304	△ 53,200	
				304	△ 53,200	

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 2,766			
△ 2,766	2 給料	△ 1,168	1 職員人件費その他 (庶務課) △ 2,766
	3 職員手当等	△ 1,046	2 給 料 (△ 1,168)
	4 共済費	△ 577	一般職給料 △ 1,168
	9 旅費	25	3 職員手当等 (△ 1,046)
			4 共 済 費 (△ 577)
			9 旅 費 (25)
			普通旅費 25
32,879			
32,879	13 委託料	△ 935	1 学校施設整備に要する経費 (庶務課) △ 20,017
	15 工事請負費	△ 19,082	13 委 託 料 (△ 935)
			契約差金 (南中学校運動場芝生整備工事監
			理委託料) △ 935
			15 工事請負費 (△ 19,082)
			契約差金 (南中学校運動場芝生整備工事)

款 10 教育費

項 4 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 社会教育総務費	296,493	△ 12,267	284,226			
2 公民館費	174,198	△ 1,600	172,598	470		
4 文化財保護費	145,429	△ 58,271	87,158	△ 8,138 △ 8,138		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 12,267			
△ 12,267	2 給料	△ 7,417	1 職員人件費その他 (庶務課) △ 12,267
	3 職員手当等	△ 1,646	2 給料 (△ 7,417)
	4 共済費	△ 3,250	一般職給料 (△ 7,417)
	9 旅費	46	3 職員手当等 (△ 1,646)
			4 共済費 (△ 3,250)
			9 旅費 (46)
			普通旅費 46
△ 2,070			
△ 1,600	13 委託料	△ 1,600	2 公民館維持管理に要する経費 (公民館) △ 1,600
			13 委託料 (△ 1,600)
			契約差金 (定期清掃委託料) △ 1,600
△ 50,133			
△ 50,133	15 工事請負費	△ 58,271	5 名勝小金井 (サクラ) 復活プロジェクトに要する経費 () △ 58,271
			(2) 道路管理課関係経費 △ 58,271
			15 工事請負費 (△ 58,271)
			契約差金等 (玉川上水歩道橋撤去工事他1件)

款 10 教育費

項 5 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 保健体育総務費	78,211	△ 18,380	59,831			
2 体育施設費	253,510	△ 4,268	249,242			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 18,380			
△ 18,380	2 給料	△ 9,155	1 職員人件費その他 (庶務課) △ 18,380
	3 職員手当等	△ 6,143	2 給 料 (△ 9,155)
	4 共済費	△ 3,081	一般職給料 (△ 9,155)
	9 旅費	△ 1	3 職員手当等 (△ 6,143)
			4 共 済 費 (△ 3,081)
			9 旅 費 (△ 1)
			普通旅費 △ 1
△ 4,268			
△ 2,000	14 使用料及び賃借料	△ 2,000	3 小金井市テニスコート場維持管理に要する経費 (生涯学習課) △ 2,000
	15 工事請負費	△ 2,268	14 使用料及び賃借料 (△ 2,000)
			土地借上料 △ 2,000
△ 2,268			4 栗山公園健康運動センター維持管理に要する経費 (生涯学習課) △ 2,268
			15 工事請負費 (△ 2,268)
			契約差金 (温水ヒーター改修工事)

款 11 公 債 費

項 1 公 債 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 元 金	2,599,002	3,725	2,602,727			
2 利 子	354,851	△ 16,814	338,037			

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
3,725				
3,725	23 償還金利息及び割引料	3,725	1 市債償還元金 (財 政 課)	3,725
			23 償還金利息及び割引料 (市債償還元金	(3,725) 3,725
△ 16,814				
△ 16,814	23 償還金利息及び割引料	△ 16,814	1 市債償還利子 (財 政 課)	△ 16,814
			23 償還金利息及び割引料 (△ 市債償還利子	(△ 16,814) △ 16,814

款 12 諸支出金

項 2 開発公社費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 開発公社費	67,177	△ 14,720	52,457			

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
△ 14,720				
△ 14,720	19 負担金補助及び交付金	△ 14,720	1 土地開発公社に要する経費 (都市計画課)	△ 14,720
			19 負担金補助及び交付金	(△ 14,720)
			土地開発公社支出金	△ 14,720

款 13 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	52,820	9,183	62,003			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 9,183		千円	千円

給与費明細書

特別職

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費						共済費	合計	
		報酬	給料	期 末 当 手	勤 勉 当 手	その 他 の 手 当	計			
補正後	長 等	3		27,393	11,099		7,671	46,163	6,031	52,194
	議 員	24	143,400		56,643			200,043	74,824	274,867
	その他	1,207	771,413					771,413	98,580	869,993
	計	1,234	914,813	27,393	67,742		7,671	1,017,619	179,435	1,197,054
補正前	長 等	3		31,380	12,397		115	43,892	7,174	51,066
	議 員	24	143,400		56,643			200,043	74,824	274,867
	その他	1,252	782,070					782,070	97,536	879,606
	計	1,279	925,470	31,380	69,040		115	1,026,005	179,534	1,205,539
比 較	長 等			△3,987	△1,298		7,556	2,271	△1,143	1,128
	議 員									
	その他	△45	△10,657					△10,657	1,044	△9,613
	計	△45	△10,657	△3,987	△1,298		7,556	△8,386	△99	△8,485

その他の手当は、退職手当7,425千円及び通勤手当246千円である。

一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考
		給 料	職員手当	計			
補正後	(50)						
	623	2,297,669	1,917,563	4,215,232	757,741	4,972,973	
補正前	(50)						
	623	2,377,279	1,905,043	4,282,322	815,807	5,098,129	
比 較	()						
		△79,610	12,520	△67,090	△58,066	△125,156	

() 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	地域手当	扶養手当	特別調整額	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	職 員 手 当 の 内 訳	補正後	240,560	51,758	56,059	51,783	
補正前		247,626	50,047	57,078	54,170		245,172
比 較		△7,066	1,711	△1,019	△2,387		△6,612
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	夜間勤務手当	住居手当	退職手当	期末手当	勤勉手当	合 計
	補正後	464	24,751	329,165	609,611	314,852	1,917,563
	補正前	361	24,876	278,012	621,933	325,768	1,905,043
	比 較	103	△125	51,153	△12,322	△10,916	12,520

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減額の増減事由別内訳		説 明																				
給 料	△ 79,610	その他の増減分	1 給与改定分 0 2 異動等分 △ 79,610 3 再任用給与改定分 0																					
職員手当	12,520	その他の増減分	1 期末・勤勉手当 △ 23,238 (1) 給与改定分 0 (2) 異動等分 △ 23,238 (3) 再任用給与改定分 0 2 その他 35,758 (1) 給与改定分 0 (2) 異動等分 35,758 (3) 再任用給与改定分 0	※期末・勤勉手当の支給率 (見込) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6月</th> <th>12月</th> <th>3月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算計上</td> <td>1.80</td> <td>2.20</td> <td>0.20</td> <td>4.20</td> </tr> <tr> <td>支給見込</td> <td>1.80</td> <td>2.20</td> <td>0.20</td> <td>4.20</td> </tr> <tr> <td>超過分</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> </tr> </tbody> </table>	区分	6月	12月	3月	計	予算計上	1.80	2.20	0.20	4.20	支給見込	1.80	2.20	0.20	4.20	超過分	0.00	0.00	0.00	0.00
区分	6月	12月	3月	計																				
予算計上	1.80	2.20	0.20	4.20																				
支給見込	1.80	2.20	0.20	4.20																				
超過分	0.00	0.00	0.00	0.00																				

(3) 職員1人当たりの給料月額、給与月額及び平均年齢の状況

区 分	一 般 行 政 職		技 能 労 務 職	
	平成26年12月1日現在	平均給料月額	301,928円	平均給料月額
	平均給与月額	387,562円	平均給与月額	402,009円
	平均年齢	38歳 11月	平均年齢	47歳 4月
平成25年12月1日現在	平均給料月額	300,955円	平均給料月額	350,156円
	平均給与月額	387,395円	平均給与月額	415,133円
	平均年齢	38歳 7月	平均年齢	47歳 0月

地方債の前前年度末における現在の高並びに前年度末及び前年度末に
 当該年度末における現在の高の見える減見込に前年度末に前年度末に
 及び前年度末に前年度末に前年度末に前年度末に前年度末に前年度末に

(単位:千円)

区 分	平成24年度末 現在高	平成25年度末 現在高	平成26年度末		平成26年度末 起債見込額	中 増 減 見 込 額	平成26年度中 元金償還見込額	平成26年度末現在高見込額	
			平成26年度末 補正前の額	平成26年度末 補正額				平成26年度末 補正前の額	平成26年度末 補正額
1 普通債	17,623,294	18,109,315	328,200	△ 142,300	185,900	1,320,554	17,116,961	△ 142,300	16,974,661
(4) 土 木	11,510,063	11,284,822	242,100	△ 56,200	185,900	926,950	10,599,972	△ 56,200	10,543,772
(6) 教 育	2,399,426	2,626,240	86,100	△ 86,100	0	274,853	2,437,487	△ 86,100	2,351,387
2 その他	12,959,404	12,371,450	190,000	0	190,000	1,282,173	11,283,002	△ 3,725	11,279,277
(1) 住民税等減税補てん債	2,491,040	1,967,936	0	0	0	527,928	1,440,826	△ 818	1,440,008
(3) 臨時財政対策債	10,259,685	10,234,926	190,000	0	190,000	713,348	9,714,485	△ 2,907	9,711,578
合 計	30,582,698	30,480,765	518,200	△ 142,300	375,900	2,602,727	28,399,963	△ 146,025	28,253,938

平成26年度 基金現在高調へ

NO	基金名	平成25年度末現在高		予算補正状況			補正額		平成26年度末現在高見込額 (F)=(A)+(D)-(E)
		(A)	(B)	2月	3月	4月	(C)	(D)	
1	財政調整基金	元金 1,222,935	274	420,000	510,000	930,000	930,000	当初 291 2-5月補正 計	400,000 516,000 916,000
2	職員退職手当基金	元金 9,408	3					当初 3 補正 計	
3	庁舎建設基金	元金 499,738	117	14	100,000	100,000	100,000	当初 131 補正 計	
4	地域福祉基金	元金 326,377	10	28	12,969	54,462	67,431	当初 38 補正 計	2,500
5	環境基金	元金 1,659,125	482	200,000	100,000	300,000	500,000	当初 482 6-8月補正 計	93,400 33,000 126,400
6	都市再開発整備基金	元金 3,026	1					当初 1 補正 計	
7	みどり公園基金	元金 80,236	29	13	1	14	14	当初 29 補正 計	32,324
8	市営住宅整備基金	元金 52,159	21	29	1	14	14	当初 3,143 21 補正 計	1,800
9	教育施設整備基金	元金 4,641	3					当初 3 補正 計	1,800
10	土地開発基金	元金 65	1					当初 1 補正 計	1,829
合	計	3,857,710	247,796	620,013	764,463	1,397,445	1,645,241	当初 1,000 補正 計	531,853 549,000 1,080,853
			248,737	620,072	764,463	1,297,504	1,646,241		47,468 66 4,423,098

議案第2号

平成26年度

小金井市

国民健康保険特別会計

補正予算

(第6回)

平成26年度小金井市国民健康保険特別会計補正予算（第6回）

平成26年度小金井市の国民健康保険特別会計の補正予算（第6回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ99,184千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,776,709千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年2月23日提出

東京都小金井市長 稲葉孝彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		千円 2,000,344	千円 2,451	千円 2,002,795
	2 国庫補助金	27,539	2,451	29,990
9 繰入金		1,359,211	96,107	1,455,318
	1 他会計繰入金	1,359,211	96,107	1,455,318
11 諸収入		18,814	626	19,440
	2 雑入	6,210	626	6,836
歳入合計		10,677,525	99,184	10,776,709

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		169,624	△3,188	166,436
	1 総 務 管 理 費	134,210	△3,188	131,022
2 保 険 給 付 費		6,901,109	51,386	6,952,495
	1 療 養 諸 費	6,067,208	51,386	6,118,594
3 後期高齢者支援金等		1,467,616	459	1,468,075
	1 後期高齢者支援金等	1,467,616	459	1,468,075
4 前期高齢者納付金等		1,074	83	1,157
	1 前期高齢者納付金等	1,074	83	1,157
6 介 護 納 付 金		644,317	△661	643,656
	1 介 護 納 付 金	644,317	△661	643,656
11 諸 支 出 金		22,498	97,585	120,083
	1 償還金及び還付金	22,498	95,134	117,632
	2 繰 出 金	0	2,451	2,451
12 予 備 費		50,611	△46,480	4,131
	1 予 備 費	50,611	△46,480	4,131
歳 出 合 計		10,677,525	99,184	10,776,709

議案第 2 号資料

平成 26 年度

小金井市

国民健康保険特別会計

補正予算事項別明細書

(第 6 回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		千円 2,000,344	千円 2,451	千円 2,002,795
	2 国庫補助金	27,539	2,451	29,990
9 繰入金		1,359,211	96,107	1,455,318
	1 他会計繰入金	1,359,211	96,107	1,455,318
11 諸収入		18,814	626	19,440
	2 雑収入	6,210	626	6,836
歳入合計		10,677,525	99,184	10,776,709

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		千円 169,624	千円 △3,188	千円 166,436
	1 総 務 管 理 費	134,210	△3,188	131,022
2 保 険 給 付 費		6,901,109	51,386	6,952,495
	1 療 養 諸 費	6,067,208	51,386	6,118,594
3 後期高齢者支援金等		1,467,616	459	1,468,075
	1 後期高齢者支援金等	1,467,616	459	1,468,075
4 前期高齢者納付金等		1,074	83	1,157
	1 前期高齢者納付金等	1,074	83	1,157
6 介 護 納 付 金		644,317	△661	643,656
	1 介 護 納 付 金	644,317	△661	643,656
11 諸 支 出 金		22,498	97,585	120,083
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	22,498	95,134	117,632
	2 繰 出 金	0	2,451	2,451
12 予 備 費		50,611	△46,480	4,131
	1 予 備 費	50,611	△46,480	4,131
歳 出 合 計		10,677,525	99,184	10,776,709

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千 円	千 円	千 円	千 円
			△3,188
			△3,188
			51,386
			51,386
			459
			459
			83
			83
			△661
			△661
2,451			95,134
			95,134
2,451			
			△46,480
			△46,480
2,451			96,733

2 歳 入

款 3 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 財政調整交付金	千円 27,539	千円 2,451	千円 29,990	1 財政調整交付金	千円 2,451

款 9 繰入金

項 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 一般会計繰入金	千円 1,359,211	千円 96,107	千円 1,455,318	1 保険基盤安定繰入金	千円 9,295
				2 職員給与費等繰入金	△ 3,188
				4 その他一般会計繰入金	90,000

款 11 諸収入

項 2 雑 入

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 過年度収入	千円 1	千円 626	千円 627	1 過年度収入	千円 626

説	明	千円
2 特別調整交付金 (国民健康保険法第72条)	(保険年金課)	2,451

説	明	千円
1 保険料軽減分 (国民健康保険法第72条の3)	(保険年金課)	7,029
2 保険者支援分 (国民健康保険法附則第24条第2項)	(保険年金課)	2,266
1 職員給与費等繰入金	(保険年金課) △	3,188
1 その他一般会計繰入金	(保険年金課)	90,000

説	明	千円
2 平成25年度特定健康診査等都負担金追加交付金	(保険年金課)	313
4 平成25年度特定健康診査等国庫負担金追加交付金	(保険年金課)	313

3 歳 出

款 1 総 務 費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	131,412	△ 3,188	128,224			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 3,188			
△ 3,188	2 給料	△ 4,451	1 職員人件費その他 (保険年金課) △ 3,188
	3 職員手当等	2,627	(1) 保険年金課関係経費 △ 3,188
	4 共済費	△ 1,401	2 給料 (△ 4,451)
	9 旅費	37	一般職給料 △ 4,451
			3 職員手当等 (2,627)
			4 共済費 (△ 1,401)
			9 旅費 (37)
			普通旅費 37

款 2 保険給付費

項 1 療養諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般被保険者療養給付費	5,483,533	51,386	5,534,919			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
51,386			
51,386	19 負担金補助及び交付金	51,386	1 療養給付費に要する経費 (保険年金課) 51,386 19 負担金補助及び交付金 (51,386) 一般被保険者に係る診療報酬・調剤報酬等 保険者負担分 51,386

款 3 後期高齢者支援金等

項 1 後期高齢者支援金等

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 後期高齢者支援金	1,467,500	472	1,467,972			
2 後期高齢者関係事務費拠出金	116	△ 13	103			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
472			
472	19 負担金補助及び交付金	472	1 後期高齢者支援金に要する経費 (保険年金課) 472 19 負担金補助及び交付金 (472) 後期高齢者支援金 472
△ 13			
△ 13	19 負担金補助及び交付金	△ 13	1 後期高齢者関係事務費に要する経費 (保険年金課) △ 13 19 負担金補助及び交付金 (△ 13) 後期高齢者関係事務費拠出金 △ 13

款 4 前期高齢者納付金等

項 1 前期高齢者納付金等

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 前期高齢者納付金	971	83	1,054			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
83			
83	19 負担金補助及び交付金	83	1 前期高齢者納付金に要する経費 (保険年金課) 83
			19 負担金補助及び交付金 (83) 前期高齢者納付金 83

款 6 介護納付金

項 1 介護納付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 介護納付金	644,317	△ 661	643,656			

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
△ 661				
△ 661	19 負担金補助及び交付金	△ 661	1 介護納付金に要する経費 (保険年金課)	△ 661
			19 負担金補助及び交付金	(△ 661)
			介護納付金	△ 661

款 11 諸支出金

項 1 償還金及び還付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5 償 還 金	8,359	95,134	103,493			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
95,134			
95,134	23 償還金利子及び割引料	95,134	1 交付金等の返還金 (保険年金課) 95,134
			23 償還金利子及び割引料 (95,134) 交付金等の返還金 95,134

款 11 諸支出金

項 2 繰出金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 繰出金	0	2,451	2,451	2,451		
				2,451		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	28 繰出金	2,451	1 一般会計繰出金 (保険年金課) 2,451
			28 繰出金 (2,451) 一般会計繰出金 2,451

款 12 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	50,611	△ 46,480	4,131			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 △ 46,480		千円	千円

給与費明細書

特別職

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費						共済費	合計
		報酬	給料	期 末 手 当	勤 勉 手 当	その他 の 手 当	計		
補正後	長 等								
	議 員								
	その他	25	17,499				17,499	2,705	20,204
	計	25	17,499				17,499	2,705	20,204
補正前	長 等								
	議 員								
	その他	25	17,499				17,499	2,760	20,259
	計	25	17,499				17,499	2,760	20,259
比 較	長 等								
	議 員								
	その他							△55	△55
	計							△55	△55

一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考
		給 料	職員手当	計			
補正後	() 15	47,807	43,754	91,561	16,245	107,806	
補正前	() 15	52,258	41,352	93,610	17,591	111,201	
比 較	()	△4,451	2,402	△2,049	△1,346	△3,395	

() 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	地域手当	扶養手当	特別調整額	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正後		5,062	1,934	874	1,178	
補正前		5,467	1,538	874	1,295		10,185
比 較		△405	396		△117		3,963
区 分	夜間勤務手当	住居手当	退職手当	期末手当	勤勉手当	合 計	
補正後			676		13,213	6,669	43,754
補正前			576		14,014	7,403	41,352
比 較			100		△801	△734	2,402

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減額の増減事由別内訳		説 明																				
給 料	△ 4,451	その他の増減分	1 給与改定分 0 2 異動等分 △ 4,451 3 再任用給与改定分 0																					
職員手当	2,402	その他の増減分	1 期末・勤勉手当 △ 1,535 (1) 給与改定分 0 (2) 異動等分 △ 1,535 (3) 再任用給与改定分 0 2 その他 3,937 (1) 給与改定分 0 (2) 異動等分 3,937 (3) 再任用給与改定分 0	※期末・勤勉手当の支給率 (見込) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6月</th> <th>12月</th> <th>3月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算計上</td> <td>1.80</td> <td>2.20</td> <td>0.20</td> <td>4.20</td> </tr> <tr> <td>支給見込</td> <td>1.80</td> <td>2.20</td> <td>0.20</td> <td>4.20</td> </tr> <tr> <td>超過分</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> </tr> </tbody> </table>	区分	6月	12月	3月	計	予算計上	1.80	2.20	0.20	4.20	支給見込	1.80	2.20	0.20	4.20	超過分	0.00	0.00	0.00	0.00
区分	6月	12月	3月	計																				
予算計上	1.80	2.20	0.20	4.20																				
支給見込	1.80	2.20	0.20	4.20																				
超過分	0.00	0.00	0.00	0.00																				

(3) 職員1人当たりの給料月額、給与月額及び平均年齢の状況

区 分		一般行政職	技能労務職
		平成26年12月1日現在	平均給料月額 285,580円
平成26年12月1日現在	平均給与月額	394,478円	—
	平均年齢	37歳 0月	—
	平成25年12月1日現在	平均給料月額	284,727円
平成25年12月1日現在	平均給与月額	401,626円	—
	平均年齢	36歳 10月	—

議案第3号

平成26年度

小金井市

下水道事業特別会計

補正予算

(第2回)

平成26年度小金井市下水道事業特別会計補正予算（第2回）

平成26年度小金井市の下水道事業特別会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ109,192千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,425,283千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成27年2月23日提出

東京都小金井市長 稲葉孝彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 使用料及び手数料		千円 1,014,875	千円 △23,230	千円 991,645
	1 使用料	1,014,722	△23,230	991,492
3 国庫支出金		10,809	△10,697	112
	1 国庫補助金	10,809	△10,697	112
4 都支出金		1,045	△977	68
	1 都補助金	1,045	△977	68
6 繰入金		417,611	△5,687	411,924
	1 他会計繰入金	417,611	△5,687	411,924
7 繰越金		1	21,464	21,465
	1 繰越金	1	21,464	21,465
8 諸収入		131	△65	66
	2 雑入	129	△65	64
9 市債		90,000	△90,000	0
	1 市債	90,000	△90,000	0
歳入合計		1,534,475	△109,192	1,425,283

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道費		千円 1,372,261	千円 △113,122	千円 1,259,139
	1 下水道管理費	1,130,225	△31,537	1,098,688
	2 下水道建設費	242,036	△81,585	160,451
3 予備費		9,690	3,930	13,620
	1 予備費	9,690	3,930	13,620
歳出合計		1,534,475	△109,192	1,425,283

第2表 地方債補正

変更

番号	起債の目的	補正前限度額	補正後限度額	備考
1	公共下水道事業	90,000 千円	0 千円	起債の方法、利率及び償還の方法は、予算に定めたとおりとする (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)。
	計	90,000	0	

議案第3号資料

平成26年度

小金井市

下水道事業特別会計

補正予算事項別明細書

(第2回)

1 総括
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 使用料及 手 数 び料		千円 1,014,875	千円 △23,230	千円 991,645
	1 使 用 料	1,014,722	△23,230	991,492
3 国 庫 支 出 金		10,809	△10,697	112
	1 国 庫 補 助 金	10,809	△10,697	112
4 都 支 出 金		1,045	△977	68
	1 都 補 助 金	1,045	△977	68
6 繰 入 金		417,611	△5,687	411,924
	1 他 会 計 繰 入 金	417,611	△5,687	411,924
7 繰 越 金		1	21,464	21,465
	1 繰 越 金	1	21,464	21,465
8 諸 収 入		131	△65	66
	2 雑 入	129	△65	64
9 市 債		90,000	△90,000	0
	1 市 債	90,000	△90,000	0
歳 入 合 計		1,534,475	△109,192	1,425,283

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下 水 道 費		千円 1,372,261	千円 △113,122	千円 1,259,139
	1 下 水 道 管 理 費	1,130,225	△31,537	1,098,688
	2 下 水 道 建 設 費	242,036	△81,585	160,451
3 予 備 費		9,690	3,930	13,620
	1 予 備 費	9,690	3,930	13,620
歳 出 合 計		1,534,475	△109,192	1,425,283

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 △11,674	千円 △90,000	千円 △23,295	千円 11,847
△1,270		△42,114	11,847
△10,404	△90,000	18,819	
			3,930
			3,930
△11,674	△90,000	△23,295	15,777

2 歳入

款 2 使用料及び手数料

項 1 使用料

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 下水道使用料	千円 1,014,722	△ 千円 23,230	千円 991,492	1 下水道使用料	千円 △ 23,230

款 3 国庫支出金

項 1 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 土木費国庫補助金	千円 10,809	△ 千円 10,697	千円 112	1 都市計画費補助金	千円 △ 10,697

款 4 都支出金

項 1 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 土木費都補助金	千円 550	△ 千円 482	千円 68	1 都市計画費補助金	千円 △ 482
2 下水道防災事業費補助金	千円 495	△ 千円 495	千円 0	1 地震対策下水道費補助金	千円 △ 495

款 6 繰入金

項 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 一般会計繰入金	千円 417,611	△ 千円 5,687	千円 411,924	1 一般会計繰入金	千円 △ 5,687

説	明	千円
1 現年賦課分 (下水道条例第12条)	(下水道課) △	21,200
2 滞納繰越分 (下水道条例第12条)	(下水道課) △	2,030

説	明	千円
1 社会資本整備総合交付金 (社会資本整備総合交付金交付要綱)	(下水道課) △	10,697

説	明	千円
1 雨水流出抑制助成事業補助金 (雨水流出抑制助成事業補助要綱)	(下水道課) △	482
1 公共下水道地震対策緊急整備補助金 (市町村下水道事業都費補助金交付要綱)	(下水道課) △	495

説	明	千円
1 一般会計繰入金	(下水道課) △	5,687

款 7 繰越金

項 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 繰越金	千円 1	千円 21,464	千円 21,465	1 前年度繰越金	千円 21,464

款 8 諸収入

項 2 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2 雑入	千円 128	千円 △ 65	千円 63	1 雑入	千円 △ 65

款 9 市債

項 1 市債

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 下水道債	千円 90,000	千円 △ 90,000	千円 0	1 公共下水道債	千円 △ 90,000

説	明	千円
1 前年度繰越金	(下水道課)	21,464

説	明	千円
2 都道掘削復旧監督事務費	(下水道課) △	65

説	明	千円
1 公共下水道債	(下水道課) △	90,000

3 歳 出

款 1 下水道費

項 1 下水道管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 下水道総務費	1,013,627	△ 31,537	982,090	△ 1,270		△ 42,114
						△ 19,049
						△ 784
						△ 22,051
				△ 1,270		△ 230

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
11,847				
14,455	2 給料	△ 3,654	1 職員人件費その他 ()	△ 4,594
	3 職員手当等	711	(1) 下水道課関係経費	△ 7,487
	4 共済費	△ 1,735	2 給 料	(△ 5,618)
	9 旅費	84	一般職給料	△ 5,618
	13 委託料	△ 22,051	3 職員手当等	(127)
	19 負担金補助及び交付金	△ 3,000	4 共 済 費	(△ 2,070)
	27 公課費	△ 1,892	9 旅 費	(74)
			普通旅費	74
			(2) 下水道課関係経費(再任用職員)	2,893
			2 給 料	(1,964)
			再任用職員給料	1,964
			3 職員手当等	(584)
			4 共 済 費	(335)
			9 旅 費	(10)
			普通旅費	10
△ 1,108			2 一般業務に要する経費 (下水道課)	△ 1,892
			27 公 課 費	(△ 1,892)
			消費税及び地方消費税	△ 1,892
			4 受益者負担金及び下水道使用料賦課徴収に要する経費 (下水道課)	△ 22,051
			13 委 託 料	(△ 22,051)
			下水道使用料徴収事務委託料	△ 22,051
			5 雨水浸透施設等設置助成事業に要する経費 (下水道課)	△ 1,500
			19 負担金補助及び交付金	(△ 1,500)
			雨水浸透施設等設置助成金	△ 1,500
△ 1,500			6 水質管理に要する経費 (下水道課)	△ 1,500
			19 負担金補助及び交付金	(△ 1,500)
			水質検査共同実施負担金	△ 1,500

款 1 下水道費

項 2 下水道建設費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 下水道建設費	242,036	△ 81,585	160,451	△ 10,404	△ 90,000	18,819
				△ 10,404	△ 90,000	18,819

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	13 委託料	△ 19,818	1 管きよ建設に要する経費 (下水道課) △ 81,585
	15 工事請負費	△ 54,019	13 委託料 (△ 19,818) 下水道総合地震対策詳細設計委託料 △ 19,818
	19 負担金補助及び交付金	△ 7,748	15 工事請負費 (△ 54,019) 都市計画道路3・4・14号線管きよ新設 ・既設管等撤去工事 都市計画道路3・4・12号線管きよ新設 ・取付管等撤去工事
			19 負担金補助及び交付金 (△ 7,748) 主要地方道15号線管きよ新設工事負担金 △ 7,748

款 3 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	9,690	3,930	13,620			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 3,930		千円	千円

給与費明細書

特別職

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費						共済費	合計
		報酬	給料	期 末 手 当	勤 勉 手 当	その他 の 手 当	計		
補正後	長 等								
	議 員								
	その他	2	4,059				4,059	644	4,703
	計	2	4,059				4,059	644	4,703
補正前	長 等								
	議 員								
	その他	2	4,059				4,059	653	4,712
	計	2	4,059				4,059	653	4,712
比較	長 等								
	議 員								
	その他							△9	△9
	計							△9	△9

一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考
		給 料	職員手当	計			
補正後	(1) 10	37,774	25,615	63,389	12,134	75,523	
補正前	(2) 9	41,428	25,189	66,617	13,860	80,477	
比較	(△1) 1	△3,654	426	△3,228	△1,726	△4,954	

() 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員 手当 の内訳	区分	地域手当	扶養手当	特別調整額	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正後		3,988	1,224	874	1,092	
補正前		4,326	935	874	971		842
比較		△338	289		121		2,138
	区分	夜間勤務手当	住居手当	退職手当	期末手当	勤勉手当	合 計
補正後			315		10,137	5,005	25,615
補正前			675		10,916	5,650	25,189
比較			△360		△779	△645	426

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減額の増減事由別内訳		説 明																				
給 料	△ 3,654	その他の増減分	1 給与改定分 0 2 異動等分 △ 3,654 3 再任用給与改定分 0																					
職員手当	426	その他の増減分	1 期末・勤勉手当 △ 1,424 (1) 給与改定分 0 (2) 異動等分 △ 1,424 (3) 再任用給与改定分 0 2 その他 1,850 (1) 給与改定分 0 (2) 異動等分 1,850 (3) 再任用給与改定分 0	※期末・勤勉手当の支給率 (見込) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6月</th> <th>12月</th> <th>3月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算計上</td> <td>1.80</td> <td>2.20</td> <td>0.20</td> <td>4.20</td> </tr> <tr> <td>支給見込</td> <td>1.80</td> <td>2.20</td> <td>0.20</td> <td>4.20</td> </tr> <tr> <td>超過分</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> </tr> </tbody> </table>	区分	6月	12月	3月	計	予算計上	1.80	2.20	0.20	4.20	支給見込	1.80	2.20	0.20	4.20	超過分	0.00	0.00	0.00	0.00
区分	6月	12月	3月	計																				
予算計上	1.80	2.20	0.20	4.20																				
支給見込	1.80	2.20	0.20	4.20																				
超過分	0.00	0.00	0.00	0.00																				

(3) 職員1人当たりの給料月額、給与月額及び平均年齢の状況

区 分		一般行政職	技能労務職
平成26年12月1日現在	平均給料月額	332,644円	—
	平均給与月額	411,832円	—
	平均年齢	43歳 7月	—
平成25年12月1日現在	平均給料月額	391,386円	—
	平均給与月額	477,663円	—
	平均年齢	50歳 4月	—

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び

当該年度末における現在高の見込みに関する調書補正

(単位:千円)

区 分	平成24年度末	平成25年度末	平成26年度中			平成26年度中		平成26年度末		平成26年度末	
	現在高	現在高	起債見込額	増減見込額	見込額	補正額	補正額	補正額	補正額	補正額	
			補正前の額	補正後の額	平成26年度中 元金償還見込額	補正前の額	補正後の額	補正前の額	補正後の額	補正後の額	
下水道債	1,982,176	1,776,677	90,000	0	0	△ 90,000	0	107,253	1,759,424	△ 90,000	1,669,424
合 計	1,982,176	1,776,677	90,000	0	0	△ 90,000	0	107,253	1,759,424	△ 90,000	1,669,424

議案第4号

平成26年度

小金井市

介護保険特別会計

補正予算

(第4回)

平成26年度小金井市介護保険特別会計補正予算（第4回）

平成26年度小金井市の介護保険特別会計の補正予算（第4回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ365,080千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,191,088千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年2月23日提出

東京都小金井市長 稲葉孝彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 保 険 料		1,434,156	9,352	1,443,508
	1 介 護 保 険 料	1,434,156	9,352	1,443,508
3 国 庫 支 出 金		1,596,514	△93,357	1,503,157
	1 国 庫 負 担 金	1,248,298	△64,399	1,183,899
	2 国 庫 補 助 金	348,216	△28,958	319,258
4 支 払 基 金 交 付 金		2,059,615	△103,632	1,955,983
	1 支 払 基 金 交 付 金	2,059,615	△103,632	1,955,983
5 都 支 出 金		1,065,272	△51,372	1,013,900
	1 都 負 担 金	1,036,326	△51,142	985,184
	2 都 補 助 金	28,946	△230	28,716
8 繰 入 金		1,306,879	△126,071	1,180,808
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,161,397	△52,397	1,109,000
	2 基 金 繰 入 金	145,482	△73,674	71,808
歳 入 合 計		7,556,168	△365,080	7,191,088

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 251,476	千円 △7,267	千円 244,209
	1 総 務 管 理 費	154,315	△5,801	148,514
	2 徴 収 費	4,682	△67	4,615
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	76,949	△1,309	75,640
	5 計 画 策 定 委 員 会 費	14,850	△90	14,760
2 保 険 給 付 費		7,029,612	△355,512	6,674,100
	1 介 護 サービス等諸費	6,165,294	△285,428	5,879,866
	2 介 護 予 防 サービス等諸費	499,264	△27,598	471,666
	3 そ の 他 諸 費	10,486	△1,856	8,630
	4 高 額 介 護 サービス等費	130,282	△16,112	114,170
	5 高 額 医 療 合 算 費 介 護 サービス等費	30,792	△3,101	27,691
	6 特 定 入 所 者 費 介 護 サービス等費	193,494	△21,417	172,077
4 地 域 支 援 事 業 費		169,532	△1,841	167,691
	1 介 護 予 防 事 業 費	72,510	△1,841	70,669
8 予 備 費		9,623	△460	9,163
	1 予 備 費	9,623	△460	9,163
歳 出 合 計		7,556,168	△365,080	7,191,088

議案第4号資料

平成 2 6 年 度

小 金 井 市

介 護 保 險 特 別 会 計

補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

(第 4 回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 保 険 料		1,434,156	9,352	1,443,508
	1 介 護 保 険 料	1,434,156	9,352	1,443,508
3 国 庫 支 出 金		1,596,514	△93,357	1,503,157
	1 国 庫 負 担 金	1,248,298	△64,399	1,183,899
	2 国 庫 補 助 金	348,216	△28,958	319,258
4 支 払 基 金 交 付 金		2,059,615	△103,632	1,955,983
	1 支 払 基 金 交 付 金	2,059,615	△103,632	1,955,983
5 都 支 出 金		1,065,272	△51,372	1,013,900
	1 都 負 担 金	1,036,326	△51,142	985,184
	2 都 補 助 金	28,946	△230	28,716
8 繰 入 金		1,306,879	△126,071	1,180,808
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,161,397	△52,397	1,109,000
	2 基 金 繰 入 金	145,482	△73,674	71,808
歳 入 合 計		7,556,168	△365,080	7,191,088

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		千円 251,476	千円 △7,267	千円 244,209
	1 総 務 管 理 費	154,315	△5,801	148,514
	2 徴 収 費	4,682	△67	4,615
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	76,949	△1,309	75,640
	5 計 画 策 定 委 員 会 費	14,850	△90	14,760
2 保 險 給 付 費		7,029,612	△355,512	6,674,100
	1 介 護 サービス等諸費	6,165,294	△285,428	5,879,866
	2 介 護 予 防 サービス等諸費	499,264	△27,598	471,666
	3 そ の 他 諸 費	10,486	△1,856	8,630
	4 高 額 介 護 サービス等費	130,282	△16,112	114,170
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サービス等費	30,792	△3,101	27,691
	6 特 定 入 所 者 介 護 サービス等費	193,494	△21,417	172,077
4 地 域 支 援 事 業 費		169,532	△1,841	167,691
	1 介 護 予 防 事 業 費	72,510	△1,841	70,669
8 予 備 費		9,623	△460	9,163
	1 予 備 費	9,623	△460	9,163
歳 出 合 計		7,556,168	△365,080	7,191,088

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			△7,267
			△5,801
			△67
			△1,309
			△90
△144,039		△167,033	△44,440
△116,730		△133,017	△35,681
△11,078		△13,071	△3,449
△700		△924	△232
△6,137		△7,961	△2,014
△1,192		△1,521	△388
△8,202		△10,539	△2,676
△690		△921	△230
△690		△921	△230
			△460
			△460
△144,729		△167,954	△52,397

2 歳 入

款 1 保 險 料

項 1 介 護 保 險 料

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 第1号被保険者保険料	千円 1,434,156	千円 9,352	千円 1,443,508	1 現年賦課分特別徴収保険料	千円 11,752
				2 現年賦課分普通徴収保険料	△ 3,311
				3 滞納繰越分普通徴収保険料	911

款 3 国庫支出金

項 1 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 介護給付費負担金	千円 1,248,298	△ 千円 64,399	千円 1,183,899	1 現年度分	△ 千円 64,399

款 3 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 調整交付金	千円 290,322	△ 千円 28,498	千円 261,824	1 現年度分調整交付金	△ 千円 28,498
2 地域支援事業交付金（介護予防事業）	18,128	△ 460	17,668	1 現年度分	△ 460

説	明	千円
1 現年度分特別徴収保険料	(介護福祉課)	11,752
1 現年度分普通徴収保険料	(介護福祉課) △	3,110
2 過年度分普通徴収保険料	(介護福祉課) △	201
1 滞納繰越分普通徴収保険料	(介護福祉課)	911

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第121条)	(介護福祉課) △	64,399

説	明	千円
1 現年度分調整交付金 (介護保険法第122条)	(介護福祉課) △	28,498
1 現年度分 (介護保険法第122条の2第1項)	(介護福祉課) △	460

款 4 支払基金交付金

項 1 支払基金交付金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 介護給付費交付金	千円 2,038,587	千円 △ 103,098	千円 1,935,489	1 現年度分	千円 △ 103,098
2 地域支援事業支援交付金	21,028	△ 534	20,494	1 現年度分	△ 534

款 5 都支出金

項 1 都負担金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 介護給付費負担金	千円 1,036,326	千円 △ 51,142	千円 985,184	1 現年度分	千円 △ 51,142

款 5 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 地域支援事業交付金(介護予防事業)	千円 9,064	千円 △ 230	千円 8,834	1 現年度分	千円 △ 230

款 8 繰入金

項 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 介護給付費繰入金	千円 878,702	千円 △ 44,439	千円 834,263	1 現年度分	千円 △ 44,439

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第125条)	(介護福祉課) △	103,098
1 現年度分 (介護保険法第126条)	(介護福祉課) △	534

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第123条第1項)	(介護福祉課) △	51,142

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第123条第3項)	(介護福祉課) △	230

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第124条第1項)	(介護福祉課) △	44,439

款 8 繰入金

項 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
2 地域支援事業繰入金（介護予防事業）	千円 9,064	千円 △ 230	千円 8,834	1 現年度分	千円 △ 230
4 その他一般会計繰入金	254,469	△ 7,728	246,741	1 職員給与費等繰入金	△ 6,419
				2 事務費繰入金	△ 1,309

款 8 繰入金

項 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 介護給付費準備基金繰入金	千円 145,482	千円 △ 73,674	千円 71,808	1 介護給付費準備基金繰入金	千円 △ 73,674

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第124条第3項)	(介護福祉課) △	230
1 職員給与費等繰入金	(介護福祉課) △	6,419
1 要介護認定事務費繰入金	(介護福祉課) △	1,309

説	明	千円
1 介護給付費準備基金繰入金	(介護福祉課) △	73,674

3 歳 出

款 1 総 務 費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	152,374	△ 5,597	146,777			
2 運営協議会費	1,441	△ 170	1,271			
3 介護給付適正化事業費	480	△ 34	446			

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
△ 5,597				
△ 5,401	2 給料	△ 2,772	1 職員人件費その他 ()	△ 5,401
	3 職員手当等	△ 2,039	(1) 介護福祉課関係経費	△ 2,071
	4 共済費	△ 649	2 給 料	(△ 867)
	7 賃金	△ 139	一般職給料	△ 867
	9 旅費	59	3 職員手当等	(△ 1,073)
	11 需用費	△ 36	4 共 済 費	(△ 190)
	5 印刷製本費	△ 36	9 旅 費	(59)
	13 委託料	△ 21	普通旅費	59
△ 196			(2) 介護福祉課関係経費(再任用職員)	△ 3,330
			2 給 料	(△ 1,905)
			再任用職員給料	△ 1,905
			3 職員手当等	(△ 966)
			4 共 済 費	(△ 459)
			2 介護保険事業運営に要する経費 (介護福祉課)	△ 196
			7 賃 金	(△ 139)
			事務補助員賃金	△ 139
			11 需 用 費	(△ 36)
			印刷製本費	△ 36
			13 委 託 料	(△ 21)
			損害賠償請求事務委託料	△ 21
△ 170				
△ 170	1 報酬	△ 170	1 介護保険運営協議会に要する経費 (介護福祉課)	△ 170
			1 報 酬	(△ 170)
			介護保険運営協議会委員報酬	△ 120
			地域包括支援センター運営協議専門委員会委員報酬	△ 30
			地域密着型サービス運営専門委員会委員報酬	△ 20
△ 34				
△ 34	7 賃金	1	1 介護給付適正化事業に要する経費 (介護福祉課)	△ 34
	11 需用費	△ 25	7 賃 金	(1)
	5 印刷製本費	△ 25	事務補助員賃金	1
	12 役務費	△ 10	11 需 用 費	(△ 25)
	2 電話料	△ 10	印刷製本費	△ 25
			12 役 務 費	(△ 10)
			電 話 料	△ 10

款 1 総務費

項 2 徴収費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 賦課徴収費	4,682	△ 67	4,615			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 67			
△ 67	7 賃金	△ 20	1 介護保険料の賦課徴収に要する経費 (介護福祉課) △ 67
	11 需用費 5 印刷製本費	△ 1 △ 1	7 賃金 (△ 20) 事務補助員賃金 △ 20
	13 委託料	△ 46	11 需用費 (△ 1) 印刷製本費 △ 1 13 委託料 (△ 46) コンビニ等収納代行委託料 △ 46

款 1 総務費

項 3 介護認定審査会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 介護認定審査会費	23,115	△ 1,139	21,976			
2 認定調査等費	53,834	△ 170	53,664			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 1,139			
△ 1,139	1 報酬	△ 1,118	1 介護認定審査会に要する経費 (介護福祉課) △ 1,139
	12 役務費 1 郵便料	△ 21 △ 21	1 報 酬 (△ 1,118) 介護認定審査会委員報酬 △ 1,118 12 役 務 費 (△ 21) 郵 便 料 △ 21
△ 170			
△ 170	1 報酬	△ 170	1 認定調査等に要する経費 (介護福祉課) △ 170
			1 報 酬 (△ 170) 介護保険非常勤嘱託職員報酬 △ 170

款 1 総務費

項 5 計画策定委員会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 計画策定委員会費	14,850	△ 90	14,760			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 90			
△ 90	8 報償費	△ 90	1 介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画策定委員会に要する経費 (介護福祉課) △ 90 8 報償費 (△ 90) 介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画策定委員会委員謝礼 △ 90

款 2 保険給付費

項 1 介護サービス等諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
千円	千円	千円	千円	千円	千円	
1 居宅介護サービス給付費	3,318,240	△ 122,233	3,196,007	△ 51,396		△ 55,557
				△ 51,396		△ 55,557
3 地域密着型介護サービス給付費	492,737	△ 119,234	373,503	△ 44,448		△ 59,882
				△ 44,448		△ 59,882
5 施設介護サービス給付費	2,002,636	△ 31,034	1,971,602	△ 15,449		△ 11,705
				△ 15,449		△ 11,705
7 居宅介護福祉用具購入費	14,221	△ 720	13,501	△ 292		△ 338
				△ 292		△ 338
8 居宅介護住宅改修費	34,500	△ 6,500	28,000	△ 2,440		△ 3,247
				△ 2,440		△ 3,247
9 居宅介護サービス計画給付費	302,125	△ 5,707	296,418	△ 2,705		△ 2,288
				△ 2,705		△ 2,288

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 15,280			
△ 15,280	19 負担金補助及び交付金	△ 122,233	1 居宅介護サービス給付費に要する経費 (介護福祉課) △ 122,233 19 負担金補助及び交付金 (△ 122,233) 居宅介護サービス給付費 △ 122,233
△ 14,904			
△ 14,904	19 負担金補助及び交付金	△ 119,234	1 地域密着型介護サービス給付費に要する経費 (介護福祉課) △ 119,234 19 負担金補助及び交付金 (△ 119,234) 地域密着型介護サービス給付費 △ 119,234
△ 3,880			
△ 3,880	19 負担金補助及び交付金	△ 31,034	1 施設介護サービス給付費に要する経費 (介護福祉課) △ 31,034 19 負担金補助及び交付金 (△ 31,034) 施設介護サービス給付費 △ 31,034
△ 90			
△ 90	19 負担金補助及び交付金	△ 720	1 居宅介護福祉用具購入費に要する経費 (介護福祉課) △ 720 19 負担金補助及び交付金 (△ 720) 居宅介護福祉用具購入費 △ 720
△ 813			
△ 813	19 負担金補助及び交付金	△ 6,500	1 居宅介護住宅改修費に要する経費 (介護福祉課) △ 6,500 19 負担金補助及び交付金 (△ 6,500) 居宅介護住宅改修費 △ 6,500
△ 714			
△ 714	19 負担金補助及び交付金	△ 5,707	1 居宅介護サービス計画給付費に要する経費 (介護福祉課) △ 5,707 19 負担金補助及び交付金 (△ 5,707) 居宅介護サービス計画給付費 △ 5,707

款 2 保険給付費

項 2 介護予防サービス等諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 介護予防サービス給付費	424,988	△ 29,133	395,855	△ 11,492		△ 14,000
				△ 11,492		△ 14,000
3 地域密着型介護予防サービス給付費	3,738	△ 2,180	1,558	△ 802		△ 1,106
				△ 802		△ 1,106
6 介護予防住宅改修費	16,125	2,125	18,250	740		1,120
				740		1,120
7 介護予防サービス計画給付費	49,910	1,590	51,500	476		915
				476		915

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 3,641			
△ 3,641	19 負担金補助及び交付金	△ 29,133	1 介護予防サービス給付費に要する経費 (介護福祉課) △ 29,133 19 負担金補助及び交付金 (△ 29,133) 介護予防サービス給付費 △ 29,133
△ 272			
△ 272	19 負担金補助及び交付金	△ 2,180	1 地域密着型介護予防サービス給付費に要する経費 (介護福祉課) △ 2,180 19 負担金補助及び交付金 (△ 2,180) 地域密着型介護予防サービス給付費 △ 2,180
265			
265	19 負担金補助及び交付金	2,125	1 介護予防住宅改修費に要する経費 (介護福祉課) 2,125 19 負担金補助及び交付金 (2,125) 介護予防住宅改修費 2,125
199			
199	19 負担金補助及び交付金	1,590	1 介護予防サービス計画給付費に要する経費 (介護福祉課) 1,590 19 負担金補助及び交付金 (1,590) 介護予防サービス計画給付費 1,590

款 2 保険給付費

項 3 その他諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 審査支払手数料	10,486	△ 1,856	8,630	△ 700		△ 924
				△ 700		△ 924

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 232			
△ 232	12 役務費 5 手数料	△ 1,856 △ 1,856	1 審査支払事務に要する経費 (介護福祉課) △ 1,856
			12 役 務 費 (△ 1,856) 介護給付費審査支払手数料 △ 1,856

款 2 保険給付費

項 4 高額介護サービス等費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 高額介護サービス費	129,967	△ 16,112	113,855	△ 6,137		△ 7,961
				△ 6,137		△ 7,961

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 2,014			
△ 2,014	19 負担金補助及び交付金	△ 16,112	1 高額介護サービス費に要する 経費 (介護福祉課) △ 16,112
			19 負担金補助及び交付金 (△ 16,112) 高額介護サービス費 △ 16,112

款 2 保険給付費

項 5 高額医療合算介護サービス等費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 高額医療合算介護サービス費	29,791	△ 3,101	26,690	△ 1,192		△ 1,521
				△ 1,192		△ 1,521

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 388			
△ 388	19 負担金補助及び交付金	△ 3,101	<u>1 高額医療合算介護サービス費</u> <u>に要する経費</u> (介護福祉課) △ 3,101
			19 負担金補助及び交付金 (△ 3,101) 高額医療合算介護サービス費 △ 3,101

款 2 保険給付費

項 6 特定入所者介護サービス等費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 特定入所者介護サービス費	193,235	△ 21,417	171,818	△ 8,202		△ 10,539
				△ 8,202		△ 10,539

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 2,676			
△ 2,676	19 負担金補助及び交付金	△ 21,417	1 特定入所者介護サービス費に 要する経費 (介護福祉課) △ 21,417
			19 負担金補助及び交付金 (△ 21,417) 特定入所者介護サービス費 △ 21,417

款 4 地域支援事業費

項 1 介護予防事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 二次予防事業費	54,776	△ 1,633	53,143	△ 611		△ 819
				△ 612		△ 817
2 一次予防事業費	17,734	△ 208	17,526	△ 79		△ 102
				△ 79		△ 103

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 203			
△ 204	7 賃金	△ 20	3 生活機能評価に要する経費 (介護福祉課) △ 1,633
	11 需用費 5 印刷製本費	△ 12 △ 12	7 賃 金 (△ 20) 事務補助員賃金 △ 20
	12 役務費 1 郵便料	△ 916 △ 916	11 需 用 費 (△ 12) 印刷製本費 △ 12
	13 委託料	△ 685	12 役 務 費 (△ 916) 郵 便 料 △ 916
			13 委 託 料 (△ 685) 健康診査封入・封緘委託料 △ 4 基本チェックリスト発送・集計等委託料 △ 681
△ 27			
△ 26	13 委託料	△ 208	1 介護予防普及啓発事業に要する経費 (介護福祉課) △ 208
			13 委 託 料 (△ 208) 介護予防体操普及視聴覚資料作製委託料 △ 208

款 8 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	9,623	△ 460	9,163			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 460			

給与費明細書

特別職

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費						共済費	合計
		報酬	給料	期 末 手 当	勤 勉 手 当	その他 の 手 当	計		
補正後	長 等								
	議 員								
	その他	66	36,482				36,482	2,319	38,801
	計	66	36,482				36,482	2,319	38,801
補正前	長 等								
	議 員								
	その他	66	37,940				37,940	2,366	40,306
	計	66	37,940				37,940	2,366	40,306
比 較	長 等								
	議 員								
	その他		△1,458				△1,458	△47	△1,505
	計		△1,458				△1,458	△47	△1,505

一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考
		給 料	職員手当	計			
補正後	(2) 23	69,306	44,969	114,275	22,938	137,213	
補正前	(3) 20	72,078	47,288	119,366	23,540	142,906	
比 較	(△1) 3	△2,772	△2,319	△5,091	△602	△5,693	

() 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	地域手当	扶養手当	特別調整額	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正後		7,151	1,222	975	1,682	
補正前		7,446	854	1,521	1,823		7,002
比 較		△295	368	△546	△141		△321
区 分	夜間勤務手当	住居手当	退職手当	期末手当	勤勉手当	合 計	
補正後			896		17,424	8,938	44,969
補正前			871		18,204	9,567	47,288
比 較			25		△780	△629	△2,319

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減額の増減事由別内訳		説 明																				
給 料	△ 2,772	その他の増減分	1 給与改定分 0 2 異動等分 △ 2,772 3 再任用給与改定分 0																					
職員手当	△ 2,319	その他の増減分	1 期末・勤勉手当 △ 1,409 (1) 給与改定分 0 (2) 異動等分 △ 1,409 (3) 再任用給与改定分 0 2 その他 △ 910 (1) 給与改定分 0 (2) 異動等分 △ 910 (3) 再任用給与改定分 0	※期末・勤勉手当の支給率 (見込) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6月</th> <th>12月</th> <th>3月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算計上</td> <td>1.80</td> <td>2.20</td> <td>0.20</td> <td>4.20</td> </tr> <tr> <td>支給見込</td> <td>1.80</td> <td>2.20</td> <td>0.20</td> <td>4.20</td> </tr> <tr> <td>超過分</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> </tr> </tbody> </table>	区分	6月	12月	3月	計	予算計上	1.80	2.20	0.20	4.20	支給見込	1.80	2.20	0.20	4.20	超過分	0.00	0.00	0.00	0.00
区分	6月	12月	3月	計																				
予算計上	1.80	2.20	0.20	4.20																				
支給見込	1.80	2.20	0.20	4.20																				
超過分	0.00	0.00	0.00	0.00																				

(3) 職員1人当たりの給料月額、給与月額及び平均年齢の状況

区 分		一般行政職	技能労務職
		平成26年12月1日現在	平均給料月額 266,796円
平成26年12月1日現在	平均給与月額	340,421円	—
	平均年齢	35歳 8月	—
	平成25年12月1日現在	平均給料月額	278,948円
平成25年12月1日現在	平均給与月額	339,239円	—
	平均年齢	35歳 7月	—

議案第5号

平成26年度

小金井市

後期高齢者医療特別会計

補正予算

(第2回)

平成26年度小金井市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）

平成26年度小金井市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ24,963千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,396,970千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年2月23日提出

東京都小金井市長 稲葉孝彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		千円 1,347,791	千円 △20,974	千円 1,326,817
	1 後期高齢者医療保険料	1,347,791	△20,974	1,326,817
3 繰入金		996,864	△7,089	989,775
	1 他会計繰入金	996,864	△7,089	989,775
5 諸収入		67,028	3,100	70,128
	3 受託事業収入	56,924	3,100	60,024
歳入合計		2,421,933	△24,963	2,396,970

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		千円 29,050	千円 3,100	千円 32,150
	1 葬祭費	29,050	3,100	32,150
3 広域連合納付金		2,306,378	△28,063	2,278,315
	1 広域連合納付金	2,306,378	△28,063	2,278,315
歳出合計		2,421,933	△24,963	2,396,970

議案第5号資料

平成 26 年 度

小 金 井 市

後 期 高 齡 者 医 療 特 別 会 計

補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

(第 2 回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療 保 険 料		千円 1,347,791	千円 △20,974	千円 1,326,817
	1 後期高齢者医療保険料	1,347,791	△20,974	1,326,817
3 繰 入 金		996,864	△7,089	989,775
	1 他 会 計 繰 入 金	996,864	△7,089	989,775
5 諸 収 入		67,028	3,100	70,128
	3 受 託 事 業 収 入	56,924	3,100	60,024
歳 入 合 計		2,421,933	△24,963	2,396,970

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保 険 給 付 費		千円 29,050	千円 3,100	千円 32,150
	1 葬 祭 費	29,050	3,100	32,150
3 広域連合納付金		2,306,378	△28,063	2,278,315
	1 広域連合納付金	2,306,378	△28,063	2,278,315
歳 出 合 計		2,421,933	△24,963	2,396,970

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
		3,100	
		3,100	
		△28,063	
		△28,063	
		△24,963	

2 歳 入

款 1 後期高齢者医療保険料

項 1 後期高齢者医療保険料

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
	千円	千円	千円		千円
1 特別徴収保険料	722,542	△ 100,661	621,881	1 現年度分	△ 100,661
2 普通徴収保険料	625,249	79,687	704,936	1 現年度分	78,884
				2 滞納繰越分	803

款 3 繰 入 金

項 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
	千円	千円	千円		千円
1 一般会計繰入金	996,864	△ 7,089	989,775	1 療養給付費繰入金	12,802
				2 保険基盤安定繰入金	△ 5,375
				4 保険料軽減措置繰入金	△ 14,516

款 5 諸 収 入

項 3 受託事業収入

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
	千円	千円	千円		千円
1 受託事業収入	56,924	3,100	60,024	2 葬祭費受託事業収入	3,100

説	明	千円
1 現年度分 (高齢者の医療の確保に関する法律第104条)	(保険年金課) △	100,661
1 現年度分 (高齢者の医療の確保に関する法律第104条)	(保険年金課)	80,609
2 過年度分 (高齢者の医療の確保に関する法律第104条)	(保険年金課) △	1,725
1 滞納繰越分 (高齢者の医療の確保に関する法律第104条)	(保険年金課)	803

説	明	千円
1 療養給付費繰入金	(保険年金課)	12,802
1 保険基盤安定繰入金	(保険年金課) △	5,375
1 保険料軽減措置繰入金	(保険年金課) △	14,516

説	明	千円
1 葬祭費受託事業収入	(保険年金課)	3,100

3 歳 出

款 2 保険給付費

項 1 葬 祭 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 葬 祭 費	29,050	3,100	32,150			3,100
						3,100

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
	19 負担金補助及び交付金	3,100	1 葬祭費に要する経費 (保険年金課)	3,100
			19 負担金補助及び交付金 葬 祭 費	(3,100) 3,100

款 3 広域連合納付金

項 1 広域連合納付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 広域連合分賦金	2,306,378	△ 28,063	2,278,315			△ 28,063
						△ 28,063

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	19 負担金補助及び交付金	△ 28,063	1 広域連合分賦金に要する経費(保険年金課) △ 28,063
			19 負担金補助及び交付金 (△ 28,063) 療養給付費負担金 12,802 保険料等負担金 △ 20,974 保険基盤安定負担金 △ 5,375 保険料軽減措置負担金 △ 14,516

議案第6号

平成27年度

小金井市一般会計予算

平成27年度小金井市一般会計予算

平成27年度小金井市の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ37,340,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成27年2月23日提出

東京都小金井市長 稲葉孝彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 税		千円 20,126,440
	1 市 民 税	10,684,621
	2 固 定 資 産 税	7,120,588
	3 軽 自 動 車 税	47,540
	4 市 た ば こ 税	538,885
	5 都 市 計 画 税	1,734,806
2 地 方 譲 与 税		152,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	48,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	104,000
3 利 子 割 交 付 金		138,000
	1 利 子 割 交 付 金	138,000
4 配 当 割 交 付 金		280,000
	1 配 当 割 交 付 金	280,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		173,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	173,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金		2,401,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	2,401,000
7 自 動 車 取 得 税 交 付 金		60,000
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	60,000
8 地 方 特 例 交 付 金		55,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	55,000
9 地 方 交 付 税		50,000
	1 地 方 交 付 税	50,000
10 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		12,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	12,000
11 分 担 金 及 び 負 担 金		319,507
	1 負 担 金	319,507
12 使 用 料 及 び 手 数 料		864,966
	1 使 用 料	408,510
	2 手 数 料	456,456

款	項	金額
13 国庫支出金		5,937,888 千円
	1 国庫負担金	4,603,873
	2 国庫補助金	1,305,339
	3 委託金	28,676
14 都支出金		5,155,882
	1 都負担金	1,526,980
	2 都補助金	2,966,806
	3 委託金	662,096
15 財産収入		24,533
	1 財産運用収入	2,521
	2 財産売却収入	22,012
16 寄附金		3,221
	1 寄附金	3,221
17 繰入金		583,254
	1 基金繰入金	583,254
18 繰越金		270,000
	1 繰越金	270,000
19 諸収入		270,409
	1 延滞金・加算金及び過料	30,004
	2 預金利息	221
	3 受託事業収入	518
	4 収益事業収入	10,000
	5 雑収入	229,666
20 市債		462,900
	1 市債	462,900
歳入合計		37,340,000

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		403,000
	1 議 会 費	403,000
2 総 務 費		3,383,994
	1 総 務 管 理 費	2,550,841
	2 徴 税 費	459,024
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	191,654
	4 選 挙 費	78,738
	5 統 計 調 査 費	73,550
	6 監 査 委 員 費	30,187
3 民 生 費		17,288,641
	1 社 会 福 祉 費	6,877,887
	2 児 童 福 祉 費	7,192,238
	3 生 活 保 護 費	3,187,868
	4 国 民 年 金 費	30,648
4 衛 生 費		4,022,021
	1 保 健 衛 生 費	937,430
	2 清 掃 費	3,084,591
5 労 働 費		14,246
	1 労 働 諸 費	14,246
6 農 林 水 産 業 費		37,185
	1 農 業 費	37,185
7 商 工 費		176,194
	1 商 工 費	176,194
8 土 木 費		4,207,450
	1 土 木 管 理 費	194,148
	2 道 路 橋 り よ う 費	896,625
	3 河 川 費	2,475
	4 都 市 計 画 費	3,101,929
	5 住 宅 費	12,273
9 消 防 費		1,713,956
	1 消 防 費	1,713,956

款	項	金額
10 教 育 費		3,228,123 千円
	1 教 育 総 務 費	730,861
	2 小 学 校 費	938,871
	3 中 学 校 費	487,774
	4 社 会 教 育 費	735,407
	5 保 健 体 育 費	335,210
11 公 債 費		2,747,909
	1 公 債 費	2,747,909
12 諸 支 出 金		64,720
	1 土 地 基 金 費	1
	2 開 発 公 社 費	64,719
13 予 備 費		52,561
	1 予 備 費	52,561
歳 出 合 計		37,340,000

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
小金井市土地開発公社用地先行取得事業（平成27年度）	平成27年度 ～平成42年度	平成27年度において小金井市土地開発公社が取得する用地等の買取りに要する額
金融機関に対する債務保証	平成27年度 ～平成42年度	小金井市が小金井市土地開発公社に委託した業務につき、同公社が融資を受けた元金及び利子
（仮称）第5次男女共同参画行動計画策定支援委託料	平成28年度	3, 264千円
公共施設等総合管理計画策定支援委託料	平成28年度	5, 654千円
財務会計システム借上料（平成27年度導入分）	平成28年度 ～平成32年度	33, 813千円
固定資産評価資料整備委託料	平成28年度 ～平成29年度	10, 586千円
障害者福祉センター指定管理委託料	平成27年度 ～平成32年度	障害者福祉センターの管理運営に要する額
本町高齢者住宅サービスセンター指定管理委託料	平成27年度 ～平成32年度	本町高齢者住宅サービスセンターの管理運営に要する額

事 項	期 間	限 度 額
福祉会館指定管理委託料	平成27年度 ～平成29年度	福祉会館の管理運営に要する額
空調設備機器借上料	平成28年度 ～平成37年度	33,523千円
自転車駐車場指定管理委託料	平成27年度 ～平成32年度	自転車駐車場の管理運営に要する額
防災行政無線デジタル化工事	平成28年度	290,682千円
GHPエアコン借上料その1 (平成27年度導入分)	平成28年度 ～平成37年度	8,360千円
GHPエアコン借上料その2 (平成27年度導入分)	平成28年度 ～平成37年度	16,310千円

第 3 表 地方債

番号	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	備考
1	東小金井駅北口土地区画整理事業	千円 170,000	証書借入 又は 証券発行	4.5%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入の時から据置期間を含み、30年以内に償還する。 ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還年限を短縮し、もしくは繰上償還をし、又は低利債に借換えすることができる。	借入年度 平成27年度 ただし、事業の進捗又は財源その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り越して借り入れることができる。
2	都市計画道路3・4・12号線整備事業	36,400				
3	J R 中央本線まちづくり側道整備事業	17,900				
4	みなみ学童保育所建替事業	45,600				
5	防災行政無線デジタル化整備事業	193,000				
合 計		462,900				

議案第7号

平成27年度

小金井市

国民健康保険特別会計予算

平成27年度小金井市国民健康保険特別会計予算

平成27年度小金井市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,452,411千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成27年2月23日提出

東京都小金井市長 稲葉孝彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険税		千円 2,791,799
	1 国民健康保険税	2,791,799
2 使用料及び手数料		1
	1 手 数 料	1
3 国 庫 支 出 金		2,117,875
	1 国 庫 負 担 金	2,069,875
	2 国 庫 補 助 金	48,000
4 療養給付費等交付金		401,711
	1 療養給付費等交付金	401,711
5 前期高齢者交付金		2,203,849
	1 前期高齢者交付金	2,203,849
6 都 支 出 金		803,726
	1 都 負 担 金	82,698
	2 都 補 助 金	721,028
7 共 同 事 業 交 付 金		2,620,089
	1 共 同 事 業 交 付 金	2,620,089
8 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
9 繰 入 金		1,492,881
	1 他 会 計 繰 入 金	1,492,881
10 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
11 諸 収 入		20,478
	1 延滞金・加算金及び過料	14,605
	2 雑 入	5,873
歳 入 合 計		12,452,411

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		181,129 <small>千円</small>
	1 総 務 管 理 費	146,915
	2 徴 税 費	34,214
2 保 險 給 付 費		7,170,107
	1 療 養 諸 費	6,250,870
	2 高 額 療 養 費	831,317
	3 移 送 費	46
	4 出 産 育 児 諸 費	72,034
	5 葬 祭 費	6,200
	6 結核・精神医療給付費	9,640
3 後期高齢者支援金等		1,470,922
	1 後期高齢者支援金等	1,470,922
4 前期高齢者納付金等		802
	1 前期高齢者納付金等	802
5 老人保健拠出金		53
	1 老人保健拠出金	53
6 介護納付金		605,556
	1 介護納付金	605,556
7 共同事業拠出金		2,767,086
	1 共同事業拠出金	2,767,086
8 保健事業費		123,010
	1 特定健康診査等事業費	108,948
	2 保健事業費	14,062
9 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
10 公 債 費		64,201
	1 公 債 費	64,201
11 諸 支 出 金		11,928
	1 償還金及び還付金	11,928
12 予 備 費		57,616
	1 予 備 費	57,616
歳 出 合 計		12,452,411

議案第8号

平成27年度

小金井市

下水道事業特別会計予算

平成27年度小金井市下水道事業特別会計予算

平成27年度小金井市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,522,658千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、60,000千円と定める。

平成27年2月23日提出

東京都小金井市長 稲葉孝彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 2
	1 負 担 金	2
2 使用料及び手数料		981,666
	1 使 用 料	981,483
	2 手 数 料	183
3 国 庫 支 出 金		20,230
	1 国 庫 補 助 金	20,230
4 都 支 出 金		1,263
	1 都 補 助 金	1,263
5 寄 附 金		1
	1 寄 附 金	1
6 繰 入 金		409,419
	1 他 会 計 繰 入 金	409,419
7 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
8 諸 収 入		76
	1 延 滞 金 及 び 過 料	2
	2 雑 入	74
9 市 債		110,000
	1 市 債	110,000
歳 入 合 計		1,522,658

歳 出

款	項	金 額
1 下 水 道 費		千円 1,365,540
	1 下 水 道 管 理 費	1,094,976
	2 下 水 道 建 設 費	270,564
2 基 金 積 立 金		1
	1 基 金 積 立 金	1
3 公 債 費		147,927
	1 公 債 費	147,927
4 予 備 費		9,190
	1 予 備 費	9,190
歳 出 合 計		1,522,658

第 2 表 地方債

番号	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	備考
1	公共下水道事業	90,000	証書借入 又は 証券発行	4.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入の時から据置期間を含み、30年以内に償還する。 ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還年限を短縮し、もしくは繰上償還をし、又は低利債に借換えすることができる。	借入年度平成25年度 ただし、事業の進捗又はその他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰越して借り入れることができる。
2	流域下水道事業	20,000				
合計		110,000				

議案第9号

平成27年度

小金井市

介護保険特別会計予算

平成27年度小金井市介護保険特別会計予算

平成27年度小金井市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,557,915千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成27年2月23日提出

東京都小金井市長 稲葉孝彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 保 險 料		1,681,853
	1 介 護 保 險 料	1,681,853
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1
	1 手 数 料	1
3 国 庫 支 出 金		1,611,078
	1 国 庫 負 担 金	1,266,731
	2 国 庫 補 助 金	344,347
4 支 払 基 金 交 付 金		2,004,692
	1 支 払 基 金 交 付 金	2,004,692
5 都 支 出 金		1,074,133
	1 都 負 担 金	1,043,411
	2 都 補 助 金	30,722
6 財 産 収 入		64
	1 財 産 運 用 収 入	62
	2 財 産 売 払 収 入	2
7 寄 附 金		1
	1 寄 附 金	1
8 繰 入 金		1,186,000
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,186,000
	0 基 金 繰 入 金	0
9 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
10 諸 収 入		92
	1 延 滞 金 ・ 加 算 金 及 び 過 料	3
	2 雑 入	89
歳 入 合 計		7,557,915

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		250,906
	1 総 務 管 理 費	158,749
	2 徴 収 費	4,641
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	79,193
	4 趣 旨 普 及 費	8,323
	0 計 画 策 定 委 員 会 費	0
2 保 険 給 付 費		7,108,127
	1 介 護 サービス等諸費	6,269,653
	2 介 護 予 防 サービス等諸費	501,106
	3 そ の 他 諸 費	8,048
	4 高 額 介 護 サービス等費	141,425
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サービス等費	30,530
3 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金		1
	1 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1
4 地 域 支 援 事 業 費		176,032
	1 介 護 予 防 事 業 費	51,464
	2 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	124,544
	3 そ の 他 諸 費	24
5 基 金 積 立 金		14,796
	1 基 金 積 立 金	14,796
6 公 債 費		48
	1 公 債 費	48
7 諸 支 出 金		5,723
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	5,723
8 予 備 費		2,282
	1 予 備 費	2,282
歳 出 合 計		7,557,915

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
本町高齢者在宅サービスセンター指定管理委託料	平成27年度 ～平成32年度	本町高齢者在宅サービスセンターの管理運営に要する額

議案第10号

平成27年度

小金井市

後期高齢者医療特別会計予算

平成27年度小金井市後期高齢者医療特別会計予算

平成27年度小金井市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,448,039千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成27年2月23日提出

東京都小金井市長 稲葉孝彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		千円 1,338,320
	1 後期高齢者医療保険料	1,338,320
2 使用料及び手数料		1
	1 手 数 料	1
3 繰 入 金		1,028,769
	1 他 会 計 繰 入 金	1,028,769
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		80,948
	1 延滞金加算金及び過料	2
	2 償還金及び還付加算金	2,510
	3 受 託 事 業 収 入	75,665
	4 雑 入	2,771
歳 入 合 計		2,448,039

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 4,954
	1 総 務 管 理 費	1,934
	2 徴 収 費	3,020
2 保 險 給 付 費		30,100
	1 葬 祭 費	30,100
3 広 域 連 合 納 付 金		2,342,552
	1 広 域 連 合 納 付 金	2,342,552
4 保 健 事 業 費		67,920
	1 保 健 事 業 費	67,920
5 諸 支 出 金		2,510
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	2,510
6 予 備 費		3
	1 予 備 費	3
歳 出 合 計		2,448,039

議案第11号

固定資産評価員の選任に関し同意を求めることについて

小金井市固定資産評価員の選任に関し同意を求める。

平成27年2月23日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

平成26年11月5日欠員となった固定資産評価員の後任を選任するため、本案を提出するものであります。

固定資産評価員の選任に関し同意を求めることについて

小金井市固定資産評価員に、次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 埼玉県志木市本町六丁目24番16号

氏 名 川 上 秀 一

生年月日 昭和41年8月20日

職 業 地方公務員

議案第11号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 埼玉県志木市本町六丁目24番16号

氏 名 川 上 秀 一

生年月日 昭和41年8月20日

学 歴

平成元年3月 学習院大学法学部卒業

職 歴

平成2年4月 東京都に採用され総務局商科・立川短期大学事務局経営学科事務室に所属

平成16年4月 港区保健福祉部副参事(高齢者計画・調整担当)に昇任

平成24年4月 主税局総務部総務課長(統括課長)に昇任

平成26年4月 小金井市副市長に就任し、現在に至る。

賞 罰

な し

議案第12号

小金井市行政手続条例の一部を改正する条例

小金井市行政手続条例の一部を別紙のように改正する。

平成27年2月23日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

行政手続法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市行政手続条例の一部を改正する条例

小金井市行政手続条例（平成8年条例第12号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 申請に対する処分（第5条—第11条）

第3章 不利益処分

第1節 通則（第12条—第14条）

第2節 聴聞（第15条—第26条）

第3節 弁明の機会の付与（第27条—第29条）

第4章 行政指導（第30条—第34条の2）

第4章の2 処分等の求め（第34条の3）

第5章 届出（第35条）

付則

第2条第1項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、同項第5号中「もしくは条例等」を削り、同号を同項第6号とし、同項第4号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同項第1号中「条例及び」を「市の条例及び」に改め、「同じ。）」の次に「並びに地方自治法第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定に基づき、市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第107号）、東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第115号）その他の東京都条例により市が処理することとされた事務について規定する東京都の条例及び東京都の執行機関の規則」を加え、同号の次に次の1号を加える。

(2) 法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）及び条例等をいう。

第2条第2項中「同項第2号」を「同項第3号」に改め、「第32条」の次に「及び第33条第2項」を加え、「同項第3号」を「前項第4号」に改め、「又は条例等」を削る。

第3条中「第4章」を「第4章の2」に改める。

第4条第1項及び第13条から第15条までの規定中「名あて人」を「名宛人」に

改める。

第19条第2項第4号中「ことのある」を削る。

第22条第3項及び第28条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第33条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第4章中第34条の次に次の1条を加える。

(行政指導の中止等の求め)

第34条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置を採ることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置を採らなければならない。

第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 処分等の求め

第34条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分の根拠となる条例等又は行政指導の根拠となる法律もしくは条例の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(小金井市市税条例の一部改正)

2 小金井市市税条例（平成20年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第2条第1項第6号」を「第2条第1項第7号」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

(小金井市都市計画税条例の一部改正)

3 小金井市都市計画税条例（平成20年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第2条第1項第6号」を「第2条第1項第7号」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

(小金井市国民健康保険税条例の一部改正)

- 4 小金井市国民健康保険税条例（平成20年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第2条第1項第6号」を「第2条第1項第7号」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

小金井市行政手続条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 総則 (第1条—第4条)</u></p> <p><u>第2章 申請に対する処分 (第5条—第11条)</u></p> <p><u>第3章 不利益処分</u></p> <p><u>第1節 通則 (第12条—第14条)</u></p> <p><u>第2節 聴聞 (第15条—第26条)</u></p> <p><u>第3節 弁明の機会の付与 (第27条—第29条)</u></p> <p><u>第4章 行政指導 (第30条—第34条の2)</u></p> <p><u>第4章の2 処分等の求め (第34条の3)</u></p> <p><u>第5章 届出 (第35条)</u></p> <p><u>付則</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 条例等 市の条例及び規則 (地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。)並びに地方自治法第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第162号) 第55条第1項の規定に基づき、市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例 (平成11年東京都条例第107号)、東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例 (平成11年東京都条例第115号) その他の東京都条例により市が処理することとされた事務について規定する東京都の条例及び東京都の執行機関の規則をいう。</p>	<p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 総則 (第1条—第4条)</u></p> <p><u>第2章 申請に対する処分 (第5条—第11条)</u></p> <p><u>第3章 不利益処分</u></p> <p><u>第1節 通則 (第12条—第14条)</u></p> <p><u>第2節 聴聞 (第15条—第26条)</u></p> <p><u>第3節 弁明の機会の付与 (第27条—第29条)</u></p> <p><u>第4章 行政指導 (第30条—第34条)</u></p> <p><u>第5章 届出 (第35条)</u></p> <p><u>付則</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 条例等 条例及び規則 (地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。)をいう。</p>	<p>章の新設及び規定の整備</p> <p>用語の定義の整備</p>

<p>(2) 法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）及び条例等をいう。</p>	<p>用語の定義の整備</p>
<p>(3) 省略</p>	<p>号の繰下げ</p>
<p>(4) 省略</p>	<p>同上</p>
<p>(5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名宛人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。</p>	<p>号の繰下げ及び規定の整備</p>
<p>ア 省略</p>	
<p>イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名宛人としてされる処分</p>	
<p>ウ 名宛人となるべき者の同意の下にすることとされている処分</p>	
<p>エ 省略</p>	
<p>(6) 市の機関 地方自治法第2編第7章に基づいて設置される小金井市の執行機関又はその機関の職員であって法令により独立に権限を行使することを認められた職員をいう。</p>	<p>同上</p>
<p>(7) 省略</p>	<p>号の繰下げ</p>
<p>(8) 省略</p>	<p>同上</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、同項第3号に掲げる用語の意義は第32条及び第33条第2項において同号中「条例等に基づく行政庁」とあるのは「行政庁」と、前項第4号に掲げる用語の意義は第31条において同号中「条例等」とあるのは「法令」とする。 (適用除外)</p>	<p>規定の整備</p>
<p>第3条 処分又は行政指導で行政手続法（平成5年法律第8号）第3条第1項各号に掲げるものについては、次章から第4章までの規定は、適用しない。 (市の機関等に対する処分等の適用除外)</p>	<p>同上</p>

第4条 国の機関、東京都の機関又は特別区、市町村その他の地方公共団体もしくははその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名宛人となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。

2 省略

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 省略

ア 省略

イ アに規定するもののほか、名宛人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ 省略

(2) 省略

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1)

}

(4) 省略

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名宛人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければ

第4条 国の機関、東京都の機関又は特別区、市町村その他の地方公共団体もしくははその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名宛人となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。

2 省略

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 省略

ア 省略

イ アに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ 省略

(2) 省略

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1)

}

(4) 省略

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければ

ならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名宛人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならぬ。

3 省略

(聴聞の通知の方式)

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならぬ。

- (1) 省略
- (2) 省略
- (4) 省略

2 省略

3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつてもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(聴聞の主宰)

第19条 省略

2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することとができない。

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 省略

ばならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名宛人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならぬ。

3 省略

(聴聞の通知の方式)

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならぬ。

- (1) 省略
- (2) 省略
- (4) 省略

2 省略

3 行政庁は、不利益処分の名宛て人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつてもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(聴聞の主宰)

第19条 省略

2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することとができない。

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 省略

規定の整備

同上

<p>(4) 前3号に規定する者であった者 (5) 省略 (6) 省略 (続行期日の指定) 第22条 省略 2 省略</p>	<p>(4) 前3号に規定する者であったことのある者 (5) 省略 (6) 省略 (続行期日の指定) 第22条 省略 2 省略</p>	<p>規定の整備</p>
<p>3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあり、同日以降の通知に当たっては、掲示を始めた日の翌日」と読み替えるものとする。</p>	<p>3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあり、同日以降の通知に当たっては、掲示を始めた日の翌日」と読み替えるものとする。</p>	<p>同上</p>
<p>(弁明の機会の付与の通知の方式) 第28条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) 省略 (2) 省略 (3) 省略 (行政指導の方式) 第33条 省略</p>	<p>(弁明の機会の付与の通知の方式) 第28条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) 省略 (2) 省略 (3) 省略 (行政指導の方式) 第33条 省略</p>	<p>同上</p>
<p>2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。</p> <p>(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項 (2) 前号の条項に規定する要件</p>	<p>2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。</p> <p>(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項 (2) 前号の条項に規定する要件</p>	<p>行政指導の方式に関する規定の追加</p>

(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

4 省略
第34条 省略
(行政指導の中止等の求め)

第34条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置を採ることを求めることができ。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

(2) 当該行政指導の内容

(3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項

(4) 前号の条項に規定する要件

(5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由

(6) その他参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置を採らなければならない。

第4章の2 処分等の求め

2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

3 省略
第34条 省略

項の繰下げ及び規定の整備

項の繰下げ

行政指導の中止等の求めに関する規定の追加

第34条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

(2) 法令に違反する事実の内容

(3) 当該処分又は行政指導の内容

(4) 当該処分の根拠となる条例等又は行政指導の根拠となる法律もしくは条例の条項

(5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由

(6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

付 則
(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(小金井市市税条例の一部改正)
- 2 小金井市市税条例（平成20年条例第26号）の一部を次のように改正する。
第4条第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第2条第1項第6号」を「第2条第1項第7号」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

	<p>(小金井市都市計画税条例の一部改正)</p> <p>3 小金井市都市計画税条例(平成20年条例第27号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第7条第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第2条第1項第6号」を「第2条第1項第7号」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。</p> <p>(小金井市国民健康保険税条例の一部改正)</p> <p>4 小金井市国民健康保険税条例(平成20年条例第28号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第26条第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第2条第1項第6号」を「第2条第1項第7号」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。</p>
--	--

議案第13号

特別職の給与に関する条例の特例に関する条例

特別職の給与に関する条例の特例に関する条例を別紙のように制定する。

平成27年2月23日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

本市における財政状況を踏まえ、更なる行財政改革の推進を図るといふ、市長等としての姿勢を明確にするため、本案を提出するものであります。

特別職の給与に関する条例の特例に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市長及び副市長に支給する給料について、特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第22号）第2条第1項の特例を定めることを目的とする。

(給料の特例)

第2条 平成27年2月23日に在職する市長（以下単に「市長」という。）の任期中に限り、市長に支給する給料月額が868,500円と、副市長に支給する給料月額が783,750円とする。

(退職手当の基礎となる給料月額)

第3条 市長及び副市長の職にあった者に対し、退職手当を支給する場合には、前条の規定は、適用しない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この条例は、市長の退職の日の翌日に、その効力を失う。

議案第14号

小金井市教育委員会事務局等職員給与条例の特例に関する条例

小金井市教育委員会事務局等職員給与条例の特例に関する条例を別紙のように制定する。

平成27年2月23日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

本市における財政状況を踏まえ、更なる行財政改革の推進を図るといふ、教育長としての姿勢を明確にするため、本案を提出するものであります。

小金井市教育委員会事務局等職員給与条例の特例に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、教育委員会教育長に支給する給料について、小金井市教育委員会事務局等職員給与条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第 号。以下「給与条例等改正条例」という。）による改正前の小金井市教育委員会事務局等職員給与条例（昭和28年条例第17号）第2条第1項（給与条例等改正条例付則第2項の場合を含む。）の特例を定めることを目的とする。

(給料の特例)

第2条 平成27年2月23日に在職する市長の任期中に限り、教育長に支給する給料月額、726,750円とする。

(退職手当の基礎となる給料月額)

第3条 教育長の職にあった者に対し、退職手当を支給する場合には、前条の規定は、適用しない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この条例は、平成27年9月30日限り、その効力を失う。

議案第15号

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

小金井市国民健康保険税条例の一部を別紙のように改正する。

平成27年2月23日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

国民健康保険事業の円滑な財政運営を確保するため、国民健康保険税額を改定する必要があることから、本案を提出するものであります。

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

小金井市国民健康保険税条例（平成20年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及び資産割額」を削り、同項ただし書中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項ただし書中「16万円」を「17万円」に改め、同条第4項ただし書中「14万円」を「16万円」に改める。

第3条第1項中「100分の4.80」を「100分の5.50」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第22条中「51万円」を「52万円」に、「16万円」を「17万円」に、「14万円」を「16万円」に改め、同条第2号中「24万5,000円」を「26万円」に改め、同条第3号中「45万円」を「47万円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項ただし書の改正規定、同条第3項ただし書の改正規定、同条第4項ただし書の改正規定及び第22条の改正規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の小金井市国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第15号資料1

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例要綱

1 趣旨

国民健康保険事業の円滑な財政運営を確保するため、国民健康保険税額を改定するものである。

2 改正内容

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の改定

ア 資産割額の廃止（第2条第2項、第4条）

イ 所得割額のおん分率の改定

100分の4.80を100分の5.50に改める（第3条第1項）。

(2) 課税限度額の改定

ア 基礎課税額の課税限度額の改定

51万円を52万円に改める（第2条第2項、第22条）。

イ 後期高齢者支援金等課税額の課税限度額の改定

16万円を17万円に改める（第2条第3項、第22条）。

ウ 介護納付金課税額の課税限度額の改定

14万円を16万円に改める（第2条第4項、第22条）。

(3) 減額基準額の引上げ

ア 5割減額対象基準額の引上げ

国民健康保険税の減額の基準について、5割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を26万円（改正前24万5,000円）に引き上げる（第22条第2号）。

イ 2割減額対象基準額の引上げ

国民健康保険税の減額の基準について、2割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を47万円（改正前45万円）に引き上げる（第22条第3号）。

3 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項ただし書

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(課税額)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>52万円</u>を超える場合は、基礎課税額は、<u>52万円</u>とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>17万円</u>を超える場合は、後期高齢者支援金等課税額は、<u>17万円</u>とする。</p> <p>4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>16万円</u>を超える場合は、介護納付金課税額は、<u>16万円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>51万円</u>を超える場合は、基礎課税額は、<u>51万円</u>とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>16万円</u>を超える場合は、後期高齢者支援金等課税額は、<u>16万円</u>とする。</p> <p>4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>14万円</u>を超える場合は、介護納付金課税額は、<u>14万円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p>	<p>資産割額の廃止 基礎課税額の限度額の改定</p> <p>後期高齢者支援金等課税額の限度額の改定</p> <p>介護納付金課税額の限度額の改定</p>

ア } 省略
イ }
エ }

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき47万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア } 省略
イ }
エ }

付 則
(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項ただし書の改正規定、同条第3項ただし書の改正規定、同条第4項ただし書の改正規定及び第22条の改正規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
(経過措置)

2 この条例による改正後の小金井市国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

ア } 省略
イ }
エ }

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき45万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア } 省略
イ }
エ }

2 割減額対象基準額の引上げ

議案第16号

教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を別紙のように制定する。

平成27年2月23日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育長の職務に専念する義務の特例を規定する必要があるため、本案を提出するものがあります。

教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修の実施に参加するとき。
- (2) 職員の厚生に関する行事の企画及び実施に参加するとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、特に承認を受けたとき。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例の規定は適用しない。

議案第17号

教育長の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

教育長の勤務時間、休日、休暇等に関する条例を別紙のように制定する。

平成27年2月23日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育長の勤務時間等について規定する必要があるため、本案を提出するものであります。

教育長の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、教育長の勤務時間、休日、休暇等について必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間、休日、休暇等)

第2条 教育長の勤務時間、休日、休暇等については、小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和30年条例第28号）の適用を受ける職員の例による。ただし、同条例中「任命権者」とあるのは、「教育委員会」とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例の規定は適用しない。

議案第18号

小金井市教育委員会事務局等職員給与条例等の一部を改正する条例

小金井市教育委員会事務局等職員給与条例等の一部を別紙のように改正する。

平成27年2月23日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育長に関する規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市教育委員会事務局等職員給与条例等の一部を改正する条例

(小金井市教育委員会事務局等職員給与条例の一部改正)

第1条 小金井市教育委員会事務局等職員給与条例(昭和28年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条中「(教育長を除く。)」を削り、同条の条名を削る。

第2条を削る。

(小金井市教育委員会事務局等職員の旅費に関する条例の一部改正)

第2条 小金井市教育委員会事務局等職員の旅費に関する条例(昭和28年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第1条中「小金井市の職員の旅費に関する条例」を「、職員の旅費に関する条例(昭和36年条例第8号)」に改め、同条ただし書を削り、同条の条名を削る。

(小金井市教育委員会事務局等職員退職手当支給条例の一部改正)

第3条 小金井市教育委員会事務局等職員退職手当支給条例(昭和29年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「小金井市教育委員会事務局等職員退職手当支給」を「小金井市教育委員会事務局等職員の退職手当の支給」に改め、同条第2項中「引続き」を「引き続き」に改め、同条の条名を削り、同条第1項に項番号を付する。

第2条を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(小金井市教育委員会事務局等職員給与条例の一部改正に伴う経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号。以下「改正法」という。)附則第2条第1項の場合においては、第1条の規定による改正後の小金井市教育委員会事務局等職員給与条例の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の小金井市教育委員会事務局等職員給与条例の規定は、なおその効力を有する。

(小金井市教育委員会事務局等職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 改正法附則第2条第1項の場合においては、第2条の規定による改正後の小金井市教育委員会事務局等職員の旅費に関する条例の規定は適用せず、第2条の規定に

よる改正前の小金井市教育委員会事務局等職員の旅費に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

(小金井市教育委員会事務局等職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 改正法附則第2条第1項の場合においては、第3条の規定による改正後の小金井市教育委員会事務局等職員退職手当支給条例の規定は適用せず、第3条の規定による改正前の小金井市教育委員会事務局等職員退職手当支給条例の規定は、なおその効力を有する。

小金井市教育委員会事務局等職員給与条例等の一部を改正する条例新旧対照表

小金井市教育委員会事務局等職員給与条例（第1条関係）

改正条例	現行条例	備考
<p>小金井市教育委員会の任命に係る職員の給与に関しては、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）を準用する。</p> <p>付 則（抄） （施行期日）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。 （小金井市教育委員会事務局等職員給与条例の一部改正に伴う経過措置） 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項の場合においては、第1条の規定による改正後の小金井市教育委員会事務局等職員給与条例の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の小金井市教育委員会事務局等職員給与条例の規定は、なおその効力を有する。 <p>3 } 省略 4 }</p>	<p>第1条 小金井市教育委員会の任命に係る職員（<u>教育長を除く。</u>）の給与に関しては、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）を準用する。</p> <p>第2条 教育長の給料月額は、765,000円とする。</p> <p>2 その他給料、通勤手当及び期末手当の支給に関しては、特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第22号）第5条、第5条の2、第5条の3及び第6条の規定を準用する。</p>	<p>教育長に関する規定の削除 条の削除</p>

小金井市教育委員会事務局等職員の旅費に関する条例（第2条関係）

改正条例	現行条例	備考
<p>小金井市教育委員会事務局等職員の旅費に関しては、<u>職員の旅費に関する条例（昭和36年条例第8号）</u>を準用する。</p> <p>付 則（抄） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>2 省略 （小金井市教育委員会事務局等職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>3 改正法附則第2条第1項の場合においては、第2条の規定による改正後の小金井市教育委員会事務局等職員の旅費に関する条例の規定は適用せず、第2条の規定による改正前の小金井市教育委員会事務局等職員の旅費に関する条例の規定は、なおその効力を有する。</p> <p>4 省略</p>	<p>第1条 小金井市教育委員会事務局等職員の旅費に関しては、<u>小金井市の職員の旅費に関する条例</u>を準用する。ただし、<u>教育長については、特別職の職員の旅費に関する条例（昭和36年条例第7号）</u>を準用する。</p>	<p>規定の整備及びただし書の削除</p>

小金井市教育委員会事務局等職員退職手当支給条例（第3条関係）

改正条例	現行条例	備考
<p>1 小金井市教育委員会事務局等職員の退職手当の支給に関しては、<u>小金井市職員退職手当支給条例（昭和23年条例第19号）</u>を準用する。</p> <p>2 小金井市職員から引き続き勤務する場合には勤続年数を通算する。</p>	<p>第1条 小金井市教育委員会事務局等職員退職手当支給に<u>関しては、<u>小金井市職員退職手当支給条例（昭和23年条例第19号）</u>を準用する。</u></p> <p>2 小金井市職員から<u>引き続き勤務する場合には勤続年数を通算する。</u></p> <p>第2条 教育長の退職手当については、<u>特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第22号）第5条の4及び第6条の規定を準用する。この場合において、第5条の4第2項第2号中「副市長」とあるのは「教育長」と、「100分の300」とあるのは「100分の250」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>規定の整備</p> <p>同上</p> <p>条の削除</p>
<p>付 則（抄） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>2 } 省略</p> <p>3 } （小金井市教育委員会事務局等職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>4 改正法附則第2条第1項の場合においては、第3条の規定による改正後の小金井市教育委員会事務局等職員退職手当支給条例の規定は適用せず、第3条の規定による改正前の小金井市教育委員会事務局等職員退職手当支給条例の規定は、なおその効力を有する。</p>		

議案第19号

小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例

小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成27年2月23日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

東京都が定める私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例

小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例（平成19年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号を次のように改める。

(6) 幼児 当該年度の4月1日以降、小金井市の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳に記録されている者もしくは記録されていた者又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3第1号もしくは第2号に規定する者のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該年度の4月1日現在における満年齢が3歳、4歳及び5歳の者。ただし、当該年度の4月2日以降に満3歳に達する者は、当該年度の4月1日現在における満年齢が3歳の者とみなす。

イ 学校教育法第18条の規定により保護者が就学させる義務を猶予又は免除された者

付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例の規定は、平成26年4月1日から適用する。

議案第19号資料

小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) } 省略</p> <p>(5) }</p> <p>(6) 幼児 当該年度の4月1日以降、小金井市の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条に規定する住民基本台帳に記録されている者もしくは記録されていた者又は出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3第1号もしくは第2号に規定する者のうち、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 当該年度の4月1日現在における満年齢が3歳、4歳及び5歳の者。ただし、当該年度の4月2日以降に満3歳に達する者は、当該年度の4月1日現在における満年齢が3歳の者とみなす。</p> <p>イ 学校教育法第18条の規定により保護者が就学させる義務を猶予又は免除された者</p> <p>(7) } 省略</p> <p>(8) }</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例の規定は、平成26年4月1日から適用する。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) } 省略</p> <p>(5) }</p> <p>(6) 幼児 当該年度の4月1日以降、小金井市の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条に規定する住民基本台帳に記録されている者もしくは記録されていた者又は出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3第1号もしくは第2号に規定する者で、当該年度の4月1日現在における満年齢が3歳、4歳及び5歳のものをいう。ただし、当該年度の4月2日以降に満3歳に達する者は、当該年度の4月1日現在における満年齢が3歳の者とみなす。</p> <p>(7) } 省略</p> <p>(8) }</p>	<p>定義規定の整備</p>

議案第20号

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例を別紙のように制定する。

平成27年2月23日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

子ども・子育て支援法の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担を定める必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく子どものための教育・保育給付（法附則第6条第1項の規定による委託費の支払を含む。）に係る支給認定保護者又は扶養義務者（以下「利用者」という。）が負担すべき費用（以下「利用者負担」という。）について法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(利用者負担の額及び徴収)

第3条 特定教育・保育施設（小金井市立保育園条例（昭和43年条例第14号）に基づき設置した小金井市立保育園（以下「市立保育園」という。）及び特定保育所を除く。）又は特定地域型保育事業者は、法第65条の規定により市が費用を支弁する支給認定子どものための教育・保育給付に係る教育又は保育を行ったときは、法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号又は第30条第2項第1号から第3号まで（法附則第9条の適用があるときは、同条第1項第1号イ、第2号イ(1)もしくはロ(1)又は第3号イ(1)）に規定する額を限度として市が定める額を上限とした額の支払を利用者から受けるものとする。

2 市長は、市立保育園が支給認定子どものための教育・保育給付に係る教育又は保育を行ったときは、前項の市が定める額を利用者から徴収するものとする。

3 市長は、特定保育所が法第65条の規定により市が費用を支弁する法附則第6条第1項の規定による委託費の支払に係る支給認定子どものための保育を行ったときは、同条第4項に規定する市が定める額を利用者から徴収するものとする。

4 前3項の市が定める額は、別表に定めるとおりとする。

(利用者負担の額の決定等)

第4条 市長は、利用者負担の額を決定したとき、又は変更したときは、利用者に通知しなければならない。

(利用者負担の額の納付)

第5条 利用者は、前条の規定によって決定された利用者負担の額を指定された期限

までに納付しなければならない。

(利用者負担の額の減額又は免除)

第6条 市長は、第3条に基づく利用者負担について、特に必要があると認めるときは、その利用者負担の額の一部又は全部を減額又は免除することができる。

(督促及び滞納処分)

第7条 市長は、小金井市の設置する特定保育施設及び第3条第3項に規定する特定保育所の利用者が納期限までに利用者負担の額を完納しないときは、小金井市諸収入金の督促及び延滞金に関する条例(昭和46年条例第6号)の規定により督促し、延滞金を徴収することができる。

2 市長は、前項の規定による督促を受けた者が、指定された期限までにその督促に係る利用者負担の額を完納しないときは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第56条第7項の規定に基づき地方税の滞納処分の例により処分することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、付則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(小金井市保育料徴収条例の廃止)

2 小金井市保育料徴収条例(平成11年条例第44号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に前項の規定による廃止前の小金井市保育料徴収条例の規定に基づき徴収し、又は徴収すべき平成26年度分までの保育料については、なお従前の例による。

(準備行為)

4 第4条に規定する利用者負担の額の決定、変更及び通知に係る準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第3条関係）

1 特定教育・保育（教育に限る。）又は特別利用教育、特別利用保育もしくは特別利用地域型保育を受けたときの利用者負担の額

各月初日の教育又は保育を実施する児童の属する世帯の階層区分		利用者負担の月額	
定義及び条件		階層区分	単位：円
生活保護世帯等		A	0
A階層を除き当該年度分（4月から8月までにあつては、前年度分。以下同じ。）の市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）が右記の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	B	3,000
A階層を除き当該年度分の市町村民税課税世帯であつて、その所得割の額の区分が右記の区分に該当する世帯	77,100円以下	C1	16,100
	77,101円以上 211,201円未満	C2	20,500
	211,201円以上	C3	25,700

2 特定教育・保育（保育に限る。）又は特定地域型保育（特別利用地域型保育を除く。）を受けたときの利用者負担の額

各月初日の保育を実施する児童の属する世帯の階層区分		利用者負担の月額（各階層の上段が保育標準時間認定者の場合、下段が保育短時間認定者の場合の額）	
定義及び条件		階層区分	単位：円
			3歳未満児
			3歳以上児
生活保護世帯等		A	0
			0
A階層を除き当該年度分（4月から8月までにあつては、前年度分。以下同じ。）の市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）が右記の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	B	0
			0
	均等割の額のみ世帯	C	1,500
			1,200
		D	1,400
			2,400
			2,300
			4,500
			4,400
			6,000
			5,800
		D	7,300
			7,100
			9,700
			9,500
			12,000
			11,700
		D	1,100
			1,900
			1,800
			3,700
			3,600
			4,800
		D	4,700
			5,800
			5,700
			7,000
			6,800
			8,500
		D	8,300
			8,500
			6,800
			7,000
			8,500
			8,300

A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その所得割の額の区分が右記の区分に該当する世帯	130,100円以上	156,700円未満	D 7	15,500	10,300
				15,200	10,100
	156,700円以上	183,300円未満	D 8	19,000	11,700
				18,600	11,500
	183,300円以上	209,900円未満	D 9	22,500	12,900
				22,100	12,600
	209,900円以上	236,500円未満	D 10	26,000	14,000
				25,500	13,700
	236,500円以上	263,100円未満	D 11	29,000	15,500
				28,500	15,200
	263,100円以上	289,700円未満	D 12	32,000	16,500
				31,400	16,200
	289,700円以上	316,300円未満	D 13	34,000	17,500
				33,400	17,200
	316,300円以上	348,000円未満	D 14	37,000	18,500
				36,300	18,100
	348,000円以上	379,700円未満	D 15	40,500	20,000
				39,800	19,600
	379,700円以上	411,400円未満	D 16	43,000	21,500
				42,200	21,100
411,400円以上	443,100円未満	D 17	44,000	22,000	
			43,200	21,600	
443,100円以上	474,800円未満	D 18	45,000	22,500	
			44,200	22,100	
474,800円以上	518,100円未満	D 19	45,600	23,000	
			44,800	22,600	
518,100円以上	604,700円未満	D 20	45,800	23,500	
			45,000	23,100	
604,700円以上		D 21	46,000	24,000	
			45,200	23,500	

- 備考
- この表において、「生活保護世帯等」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯をいう。
 - この表において、「所得割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。
 - 別表2の表において、「保育標準時間認定者」とは小金井市立保育園条例第7条第1号の保育標準時間認定者をいい、「保育短時間認定者」とは同条第2号の保育短時間認定者をいう。
 - 別表2の表において、「3歳未満児」及び「3歳以上児」とは、次に掲げるとおりとする。
 - 「3歳未満児」とは、保育が実施された年度（次号において「保育実施年度」という。）の初日の前日において3歳に達しない児童をいい、その児童が年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度に限り3歳未満児とみなす。
 - 「3歳以上児」とは、保育実施年度の初日の前日において3歳に達している児童をいう。
 - 別表2の表の階層区分C階層における「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいう。
 - 別表1の表において、同一世帯に満3歳から小学校3年生までの範囲内に子どもが2人以上いる場合、その範囲内において、最年長の子どもから順に2人目が支給認定子どもであるときはこの表に掲げる額の2分の1の額とし、3人目以降が支給認定子どもであるときの利用者負担の額については無料とする。
 - 別表2の表において、同一世帯に支給認定子ども（この項において「子ども」という。）が2人以上いる場合、最年長の子どもから順に2人目の利用者負担の額はこの表に掲げる額の2分の1の額とし、3人目以降の利用者負担の額については無料とする。
 - この表において、同一世帯に支給認定子ども及び次の各号のいずれかに該当する子どもが2人以上いる場合、小学校就学前の範囲内において、最年長の子どもから順に2人目が支給認定子どもであるときはこの表に掲げる額の2分の1の額とし、3人目以降が支給認定子どもであるときの利用者負担の額については無料とする。
 - 特定教育・保育施設でない幼稚園に在籍する子ども

- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部に在籍する子ども
- (3) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援又は同条第3項に規定する医療型児童発達支援を利用している小学校就学前の子ども
- (4) 児童福祉法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部に在籍する小学校就学前の子ども

議案第21号

小金井市立保育園における延長保育に関する条例の一部を改正する条例

小金井市立保育園における延長保育に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成27年2月23日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、規定の整備を行う必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市立保育園における延長保育に関する条例の一部を改正する条例

小金井市立保育園における延長保育に関する条例（平成11年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育標準時間認定者 小金井市立保育園条例第7条第1号の保育標準時間認定者をいう。
- (2) 保育短時間認定者 小金井市立保育園条例第7条第2号の保育短時間認定者をいう。
- (3) 延長保育 保育標準時間認定者においては午後6時から午後7時まで、保育短時間認定者においては午前7時から午前8時30分まで又は午後4時30分から午後7時までに特に保育する必要があると認められる児童に対して行う保育をいう。

第5条第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 延長保育料の月額、別表に定める額とし、市長が指定する日までに納入しなければならない。
- 3 小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成 年条例第 号）別表2の表の階層区分A階層又はB階層に該当する世帯は、前項に規定する延長保育料の納入を免除する。

付則の次に次の別表を加える。

別表（第5条関係）

延長保育区分	利用者の認定区分	延長保育料（月額） 単位：円
A型延長保育	保育短時間認定者	3,500
B型延長保育	保育短時間認定者	3,500
C型延長保育	保育短時間認定者及び 保育標準時間認定者	2,500

備考

- 1 この表において「A型延長保育」とは、午前7時から午前8時30分までを区分とする延長保育をいう。
- 2 この表において「B型延長保育」とは、午後4時30分から午後6時までを区分とする延長保育をいう。
- 3 この表において「C型延長保育」とは、午後6時から午後7時までを区分とする延長保育をいう。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の小金井市立保育園における延長保育に関する条例の規定による延長保育の申込み及び承認に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

議案第21号資料

小金井市立保育園における延長保育に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p><u>(定義)</u> <u>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u> <u>(1) 保育標準時間認定者 小金井市立保育園条例第7条第1号の保育標準時間認定者をいう。</u> <u>(2) 保育短時間認定者 小金井市立保育園条例第7条第2号の保育短時間認定者をいう。</u> <u>(3) 延長保育 保育標準時間認定者においては午後6時から午後7時まで、保育短時間認定者においては午前7時から午前8時30分まで又は午後4時30分から午後7時まで、特に保育する必要があると認められる児童に対して行う保育をいう。</u> <u>(費用の徴収)</u> <u>第5条 省略</u></p>	<p><u>(定義)</u> <u>第2条 この条例において延長保育とは、保育園の開園時間外に特に保育する必要があると認められる児童に対し、午後6時から午後7時までの間に行う保育をいう。</u></p>	<p>子ども・子育て支援新制度に伴う規定の整備</p>
<p><u>第2 延長保育料の月額に定める額とし、市長が指定する日までに納入しなければならない。</u> <u>3 小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例(平成 年条例第 号)別表2の表の階層区分A階層又はB階層に該当する世帯は、前項に規定する延長保育料の納入を免除する。</u></p>	<p><u>(費用の徴収)</u> <u>第5条 省略</u> <u>2 延長保育料の月額は2,500円とし、市長が指定する日までに納入しなければならない。</u> <u>3 国が定める保育所徴収基準額表中第1階層又は第2階層に該当する世帯は、前項に規定する延長保育料の納入を免除する。</u></p>	<p>延長保育料の整備 規定の整備</p>

別表 (第5条関係)

延長保育区分	利用者の認定区分	延長保育料 (月額) 単位: 円
A型延長保育	保育短時間認定者	3,500
B型延長保育	保育短時間認定者	3,500
C型延長保育	保育短時間認定者 及び保育標準時間 認定者	2,500

備考

- 1 この表において「A型延長保育」とは、午前7時から午前8時30分までを区分とする延長保育をいう。
- 2 この表において「B型延長保育」とは、午後4時30分から午後6時までを区分とする延長保育をいう。
- 3 この表において「C型延長保育」とは、午後6時から午後7時までを区分とする延長保育をいう。

付 則
(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)
- 2 この条例による改正後の小金井市立保育園における延長保育に関する条例の規定による延長保育の申込み及び承認に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

延長保育料に
関する別表の
新設

議案第22号

小金井市愛育手当条例の一部を改正する条例

小金井市愛育手当条例の一部を別紙のように改正する。

平成27年2月23日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、規定の整備をする必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市愛育手当条例の一部を改正する条例

小金井市愛育手当条例（昭和48年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「4歳児及び5歳児で幼稚園に在籍していない幼児又は保育園において保育の実施を受けていない」を削る。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 幼児 次のアからエまでのいずれにも該当する者をいう。

ア 4月1日現在の年齢が満4歳又は満5歳であること。

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園もしくは特別支援学校の幼稚部、東京都知事が認定した幼稚園類似の幼児施設又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園に在籍していないこと。

ウ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設に在籍していないこと。

エ 子ども・子育て支援法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業の利用をしていないこと。

第6条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、幼児が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該施設に在籍し、又は当該事業を利用した日の属する月の前月分まで支給する。

(1) 第2条第2号イの幼稚園、特別支援学校の幼稚部、幼稚園類似の幼児施設又は幼保連携型認定こども園に在籍

(2) 第2条第2号ウの特定教育・保育施設に在籍

(3) 第2条第2号エの特定地域型保育事業を利用

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

小金井市愛育手当条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(目的) 第1条 この条例は、幼児の保護者に愛育手当（以下「手当」とい う。）を支給することにより、未来を担う幼児の健全な育成を助長 することを目的とする。</p> <p>(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該 各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略 (2) 幼児 次のアからエまでのいずれにも該当する者をいう。 ア 4月1日現在の年齢が満4歳又は満5歳であること。 イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する 幼稚園もしくは特別支援学校の幼稚部、東京都知事が認定し た幼稚園類似の幼児施設又は就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律 第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園 に在籍していないこと。 ウ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27 条第1項に規定する特定教育・保育施設に在籍していないこ と。 エ 子ども・子育て支援法第43条第3項に規定する特定地域 型保育事業の利用をしていないこと。</p> <p>(支給期間及び支給期月) 第6条 省略 2 前項の規定にかかわらず、幼児が次の各号のいずれかに該当す ることとなった場合は、当該施設に在籍し、又は当該事業を利用 した日の属する月の前月分まで支給する。 (1) 第2条第2号イの幼稚園、特別支援学校の幼稚部、幼稚園類 似の幼児施設又は幼保連携型認定こども園に在籍 (2) 第2条第2号ウの特定教育・保育施設に在籍</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、4歳児及び5歳児で幼稚園に在籍していない 幼児又は保育園において保育の実施を受けていない幼児の保護者 に愛育手当（以下「手当」という。）を支給することにより、未 来を担う幼児の健全な育成を助長することを目的とする。</p> <p>(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該 各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略 (2) 幼児 4月1日現在（以下「基準日」という。）の年齢が満 4歳及び満5歳で、学校教育法（昭和22年法律第26号）の 規定による幼稚園、もしくは幼稚園類似の幼児施設（以下「幼 稚園」という。）に在籍していない者又は児童福祉法（昭和2 2年法律第164号）第35条の規定による保育園（以下「保 育園」という。）において保育の実施を受けていない者</p> <p>(支給期間及び支給期月) 第6条 省略 2 幼稚園に在籍又は保育園において保育の実施を受けた場合は、 前項の規定にかかわらず、当該施設に在籍又は保育の実施を受け た日の属する月の前月分まで支給する。</p>	<p>用語の整備</p> <p>子ども・子育て支 援新制度の開始 に伴う規定の整 備等</p> <p>用語の整備</p>

(3) 第2条第2号エの特定地域型保育事業を利用

3 省略

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

3 省略

議案第23号

小金井市下水道条例の一部を改正する条例

小金井市下水道条例の一部を別紙のように改正する。

平成27年2月23日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

下水道法施行令の一部が改正されたことに伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市下水道条例の一部を改正する条例

小金井市下水道条例（昭和44年条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第4の1の項中「0.1ミリグラム」を「0.03ミリグラム」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

小金井市下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例		現行条例		備考
別表第4 (第11条の2関係)		別表第4 (第11条の2関係)		基準の改正
物質又は項目	水質の基準	物質又は項目	水質の基準	
1 カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウム0.03ミリグラム以下	1 カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウム0.1ミリグラム以下	
省 略		省 略		
備考 省略		備考 省略		
<p>付 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>				

工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

平成26年11月 1日から
平成27年 1月31日まで

厚生文教委員会

番号	契約 番号	契約締結日	契約 業 者 名 称	契 約 金 額 (円)	工 期	工 事 概 要	契 約 方 法	進 捗 率 (%)
1	6861-0	平成26年12月8日	小金井市公民館本町分館トイレ等改修工事 (株) 昭和未来	¥11,350,800	平成26年12月9日から 平成27年2月27日まで	トイレ改修工事(約27㎡) 1 建築工事 床・壁・天井、トイレブース等改修 2 機械設備工事 便器・手洗器、給排水管等改修 3 電気設備工事 照明等改修	制限付一般 競争入札1 者	50

進捗率は、平成27年2月1日現在

小金井市全図

厚生文教委員会

小金井市公民館本町分館トイレ等改修工事



府中市

工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

平成26年11月 1日から
平成27年 1月31日まで

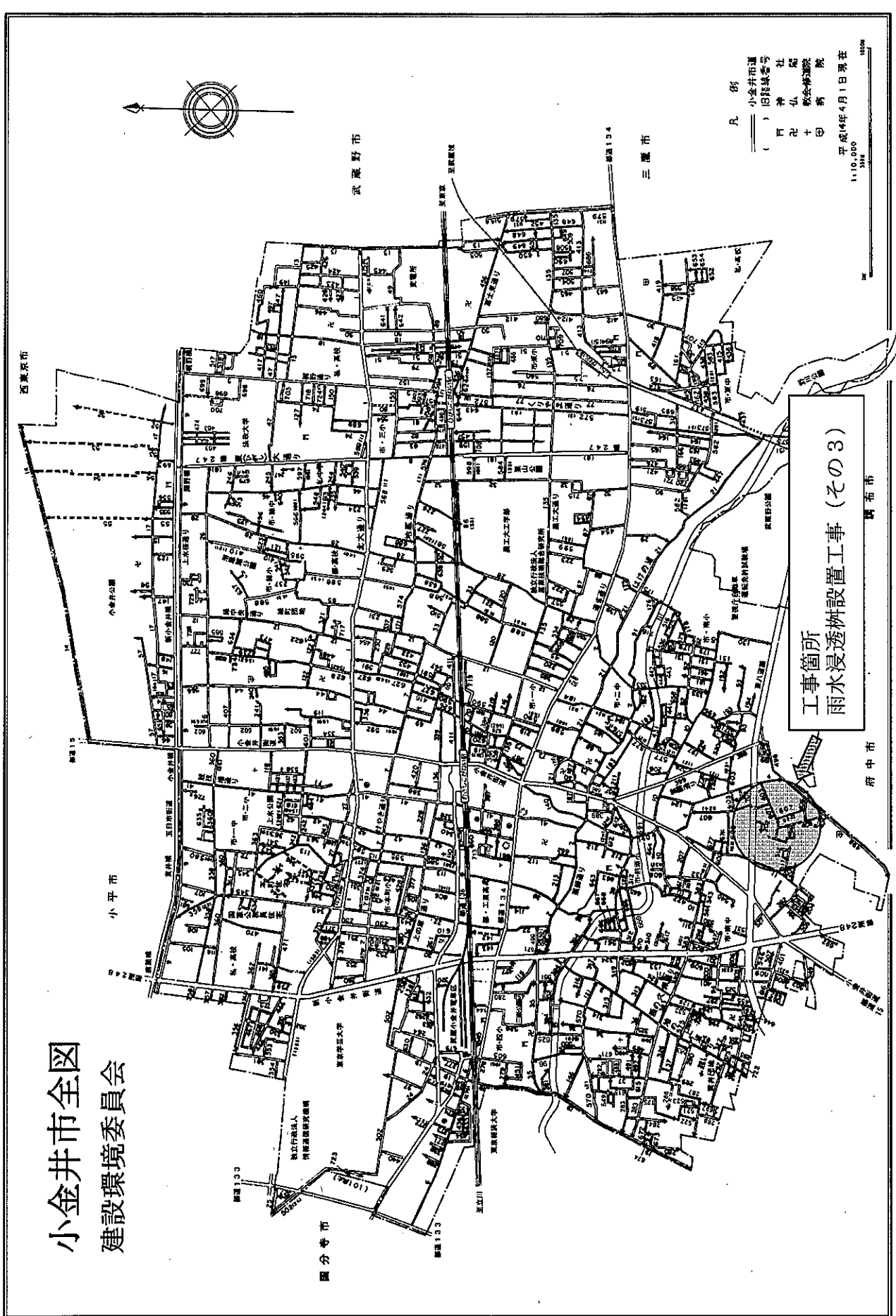
建設環境委員会

番号	契約番号	契約締結日	契約者名	契約金額(円)	工期	工事概要	契約方法	進捗率(%)
1	6685-0	平成26年12月1日	雨水浸透枿設置工事(その3) 金澤建設(株)	¥16,740,000	平成26年12月2日から 平成27年3月26日まで	L形雨水枿設置工1式 雨水浸透管推進工1式 取付管設置工1式 付帯工1式	指名競争入札8者	5

進捗率は、平成27年2月1日現在

小金井市全図

建設環境委員会



凡例
 小金井市道
 () 旧路線番号
 社 記 公 記 院
 社 記 公 記 院
 社 記 公 記 院
 社 記 公 記 院
 平成14年4月1日現在
 1:10,000
 縮尺

工事箇所
 雨水浸透柵設置工事 (その3)